

大分県福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

(建築物編)

平成24年3月

大分県

●はじめに●

大分県では、高齢者、障がい者等をはじめ、すべての県民が、住み慣れた地域において、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことができる社会の実現をめざして、平成7年に「大分県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

その後、少子高齢化のさらなる進行や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の制定等取り巻く環境の変化に対応するため、また、ユニバーサルデザインの考え方の明確化や子育て支援の視点を新たに加えるため、平成23年3月に条例を一部改正しました。

このマニュアルは、条例が求めている整備内容の具体的な解説に加え、高齢者、障がい者等の利用により配慮が必要な部分の整備手法などについてもあわせて例示しています。

事業者、設計者及び県民の皆様がこのマニュアルを有効に活用され、福祉のまちづくりを一層進められるようご理解とご協力をお願いします。

平成24年3月

大 分 県

施設整備マニュアル目次

概要

1 大分県福祉のまちづくり条例の概要	2
2 条例の対象となる施設	4
3 事務手続きの流れ	5
4 施設整備マニュアルの見方	6

建築物の整備

①移動等円滑化経路	8
②出入口	10
③廊下等	14
④階段	20
⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	24
⑥エレベーター及びその乗降ロビー	28
⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	34
⑧便所	38
⑨客室等	47
⑩敷地内の通路	50
⑪駐車場	54
⑫標識	58
⑬案内設備	60
⑭案内設備までの経路	62
⑮客席	66
⑯改札口	70
⑰記載用カウンター	71
⑱公衆電話所	72
⑲浴室	74
⑳更衣室又はシャワー室	76
㉑授乳及びおむつ交換場所	78
㉒その他の施設	80
(1) 自動販売機	80
(2) 郵便ポスト	81
(3) コンセント・スイッチ	82
(4) 緊急時の設備	83

資料

(1) 大分県福祉のまちづくり条例	86
(2) 大分県福祉のまちづくり条例施行規則	92

概 要

1 大分県福祉のまちづくり条例の概要

前文

私たち一人一人が、住み慣れた地域において、個人として尊重され、生きがいを持って生活を営める社会をつくることは、私たち県民すべての願いであり、また、責務でもある。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていく必要がある。

また、このことは、急速な人口の高齢化を迎えるに当たっての緊急な課題でもある。

ここに、私たちは、お互いを大切にしよう心をはぐくみ、県、市町村、県民及び事業者が共に力を合わせて福祉のまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

目的

- 県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにする。
 - 県の基本方針を定めてこれに基づく施策を実施し、及び特定施設を安全かつ容易に利用できるようにするための措置等を講ずる。
- 福祉のまちづくりの推進

責務

- 県の責務
 - 基本的・総合的な施策の策定と実施
- 市町村の責務
 - 地域の実情に応じた施策策定と実施、県施策への協力
- 県民の責務
 - 福祉のまちづくりに関する理解、活動参画、県・市町村施策への協力
 - 高齢者、障害者等に配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為の禁止
- 事業者の責務
 - 特定施設の高齢者、障害者等による安全かつ容易な利用の確保
 - 県・市町村施策への協力
- 福祉のまちづくりの総合的推進
 - 県、市町村、県民、事業者がそれぞれの責務を自覚し、一体となって福祉のまちづくりを推進

福祉のまちづくりに関する施策

- 施策の基本方針
 - すべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる生活環境の整備を進めること。
 - すべての県民が福祉のまちづくりに参画し、積極的に協力する気運を醸成すること。
- 高齢者、障害者等の意見反映

- 施策の検討
- 教育の推進
- 県民の意識の高揚
- 財政上の措置

特定施設に係る措置等

■特定施設に係る措置

- 基礎的基準、誘導的基準の策定
- 特定施設の新築等をしようとする際の基礎的基準への適合努力義務
- 既存特定施設の基準適合状況把握、基礎的基準への適合努力義務
- 特定施設の管理運営に関し、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置を講ずる努力義務
- 適合証の交付

■特別特定施設に係る措置

- 特別特定施設の新築等をしようとする際の基礎的基準への適合義務
- 特別特定施設に係る新築等の届出、変更の届出、完了の届出
- 勧告
 - 新築等の届出を行わずに工事に着手した場合
 - 届出の内容と異なり、かつ基礎的基準に適合していない工事を行った場合
 - 正当な理由がなく指導、助言に従わなかった場合
- 公表
 - 正当な理由がなく勧告に従わなかった場合
- 報告の徴収、立入検査

■公共車両等に係る措置

- 公共車両等を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置を講ずる努力義務

■住宅等の整備

- 住宅等を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる整備努力義務

バリアフリー法委任規定

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の規定により、条例で定める特別特定建築物の建築の規模を、以下のものについて1,000㎡とする。(2,000㎡から1,000㎡に引き下げ)
 - ・特別支援学校
 - ・病院又は診療所
 - ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
 - ・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
 - ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - ・体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）
若しくはボーリング場又は遊技場
 - ・博物館、美術館又は図書館

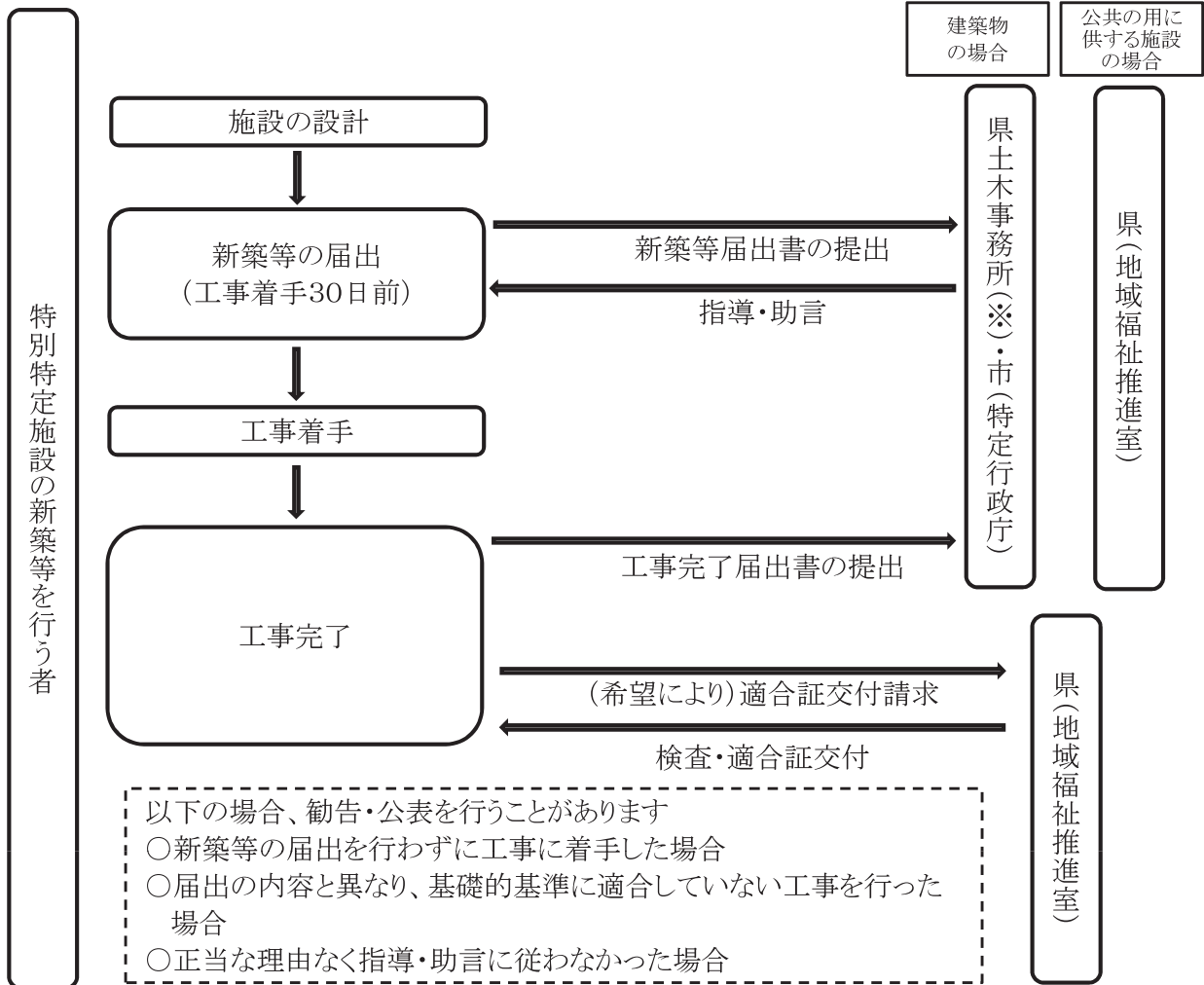
2 条例の対象となる施設

- 特定施設（新築等（新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替）を行う際に、基礎的基準への適合努力義務がある施設）
- 特別特定施設（特定施設のうち、新築等を行う際に、基礎的基準への適合義務があり、かつ工事着工前及び工事完了後の届出が必要な施設）

	特 定 施 設		特別特定施設
建 築 物	1	学校、専修学校又は各種学校	1,000㎡超
	2	病院又は診療所	すべて
	3	老人保健施設	すべて
	4	劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の興行場	1,000㎡超
	5	集会場、公会堂その他これらに類するもの	1,000㎡超
	6	展示場	1,000㎡超
	7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1,000㎡超
	8	ホテル、旅館その他の宿泊施設	1,000㎡超
	9	事務所（23に掲げるものを除く）	3,000㎡超
	10	共同住宅又は寄宿舍	50戸／室超
	11	保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設、身体障害者社会参加支援施設、母子福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	すべて
	12	体育館、水泳場、ポーリング場その他の体育施設又は遊技場	1,000㎡超
	13	博物館、美術館又は図書館	1,000㎡超
	14	公衆浴場	1,000㎡超
	15	飲食店	1,000㎡超
	16	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1,000㎡超
	17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	1,000㎡超
	18	工場	3,000㎡超
	19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	1,000㎡超
	20	一般公共の用に供される自動車車庫	1,000㎡超
	21	公衆便所	すべて
	22	火葬場	1,000㎡超
	23	官公庁舎	1,000㎡超
	24	複合用途建築物	3,000㎡超
公共の用に供する施設	道路	道路法に規定する道路	すべて
	公園又は緑地	都市公園法に規定する都市公園	すべて
		児童福祉法に規定する児童遊園	
		港湾法に規定する港湾環境整備施設である緑地	
	路外駐車場	駐車場法に規定する路外駐車場で建築物又は公園・緑地に設けられるもの以外のもの	500㎡以上
	遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの	すべて	

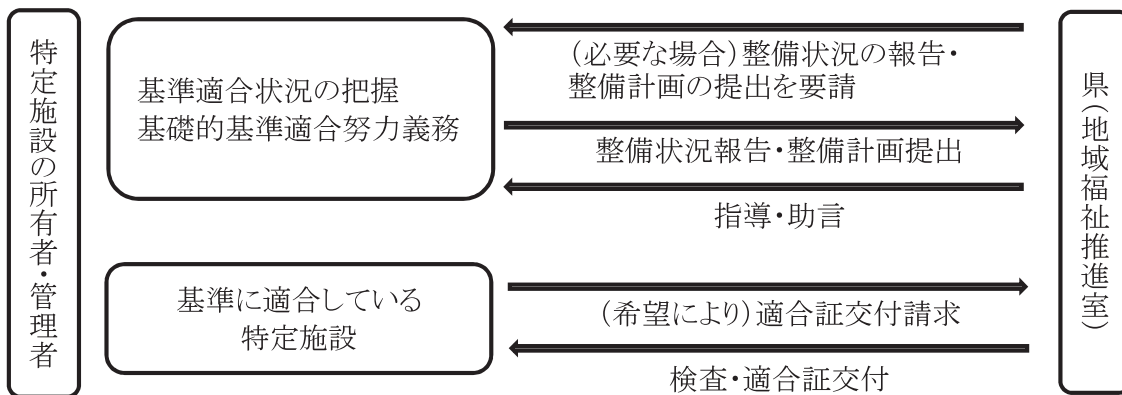
3 事務手続きの流れ

1 特別特定施設の新築等を行う場合



(※)別府土木事務所、大分土木事務所、臼杵土木事務所、豊後大野土木事務所、日田土木事務所、中津土木事務所

2 既存施設の場合



4 施設整備マニュアルの見方

施設整備マニュアルは、整備項目ごとに、「整備の基本的考え方」、「基礎的基準」、「誘導的基準」、「解説」、「配慮事項」及び「参考図」で構成しています。

ただし、整備項目のうち「②その他の施設」については、「整備の基本的考え方」、「配慮事項」及び「参考図」で構成しています。（基礎的基準・誘導的基準の定めはありません。）

整備項目

【整備の基本的考え方】

各整備項目の特性等、整備に関する基本的な考え方を示しています。

基礎的基準	誘導的基準
特別特定施設の新築等の際に適合すべき基準であり、条例施行規則別表第2で規定している基準です。	高齢者、障害者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準であり、条例施行規則別表第3で規定している基準です。 より一層の福祉のまちづくりの推進のため、基礎的基準への適合に加えて、この基準に適合させることが望まれます。

【解説】

基礎的基準・誘導的基準の根拠や、解説を記載しています。

（凡例）●：基礎的基準の解説

◇：誘導的基準の解説

【配慮事項】

基礎的基準・誘導的基準は、整備内容の骨格を示すものであることから、具体的な整備にあたり、参考となる事項や注意を要する事項等を記載しています。

（図 ）○○の例

図解は、内容の理解を容易にするためのものであり、一例として示しています。

整備に当たっては、施設用途や利用者の状況等に応じ、より利用しやすいよう配慮をお願いします。

（凡例）●：基礎的基準で定めている数値

◇：誘導的基準で定めている数値

建築物の整備

① 移動等円滑化経路

【整備の基本的考え方】

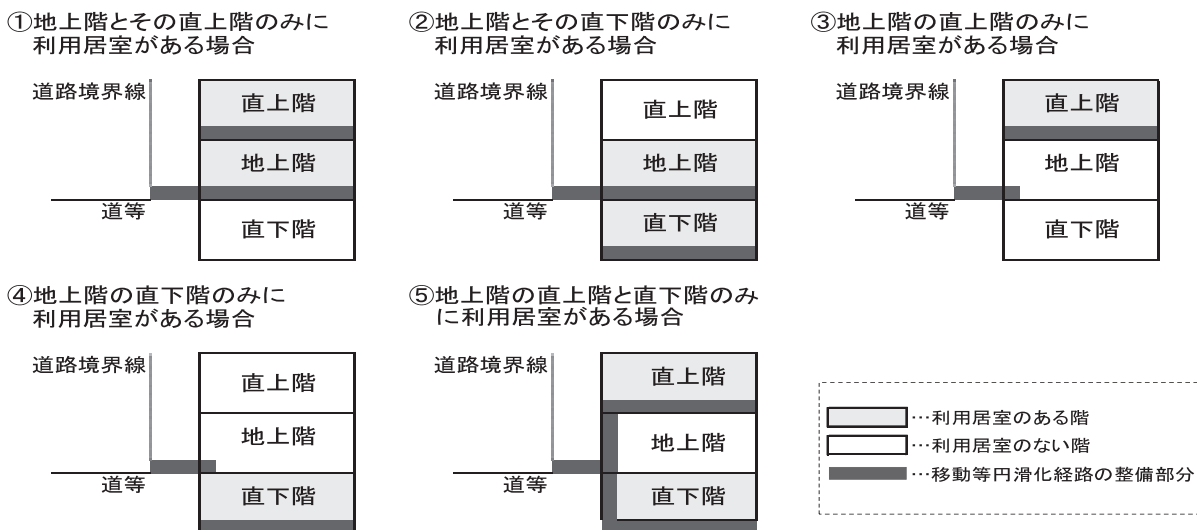
高齢者、障害者等が建築物を円滑に利用できるように、道等から利用居室に至る経路のうち1以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とした経路（移動等円滑化経路）として整備する。また、利用居室から車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路についても移動等円滑化経路とする。

基礎的基準	誘導的基準
<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路とすること。</p> <p>イ 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>ロ 建築物又はその敷地に8の項の(1)に規定する車いす使用者用便房（9の項の(1)に規定する車いす使用者用客室等に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは道等。ハにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ハ 建築物又はその敷地に11の項の(1)に規定する車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>(2) 移動等円滑化経路上に、階段又は段を設けないこと（1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分の適用については、別表第1の1の項の(1)に掲げる建築物（特別支援学校に限る。）並びに同項の(2)、(3)、(5)、(11)、(12)、(13)及び(23)に掲げる建築物にあつては床面積の合計が1,000㎡以上のもの、同項の(21)に掲げる建築物にあつては床面積の合計が50㎡以上のもの、同項の(4)、(6)から(8)まで、(14)から(16)まで、(19)、(20)及び(22)に掲げる建築物にあつては床面積の合計が2,000㎡以上のものに限る。）。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p></p>

【解説】

- 移動等円滑化経路
 - 移動等円滑化経路上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、各整備項目の基準に適合させる。
- イ 利用居室までの経路
 - 道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（利用居室）までの経路を移動等円滑化経路とする。
ただし、地上階又はその直上階のみに利用居室を設ける場合や、地上階又はその直下階のみに利用居室を設ける場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路としない。（図1.1）
- ロ 車いす使用者用便房までの経路
 - 利用居室から車いす使用者用便房までの経路は、上下の移動に係る部分も含めて、移動等円滑化経路とする。よって、イで利用居室までの経路のうち上下の移動に係る部分が移動等円滑化経路として除外されていたとしても、その利用居室がある階に車いす使用者用便房が設置されていない場合は、エレベーター等の設置が必要になる。
- ハ 車いす使用者用駐車施設までの経路
 - 利用居室から車いす使用者用駐車施設までの経路は、上下の移動に係る部分も含めて、移動等円滑化経路とする。
- 段差の禁止
 - 移動等円滑化経路上には、階段や段を設けない。階段や段がある場合には、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する必要がある。
ただし、1の階と他の階の間の上下の移動に係る部分については、次に掲げる用途・規模の場合に限り適用する（次に掲げる用途・規模の場合に限り、エレベーター等の設置が必要となる。）。
 - 1,000㎡以上の特別支援学校、病院・診療所、老人保健施設、集会場・公会堂等、福祉施設、体育館・水泳場・ボーリング場等、博物館・美術館・図書館、官公庁舎
 - 50㎡以上の公衆便所
 - 2,000㎡以上の劇場・観覧場・映画館・演芸場等、展示場、百貨店・マーケット等、ホテル・旅館等、公衆浴場、飲食店、理髪店・クリーニング取次店・質屋・貸衣装屋・銀行等、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、自動車車庫、火葬場

（図 1.1）移動等円滑化経路とならない上下の移動に係る経路



※①～④の場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路とならない。
ただし、車いす使用者用便房・車いす使用者用駐車施設のある階までの経路は、移動等円滑化経路となる。

② 出入口

【整備の基本的考え方】

建築物の玄関や、利用居室等の出入口は、車いす使用者等が円滑に通過できるよう整備する。

基礎的基準	誘導的基準
<p>移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内のを80cm以上とすること（口に掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、内のを90cm以上とすること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>(1) 多数の者が利用する出入口（(2)に規定するもの並びにエレベーターのかご及び昇降路に設けられるものを除き、かつ2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上のものに限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内のを90cm以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものは、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内のを135cm以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>

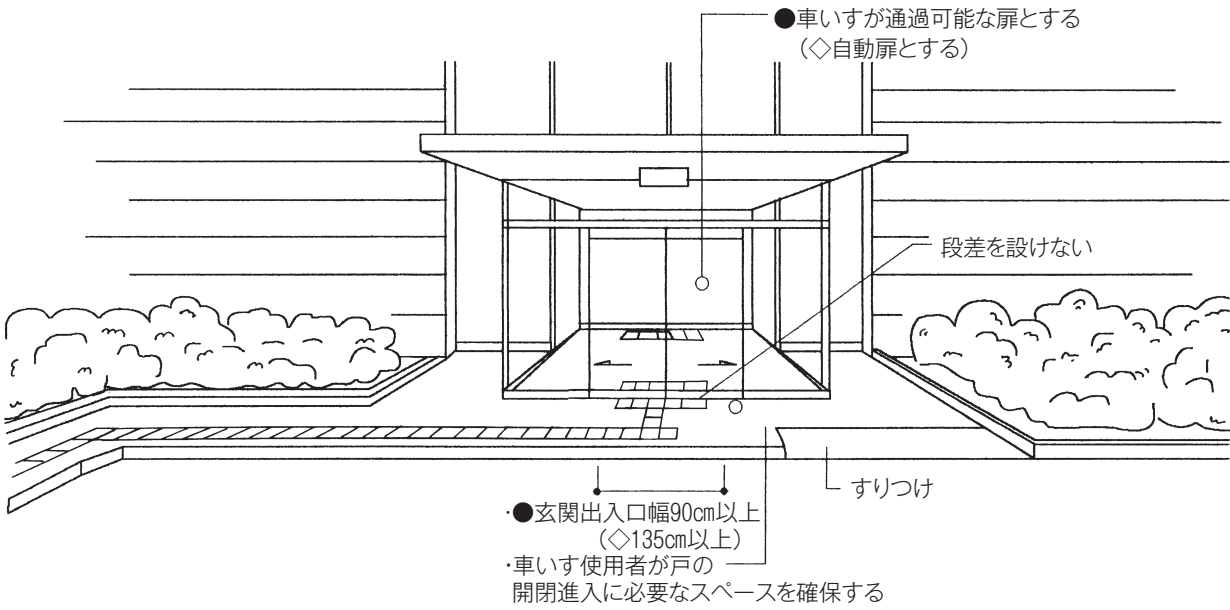
【解説】

幅員	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動等円滑化経路上にある出入口の幅は、80cm以上とする。 ● 移動等円滑化経路上にある直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上とする。（図2.1） ◇ 多数の者が利用する出入口の幅は90cm以上とする。（2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上のものに限る。） ◇ 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものは、幅135cm以上とする。（図2.1） ●◇ 幅は、実際の有効幅をいい、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。（図2.2）
戸	<ul style="list-style-type: none"> ●◇ 戸の前後には、車いす使用者の待機のためのスペースとして、原則として150cm以上の水平部分を設ける。

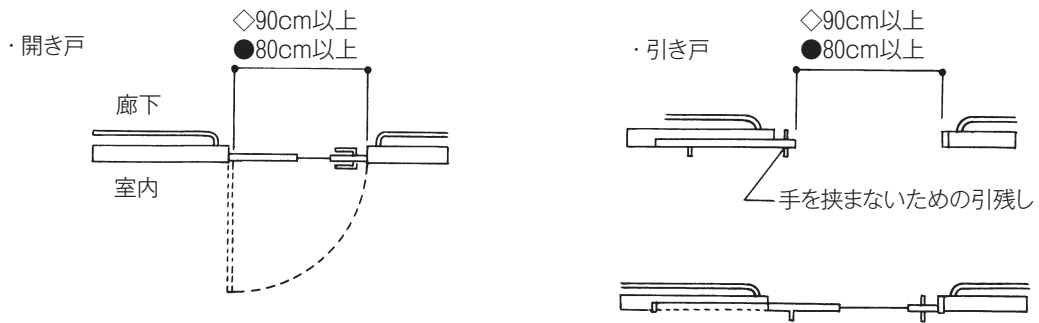
【配慮事項】

戸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開閉動作の難易度から見ると、引き戸のほうが開き戸より使いやすい。 ○ 玄関などの出入口の扉は、車いす使用者に支障のない自動引戸式が最も好ましい。この場合自動扉の開閉は、高齢者等に配慮して、開くときは迅速に、閉まるときは遅くなるようセットする。なお、開き戸式自動扉は危険を伴うので原則として使用しない。 ○ 扉に透明ガラスを用いる場合は、事故防止のため安全ガラスを用いるとともに、横断線の表示等衝突防止のための対策を講じる。（図2.3） ○ 自動引戸式扉は、車いす使用者の通行を考慮し、開閉起動装置の感知域をできるだけ広げる。（図2.4）
---	---

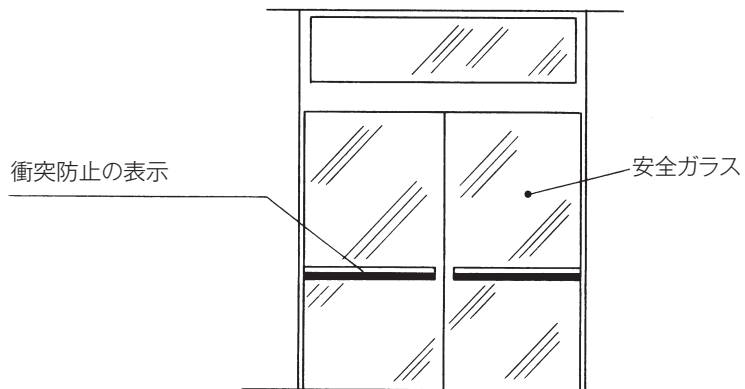
(図 2.1) 直接地上へ通ずる出入口の例



(図 2.2) 有効幅員

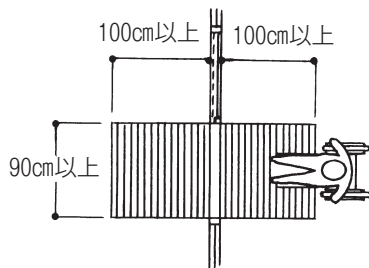


(図 2.3) 出入口の衝突防止例

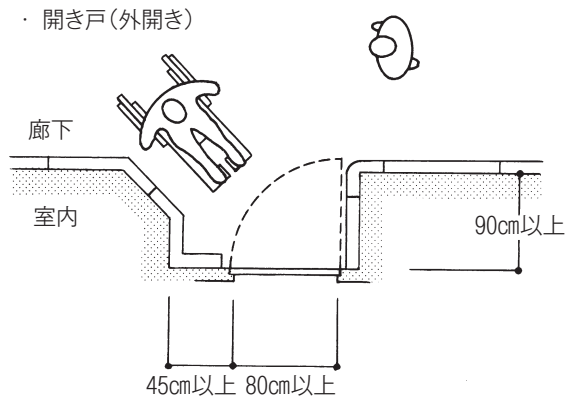


- 回転扉は、車いす使用者の通過が困難であり、高齢者や子ども等にも危険が伴いやすいため、避ける。
 - 開き戸の場合は、内開き戸が望ましいが、やむを得ず廊下に面して外開き戸を設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう、アルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。(図 2.5)
 - 車いす使用者が開閉できるように、扉の前面に必要なスペースを確保する。(図 2.6)
 - ドアチェックは、緩やかに作動するように配慮する。
 - 扉に設けるドアハンドルは、車いす使用者や子どもにも使いやすい高さに設ける。高齢者等の握力の低下などに配慮してレバー式、棒状のもの等安全で握りやすい形状のものを使用する。(図 2.7)
 - 扉には、必要に応じてキックプレートを設けることが望ましい。(図 2.8)
 - 室名表示は、高齢者、障害者等が分かりやすいように文字や記号の大きさ、書体、色の組み合わせ、背景色との明度差等に配慮するものとし、扉若しくは扉付近の壁の目の高さの位置に設ける。(図 2.8) 突出型の表示を設ける場合は、歩行の際障害にならない位置に取り付ける。
- その他
- 出入りの際、風雨、降雪等の影響をできるだけ少なくするため、建築物の出入口には、屋根、ひさし又は風除室を設けることが望ましい。(図 2.9)
 - 玄関等に設けるマットは埋込式とするなど、転倒事故の防止に努める。

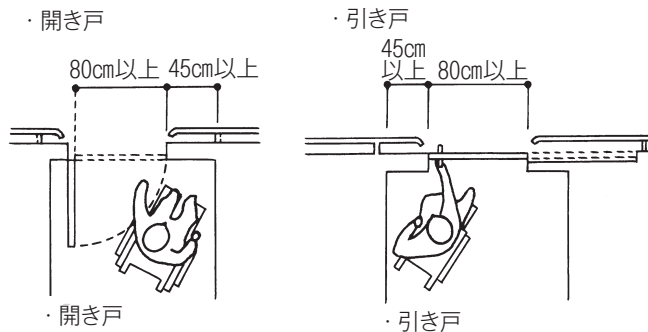
(図 2.4) 自動ドアの感知域 (マットスイッチの例)



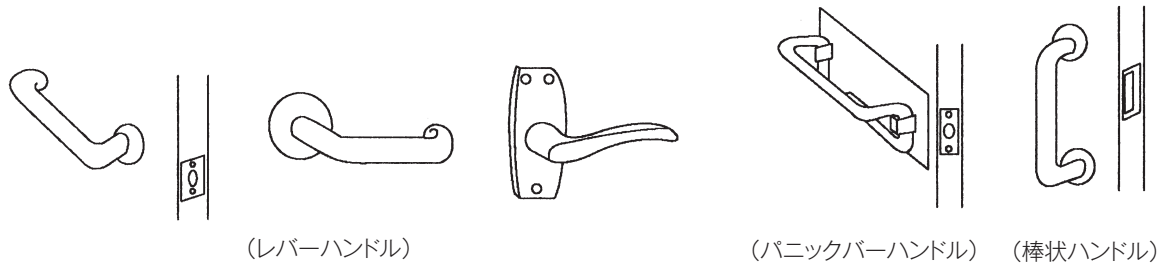
(図 2.5) アルコーブの例



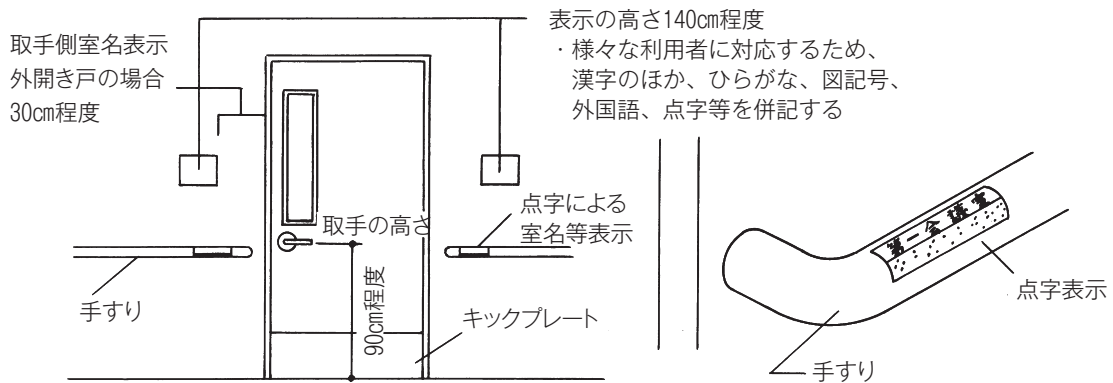
(図 2.6) 開閉に必要なスペースの例



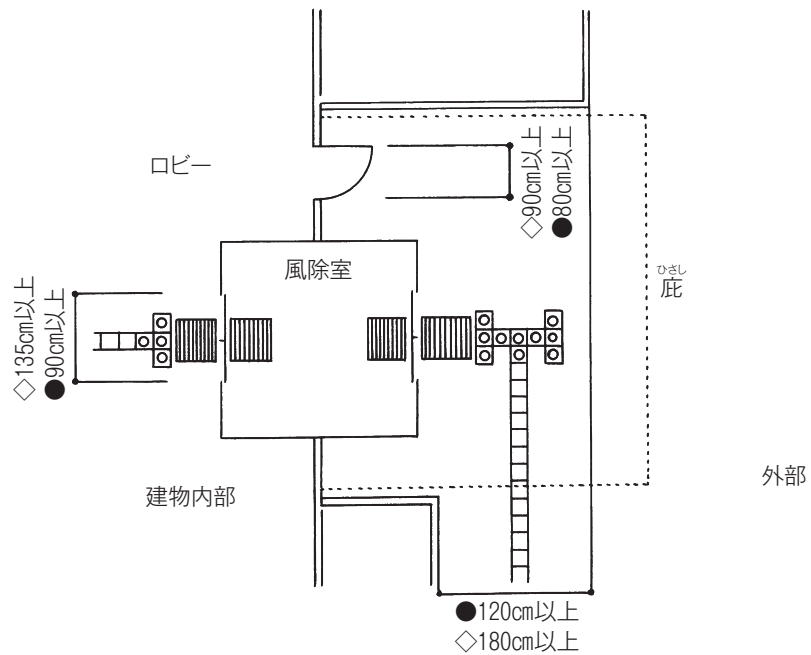
(図 2.7) 使いやすいドアハンドルの例



(図 2.8) 利用居室の出入口の例



(図 2.9) 風除室を設けた例



③ 廊下等

【整備の基本的考え方】

廊下等は、建築物内を円滑に利用するための主要な動線となるため、車いす使用者が通行できるよう整備し、視覚障害者の利用に配慮して、点状ブロック等を敷設する。

基礎的基準	誘導的基準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ロ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ロ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>	<p>(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内のりを180cm以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近及び区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあつては、140cm以上とすることができる。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ハ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ロ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>ニ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ホ 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>ヘ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>ト 高齢者、障害者等の休憩のために供する設備を適切な位置に設けること。</p>

<p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内のりを120cm以上とすること。</p> <p>ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 2の項に定める出入口及び6の項又は7の項に定めるエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>ホ 別表第1の1の項の(2)、(3)及び(11)に掲げる建築物（以下「社会福祉施設等」という。）にあっては、手すりを設けること。</p>	<p>チ 1の項に定める出入口及び5の項又は6の項に定めるエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>リ 手すりを設けること。</p> <p>(2) (1)のイ及びニの規定は、当該廊下等の部分が、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分である場合は、適用しない。</p>
--	---

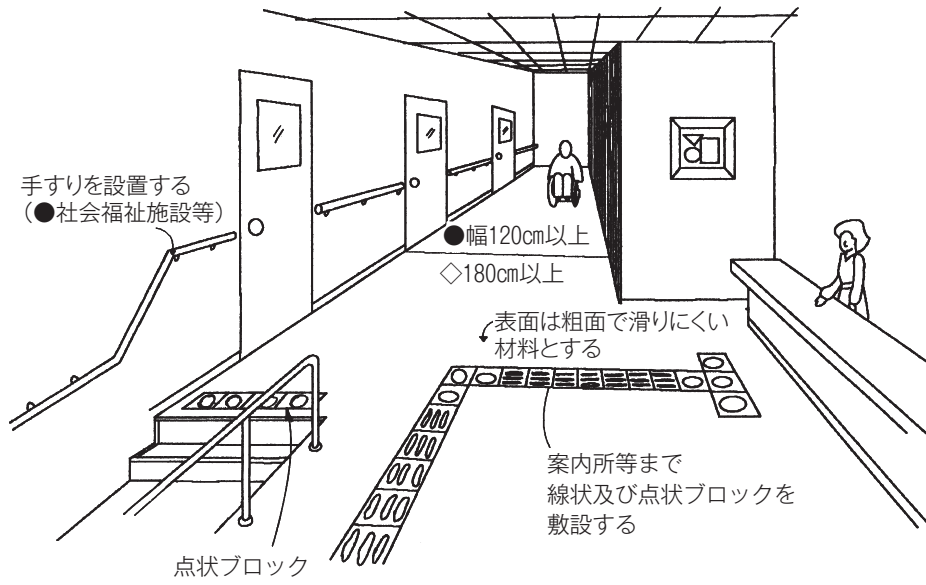
【解説】

幅員	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動等円滑化経路を構成する廊下等の有効幅員は120cm以上とする。これは、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違える最低限の幅であり、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅である。(図 3.2) ● 移動等円滑化経路を構成する廊下等には、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。車いすの転回に支障がない場所は、最低でも140cm×140cmのスペースが必要である。なお、各々の状況に応じて、次のように確保されることが望まれる。(図 3.3) <ul style="list-style-type: none"> ・180度回転の場合：幅140cm×奥行き170cm ・360度回転の場合：150cm×150cm ・十字、T字の交差部：120cm×120cm ◇ 廊下等の有効幅員は180cm以上とする。これは車いす使用者同士がすれ違える幅であり、車いす使用者と杖使用者がすれ違える幅である。(図 3.2)
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設等の廊下等には、手すりを設ける。 ◇ 廊下等には、手すりを設ける。
戸	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 廊下等に向かって開く戸を設ける場合は、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう、アルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。(図 2.5)
突出物	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等にやむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう必要な措置を講ずる。(図 3.4)
休憩用設備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 通行に支障がない場所に、休憩のためのスペース及び設備（ベンチ等）を設ける。

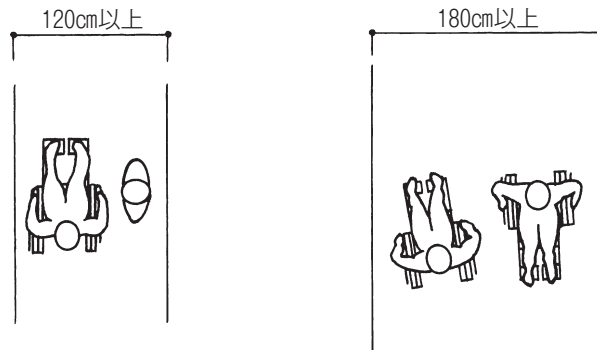
【配慮事項】

- | | |
|-----|--|
| 手すり | <ul style="list-style-type: none">○ 手すりは、できるだけ連続して設ける。柱型等の突出部はそれに沿って設ける。(図 3.5) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">○ 病院や福祉施設など車いす使用者の多い施設の廊下等には、壁面の床上15cm～35cm程度までキックプレートを設けることが望ましい。(図 3.6)○ 照明はむらのない、通行に支障のない明るさとする。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置する。 |

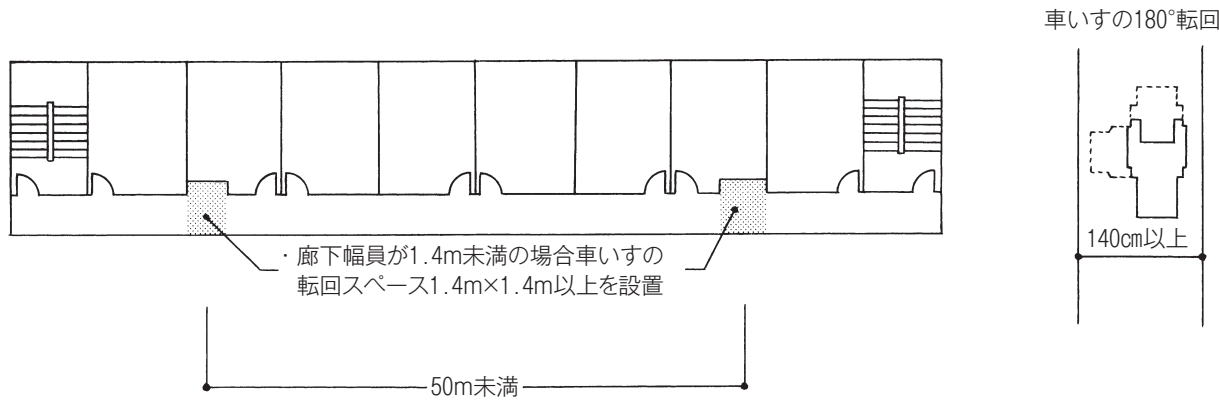
(図 3.1) 廊下等の設計例



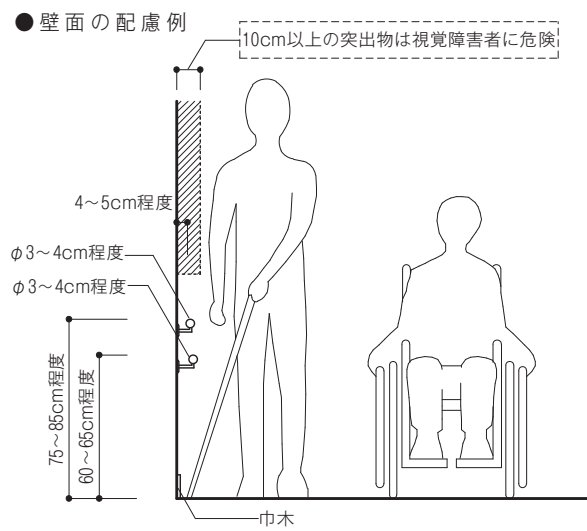
(図 3.2) 有効幅員



(図 3.3) 車いすの転回スペース

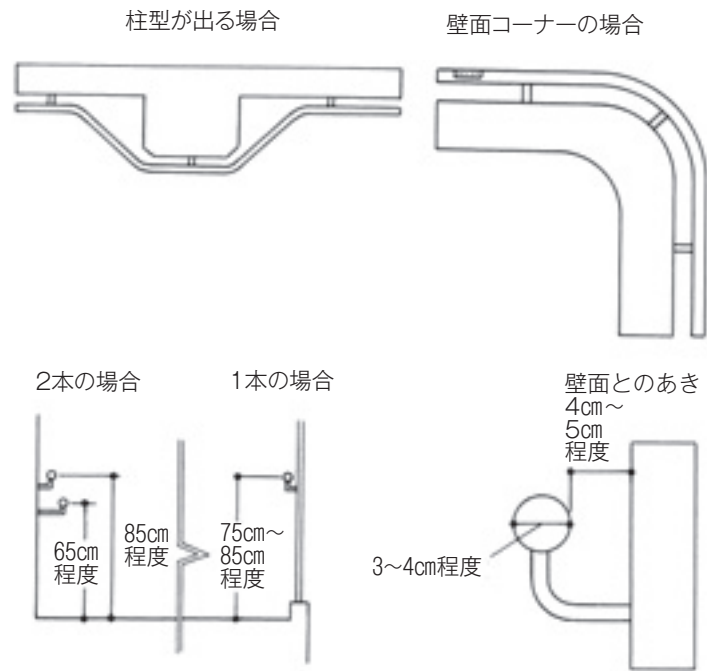


(図 3.4) 壁面の配慮例

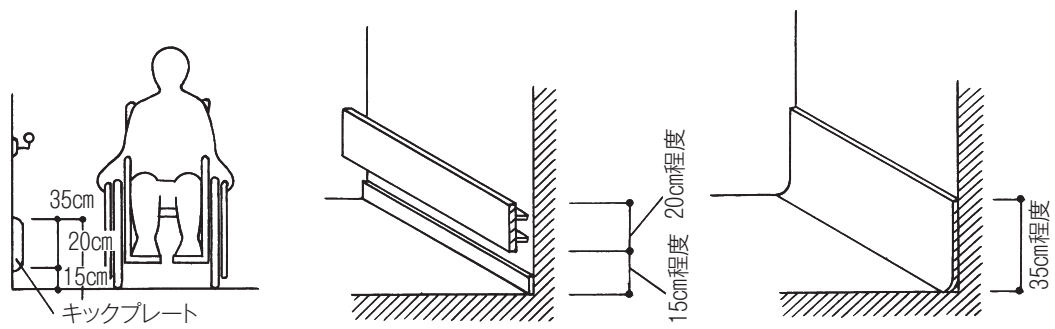


出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

(図 3.5) 手すりの設置例



(図 3.6) キックプレートの設置例



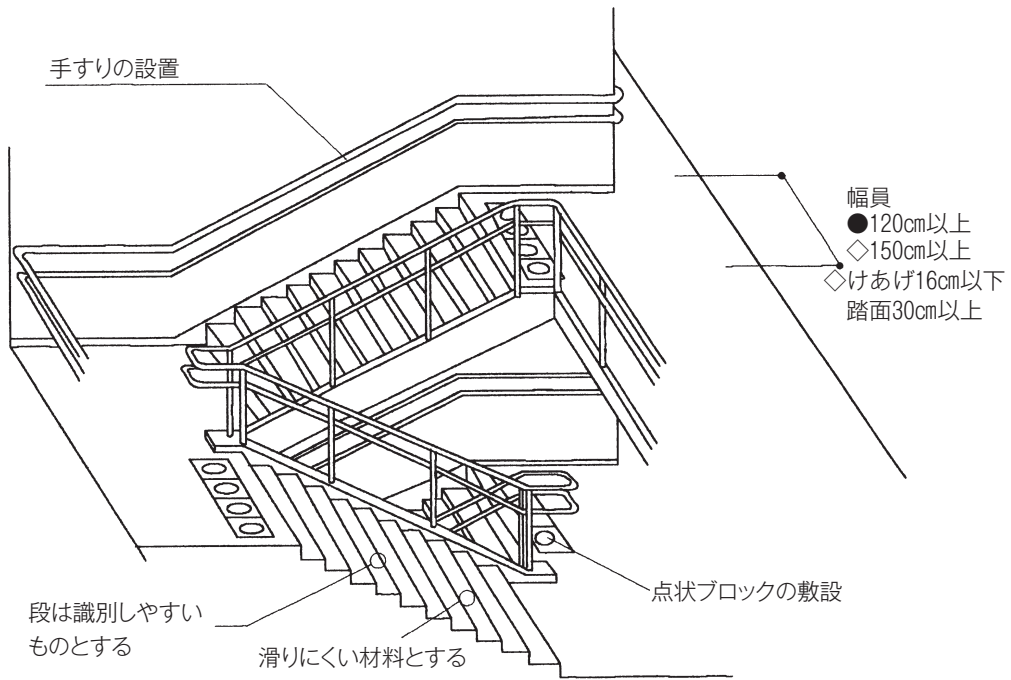
④ 階段

【整備の基本的考え方】

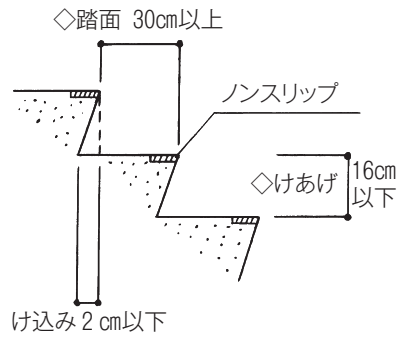
階段は、高齢者、杖使用者、視覚障害者等の安全かつ容易な通行に配慮した構造とする。

基礎的基準	誘導的基準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ハ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ニ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ホ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 階段の幅は、内のりを120cm以上とすること。</p> <p>ロ 踊場に手すりを設けること。</p>	<p>(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内のりを150cm以上とすること。</p> <p>ロ けあげの寸法は、16cm以下とすること。</p> <p>ハ 踏面の寸法は、30cm以上とすること。</p> <p>ニ 両側に手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ト 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>チ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>リ 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(2) 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、5の項に定めるものに限る。）を設けること。ただし、階段が車いす利用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合は、この限りでない。</p>

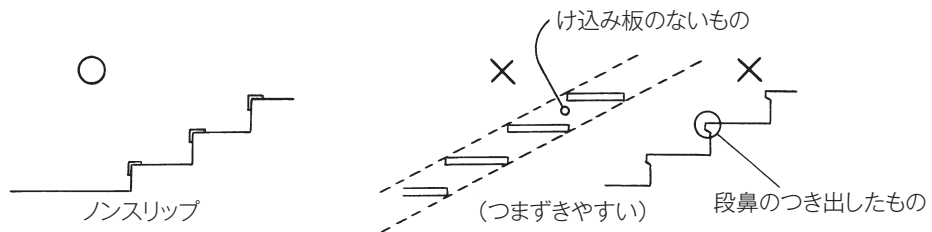
(図 4.1) 階段の設計例



(図 4.2) 踏面端部の例



(図 4.3) けあげ、踏面の形状 (つまずきにくい構造の例)



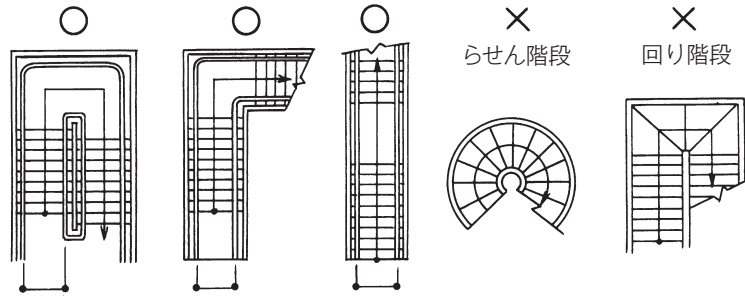
【解説】

手すり	● 段がある部分には、手すりを設ける。階段のうち1以上は、踊場にも手すりを設ける。片側まひの方等の利用を考慮すると、両側設置が望ましいが、少なくとも片側に設置する。 ◇ 踊場を含め、両側に手すりを設ける。
踏面	●◇ 踏面は、段鼻の色と明度等の差が大きい色とすることにより、段を識別しやすいものとする。
形状	◇ けあげの寸法は16cm以下、踏面の寸法は30cm以上とする。(図 4.2) ●◇ 段鼻の突き出しは設けない。(図 4.3)
回り階段	● 主たる階段は、原則として回り階段とはしない。(図 4.4) ◇ 主たる階段は、回り階段とはしない。

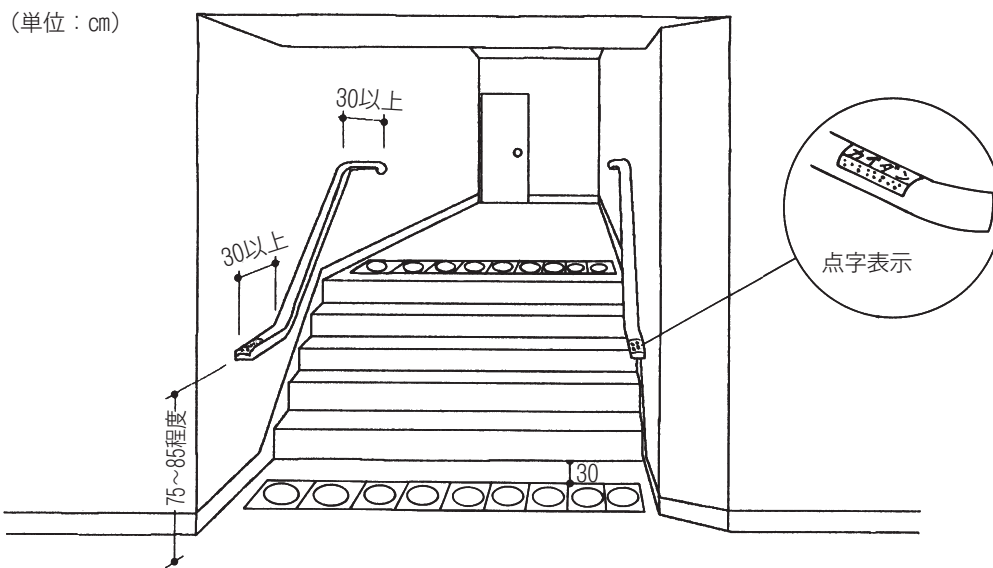
【配慮事項】

形状	○ けこみは2cm以下とする。(図 4.2) ○ けこみ板は、杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。(図 4.3) ○ 同一階段では、けあげ及び踏面の寸法を一定にする。
手すり	○ 手すりは連続して設ける。 ○ 階段の幅が3mを超える場合には、中央にも手すりを設けることが望ましい。(階段の高さが1m以下の場合はこの限りでない。) ○ 手すりは以下の構造とすること。(図4.5、図4.6) ・ 末端部は丸く曲げ危険のないようにし、30cm以上水平部分を設ける。 ・ 階段の上端・下端の水平部分の手すりには、現在位置及び上下階の情報等を点字表示する。 ・ 手すりの高さは、1段の場合、75cm～85cm程度とする。高齢者や子ども等の利用に配慮して2段手すりとする場合は、60cm～65cm程度及び75cm～85cm程度とする。 ・ 壁との間隔は、4cm～5cm程度とし、手すりの支持は下側で行うことが望ましい。 ・ 手すりの位置が認識できるよう、周囲の壁等と識別しやすい色とする。 ・ 体重をかけた時に滑りにくい材質とする。 ・ 手すりの大きさは、容易に握ることができる形状のものとする。
点状ブロック	○ 視覚障害者に段の存在を予告するため、階段手前30cm程度の位置に敷設する。(図 4.5) ○ 視覚障害者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、階段の幅員に合わせて敷設する。 ○ 点状ブロック等は、階段の上端に敷設するものとするが、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる。
その他	○ 照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとする。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設ける。外壁に面する階段においては、自然光が入る小窓等を設け、採光に配慮する。 ○ 折り返し階段の屈曲部には、聴覚障害者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設ける。

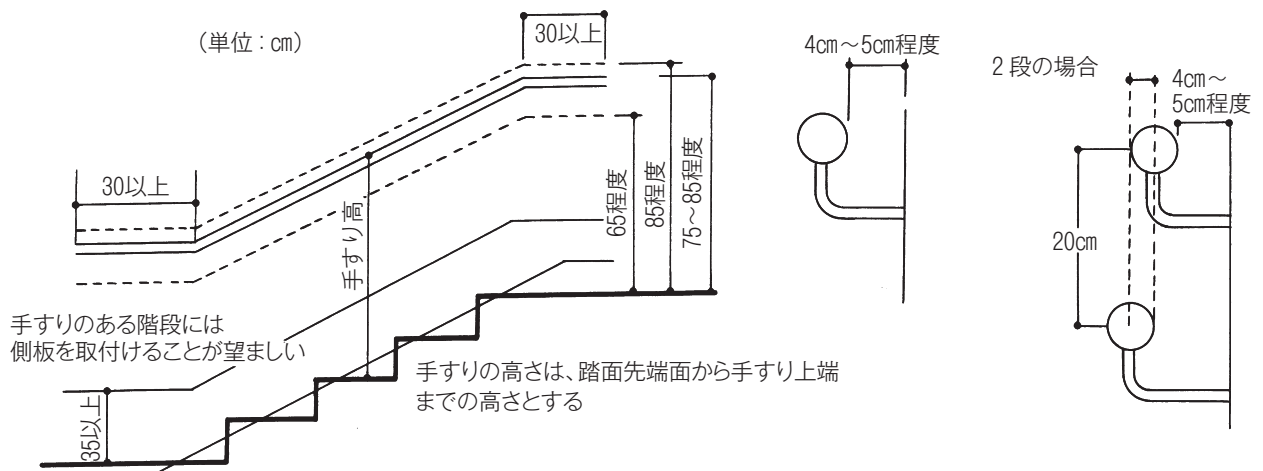
(図 4.4) 階段の形状



(図 4.5) 手すり等の設置例



(図 4.6) 手すりの取付位置



⑤ 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

【整備の基本的考え方】

建築物内に設計上やむを得ず段差が生じる場合、車いす使用者等が通行できるよう傾斜路を設ける。

基礎的基準	誘導的基準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ハ その前後の廊下等の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ロ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>(ニ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、階段に代わるものにあつては内をりを120cm以上、階段に併設するものにあつては内をりを90cm以上とすること。</p>	<p>多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、階段に代わるものにあつては内をりを150cm以上、階段に併設するものにあつては135cm以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、1/12を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>ホ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ヘ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ト その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>チ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ロ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>(ニ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p>

<p>ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p>	<p>リ イからニまでの規定は、当該傾斜路の部分が、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分である場合は、適用しない。</p>
--	--

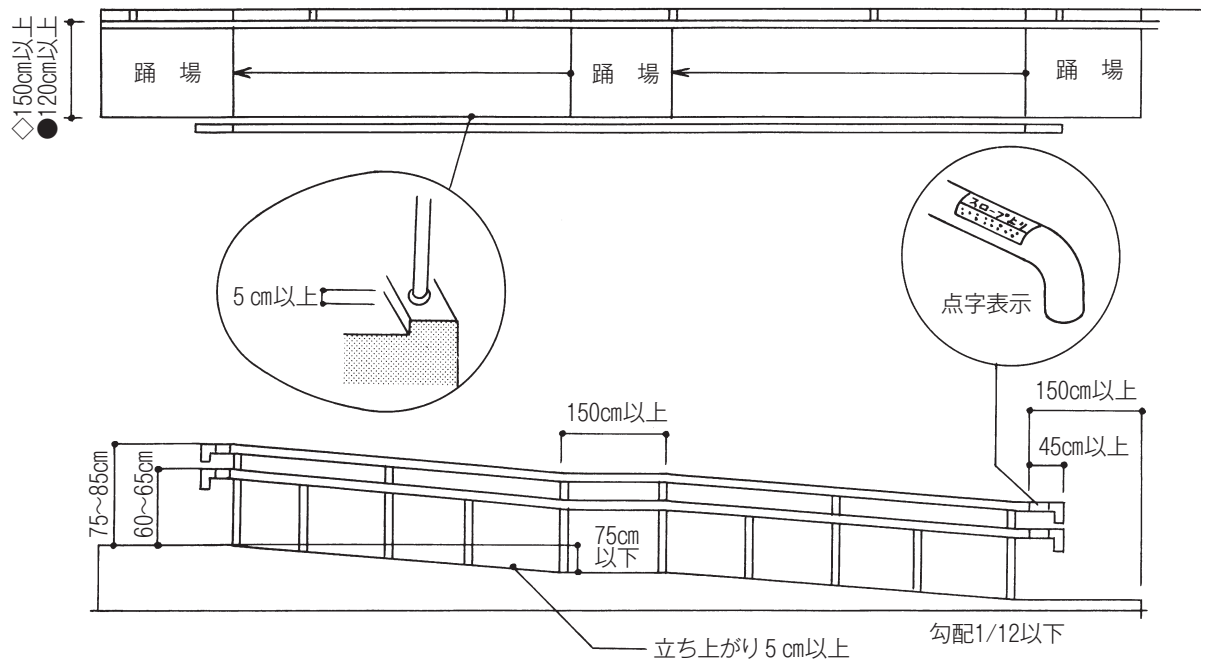
【解説】

<p>手すり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。片側まひの方等の利用を考慮すると、両側設置が望ましいが、少なくとも片側に設置する。 ◇ 手すりは、勾配や高さに関係なく両側に設ける。
<p>勾配</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動等円滑化経路を構成する傾斜路の勾配は、車いす使用者が自力で登坂できる勾配である1/12以下とする。ただし、高さが16cm以下の場合は、1/8以下とすることができる。 ◇ 傾斜路の勾配は1/12以下とする。

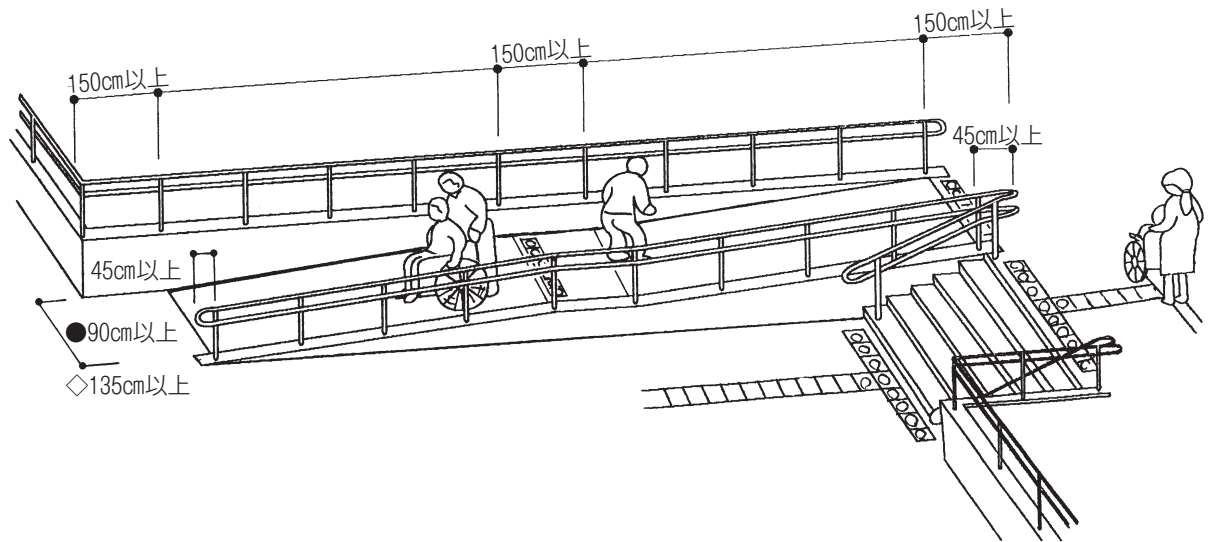
【配慮事項】

<p>手すり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傾斜路の上端・下端には、歩きはじめの安定確保や、視覚障害者の利用に配慮し、45cm以上の水平部分を設ける。 その他、手すりの構造は、「④階段」の項の【配慮事項】を参照のこと。
<p>立ち上がり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車いすの脱輪防止等のため、傾斜路の両端には5cm以上の立ち上がり又は側壁を設ける。(図 5.1)
<p>平坦部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傾斜路の上端・下端に150cm以上の水平部分を設ける。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院や福祉施設など車いす使用者の多い施設においては、側壁の床上15cm～35cm程度までキックプレートを設けることが望ましい。

(図 5.1) スロープの設置例



(図 5.2) 段併設の例



⑥ エレベーター及びその乗降ロビー

【整備の基本的考え方】

エレベーターは、高齢者や、障害者、ベビーカーを押した人等にとって、垂直方向の移動手段として非常に有効なものである。かご及び乗降ロビーは、車いす使用者や視覚障害者等の利用に配慮した構造とする。

基礎的基準	誘導的基準
<p>(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>イ かごは、利用居室、8の項の(1)に規定する車いす使用者用便房又は11の項の(1)に規定する車いす使用者用駐車施設がある階及び直接地上へ通ずる出入口がある階に停止すること。</p> <p>ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを80cm以上とすること。</p> <p>ハ かごの奥行きは、内のりを135cm以上とすること。</p> <p>ニ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを150cm以上とすること。</p> <p>ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>チ かご内に扉の開閉状況を確認することができる鏡及び手すりを設けること。</p> <p>リ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ、ヘ及びチに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(イ) かごの幅は、内のりを140cm以上とすること。</p> <p>(ロ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>ヌ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからリまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。た</p>	<p>(1) 多数の者が利用するエレベーター（6の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合には、かごが多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室等又は18の項に規定する浴室がある階及び直接地上へ通ずる出入口がある階に停止するエレベーターを設けること。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターのうち1以上のものは、次に掲げる構造とし、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。</p> <p>イ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを90cm以上とすること。</p> <p>ロ かごの奥行きは、内のりを135cm以上とすること。</p> <p>ハ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを180cm以上とすること。</p> <p>ニ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ホ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ヘ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ト かご内に扉の開閉状況を確認することができる鏡及び手すりを設けること。</p> <p>チ かごの幅は、内のりを140cm以上とすること。</p> <p>リ かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p>

<p>だし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(ロ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>a 文字等の浮き彫り</p> <p>b 音による案内</p> <p>c 点字及びa又はbに類するもの</p> <p>(ハ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(2) 別表第1の1の項の(1)に掲げる床面積の合計が2,000㎡以上の建築物(特別支援学校を除く。)並びに同項の(9)、(10)、(17)、(18)及び(24)に掲げる床面積の合計が2,000㎡以上の建築物でエレベーター（かごの幅が100cm以上であつて、かつ、奥行きが110cm以上のものに限る。）を設ける場合には、その1以上を(1)の口、二からへまで、チ及びヌ（ロ）に掲げるものとする。</p>	<p>ヌ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ル かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>(イ) 文字等の浮き彫り</p> <p>(ロ) 音による案内</p> <p>(ハ) 点字及び(イ)又は(ロ)に類するもの</p> <p>ヲ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(3) (1)に規定するエレベーターのうち(2)に掲げる構造のエレベーター以外のものは、別表第2の1 建築物の基礎的基準の6の項の(1)の口から二まで及びりに掲げるものとする。</p>
--	---

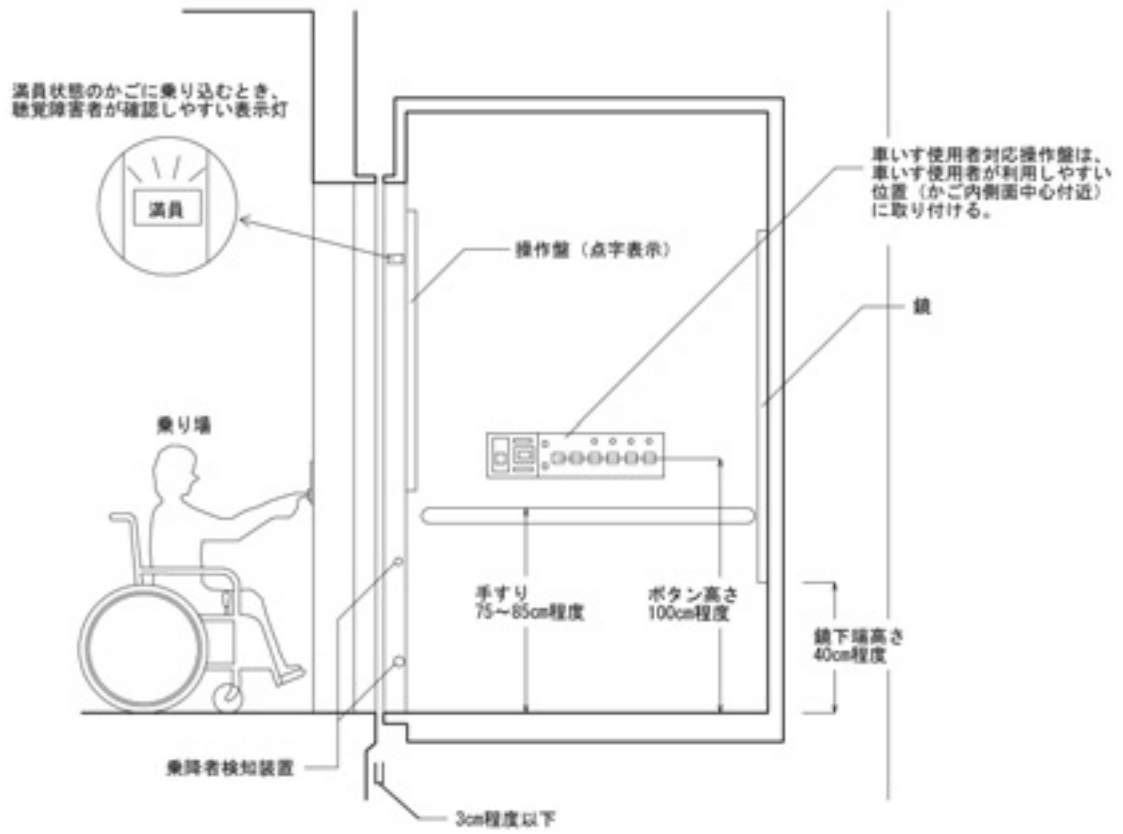
【解説】

出入口の幅員	<ul style="list-style-type: none"> ● かご及び昇降路の出入口の有効幅員80cmは、車いす使用者が通過できる最低限の幅である。 ◇ 車いす使用者が余裕のある通過ができるよう、かご及び昇降路の出入口の有効幅員は90cm以上とする。
かごの大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ●◇ かごの奥行き寸法は135cm以上とする。 ● 床面積の合計が2,000㎡以上の不特定かつ多数の者が利用する建築物では、かごの幅は140cm以上とする。 ◇ かごの幅は140cm以上とする。
乗降ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす使用者が回転できるように150cm×150cm以上の水平な空間を設ける。 ◇ 180cm×180cm以上の水平な空間を設ける。
表示	<ul style="list-style-type: none"> ●◇ エレベーターの付近には、エレベーターがあることを表示する標識を設ける。（「⑫標識」参照） ●◇ 建築物内の案内板等に、エレベーターの位置を表示する。（「⑬案内設備」参照）

【配慮事項】

- | | |
|--------------------|--|
| かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置 | <ul style="list-style-type: none">○ 乗降ロビーに設ける車いす使用者対応乗場ボタンは、車いす使用者が操作しやすいように床面から100cm程度の高さに設ける。(図 6.2)○ かご内に設ける車いす使用者対応操作盤は、左右壁面に床面から100cm程度の高さに設ける。(図 6.3)○ 車いす使用者対応のボタンが押されたときは、戸の開放時間が通常より長くなるようにする。○ ボタンは、視覚障害者の利用に配慮し、タッチセンサー式のものとは避ける。○ ボタンは、ボタン部分と周辺部分とのコントラストを確保し、識別しやすいものとする。○ かご内及び乗降ロビーに設ける視覚障害者対応の操作盤の点字表示は、ボタンが縦配列の場合は、左側に点字表示を行う。(図 6.4) |
| かご内の設備 | <ul style="list-style-type: none">○ かご内の手すりは、かごの両側面及び正面壁に設ける。(図 6.1)○ かごの中で転回しなくても扉の開閉状況が確認できるように、かご入口正面壁面に、床上40cmから150cm程度まである鏡(ステンレス製又は強化ガラス等)を設ける。なお、出入口がスルー型・直角2方向型及びトランク付型のかごの場合は、凸面鏡等でもよい。○ インターホンボタンやインターホンなどは、車いす使用者の手の届く位置に設ける。○ かごの出入口には、光電式、静電式又は超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。光電式の場合は、車いすのフットサポート部分及び身体部の2か所の高さを制御できるようにする。○ 必要に応じてキックプレートを取り付ける。○ 非常時における聴覚障害者等への配慮として、文字情報を伝える電光表示盤や、非常時のかご内を外部に表示することができるモニター等を設ける。 |
| 乗降ロビー | <ul style="list-style-type: none">○ 乗場ボタンへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。○ 乗降ロビー付近に下りの階段や段差、下りのスロープが設けられている場合には、エレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車いす使用者等の転落防止に十分配慮する。(図 6.2)○ 建物の床とかごの隙間は、車いすのキャスター等が落ち込まないように可能な限り狭くする。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">○ 聴覚障害者が定員超過であることを確認できるように、かごの室出入口の枠又はかご正面壁など見やすい位置に過負荷表示灯を設ける。○ かご内の防犯や事故等の安全確保のため、かごの内部を確認できるガラス窓を設ける。(図 6.2)○ 施設の利用状況等を考慮し、車いす使用者が内部で回転できる大きさである15人乗り(幅160cm×奥行き150cm)以上のエレベーターの設置や、車いす使用者がかご内で転回することなく利用できるスルー型のエレベーターの設置を検討する。○ ストレッチャー利用や、大きいサイズの車いすを使用している人の利用を考慮し、奥行き200cm以上のエレベーターの設置を検討する。 |

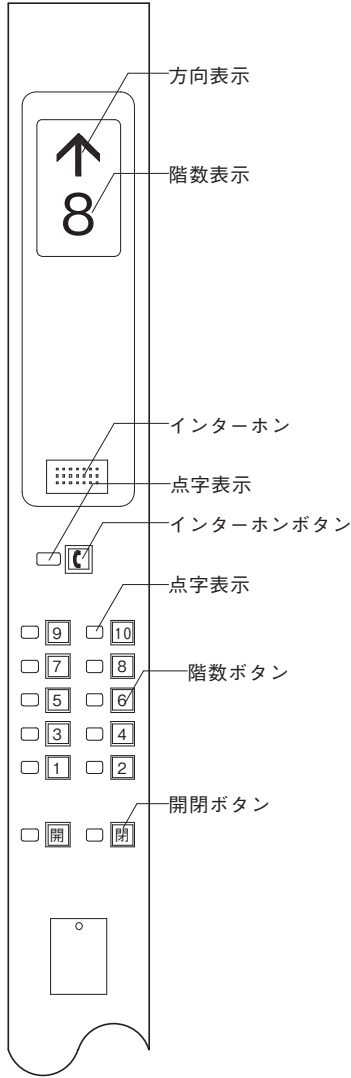
(図 6.3) かご内の断面図



(図 6.4) 操作盤仕様 (例)

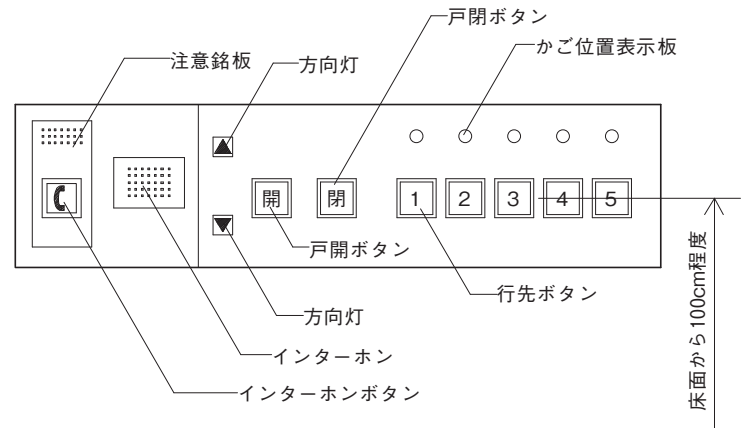
出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

● 縦型操作盤

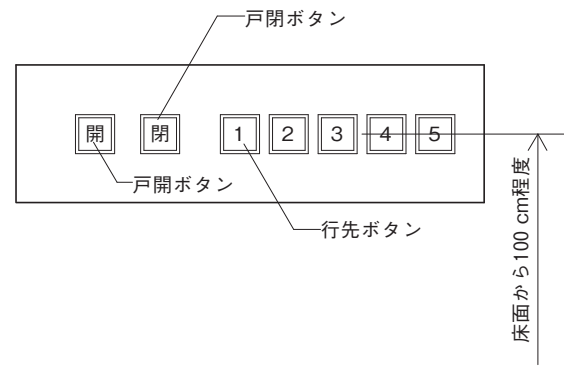


● 車いす使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)

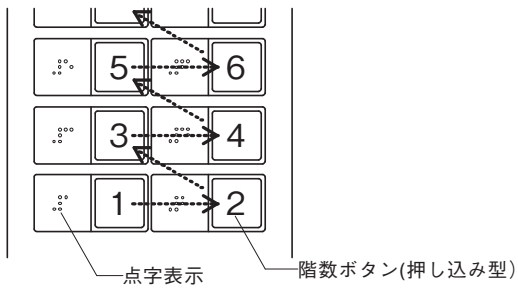


● 車いす使用者対応副操作盤



● 階数ボタン

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



⑦ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

【整備の基本的考え方】

エレベーターや傾斜路による段差解消が困難な場合には、段差解消機等を設置する。

基礎的基準	誘導的基準
<p>移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号の第1に規定するものをいう。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エレベーターは、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するものとする。</p> <p>ロ かごの幅は、内のを70cm以上とし、かつ、その奥行きは、内のを120cm以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>(2) エスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。</p>	<p>階段又は段に代わり、又はこれに併設する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1485号の第1に規定するものをいう。）は、別表第2の1 建築物の基礎的基準の7の項の(1)及び(2)に掲げるものとする。</p>

【解説】

段差解消機

- ◇ この項目のエレベーターは、以下に掲げるものである。(図 7.1)
 - ① 昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分等に沿って昇降するエレベーター
 - ② かごの定格速度が15m 毎分以下
 - ③ 床面積が2.25㎡以下

エスカレーター

- ◇ この項目のエスカレーターは、以下に掲げるものである。(図 7.2)
 - ① 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター
 - ② 運転時において、階段の定格速度30m 毎分以下
 - ③ 2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

【配慮事項】

段差解消機

かごの大きさ	○ かご内で車いす使用者が90度転回して乗降する必要がある場合のかごの大きさは、幅140cm以上、奥行き140cm以上とすることが望ましい。
乗降スペース	○ 乗降スペースは、車いす使用者の方向転換が必要な場合を考慮し、150cm×150cmの水平なスペースを設ける。 ○ 乗降スペース周辺には、車いす使用者の転落等を生じる可能性のある段などを設けない。
その他	○ 昇降路とかごの床にはさまれないように、昇降路下部及び出入口には、手すり、柵、戸等の安全のための措置を講ずる。

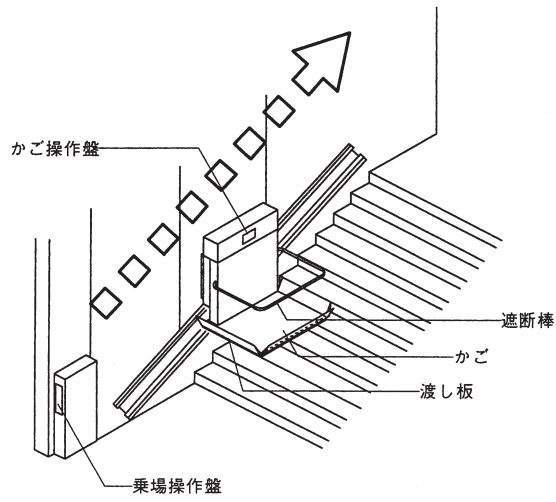
エスカレーター

乗降口まわり	○ 乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくする。 ○ エスカレーターの始末端部に近接する通路の部分に、点状ブロック等を敷設する。 ○ 係員呼び出しインターホン、非常停止ボタンを設ける。
手すり	○ 乗降部分には、長さ100cm以上の固定手すりを設け、くし部分から70cm程度以上の移動手すりを設ける。
ステップ	○ ステップの水平部分は3枚程度、定常段差となるまでのステップは5枚程度とする。 ○ ステップの端部に縁取りを行うことなどにより、ステップ相互の識別をしやすいようにする。
くし板	○ くし板は、ステップの部分と識別できるよう色表示を行う。
その他	○ エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒事故を防止するため、利用者への注意喚起を行う。

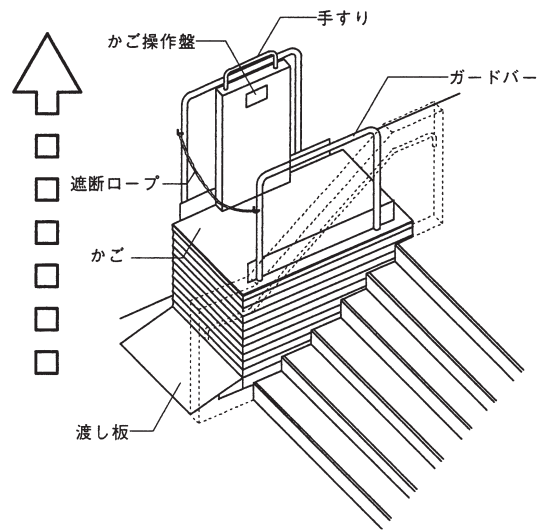
(図 7.1) 段差解消機の場合

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

● 斜行型 (※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)



● 鉛直型



⑧ 便所

【整備の基本的考え方】

車いす使用者、高齢者、乳幼児を連れた方等が安心して外出するために不可欠な、利用しやすい便所を整備する。

基礎的基準	誘導的基準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者が安全かつ容易に利用することができる便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設けること。</p> <p>イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(2) 別表第1の1の項の(4)から(7)まで、(13)、(19)及び(23)に掲げる床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ロ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に小便器を設ける場合には、1以上の便所に1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器及び手すりを設けること。</p>	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける階にあっては、次に掲げる基準に適合する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設けること。</p> <p>イ 当該階に設けられる車いす使用者用便房の数は、当該階に設けられる便房（多数の者が利用するものに限る。以下イにおいて同じ。）の総数が200以下の場合にあっては、その総数に1/50を乗じて得た数以上とし、当該階に設けられる便房の総数が200を超える場合にあっては、その総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口は、1の項の(1)のイ及びロに掲げるものとする。</p> <p>(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合は、その1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>(3) 別表第1の1の項の(4)から(7)まで、(13)、(19)及び(23)に掲げる建築物に、多数の者が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ロ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(4) 多数の者が利用する便所に小便器を設ける場合は、その1以上は床置き、壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とし、手すりを設けること。</p>

<p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に便座を設ける場合には、1以上の便所に1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の腰掛式便座を設けること。</p> <p>(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に併設して洗面所を設ける場合には、1以上の洗面所に次に掲げる構造の洗面器を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 洗面器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>ロ 水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする。</p>	<p>(5) 多数の者が利用する便所に便座を設ける場合は、その1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を腰掛け式とすること。</p> <p>(6) 多数の者が利用する便所に併設して洗面所を設ける場合は、次に掲げる構造の洗面器を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 洗面器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>ロ 水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする。</p>
---	--

【解説】

車いす使用者用便房（図 8.1）（図 8.2）（図 8.3）

出入口	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす使用者用便房の出入口は移動等円滑化経路となる。 ● 車いす使用者用便房及び当該便房がある便所の出入口の有効幅は、80cm以上とする。 ◇ 車いす使用者用便房及び当該便房がある便所の出入口の有効幅は、90cm以上とする。
表示	<ul style="list-style-type: none"> ●◇ 車いす使用者用便房の付近には、車いす使用者用便房があることを表示する標識を設ける。（「⑫標識」参照） ●◇ 建築物内の案内板等に、車いす使用者用便房の位置を表示する。（「⑬案内設備」参照）

オストメイト用設備（図 8.4）

水洗器具	◇ 人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具とは、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し、又はこれにかわる洗浄装置をいう。
------	--

乳幼児用設備

ベビーチェア （図 8.5）	<ul style="list-style-type: none"> ●◇ ベビーチェアは、乳幼児を連れた者が、乳幼児を側に座らせて便所を利用できるようにするための便房内の設備である。 ●◇ 便所に男子用と女子用の区別があるときは、それぞれに1以上設ける必要がある。
ベビーシート （図 8.6）	●◇ 便所に男子用と女子用の区別があるときは、それぞれに1以上設ける必要がある。

一般便所

小便器 （図 8.7）	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性用小便器を設ける場合、1以上の便所に、杖使用者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設けた床置き又は受け口の高さが35cm以下の壁掛式の小便器を1以上設ける。 ◇ 男性用小便器を設ける場合、その1以上は、手すりを設けた床置き又は受け口の高さが35cm以下の壁掛式の小便器とする。
大便器	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等の下肢機能が低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、1以上の便所に、1以上の腰掛式便座を設ける。 ◇ 便所には、1以上の腰掛式便座を設ける。

洗面器 (図 8.8) (図 8.9)	<ul style="list-style-type: none"> ● 杖使用者等の利用を考慮して、1以上の洗面所は、寄りかかりながら使用できるよう周囲に手すりを設け、水洗器具の操作が容易な洗面器を1以上設けた洗面所とする。 ◇ 洗面所には、周囲に手すりを設け、水洗器具の操作が容易な洗面器を1以上設ける。
---------------------------	--

【配慮事項】

便所全般

配置等	○ 同一建築物内においては、便所の位置・男女の位置が統一されていると分かりやすい。
床仕上げ	○ 床面は、転倒したときの危険防止のため適度に弾力性のある材料が望ましく、濡れても滑りにくい仕上げとする。

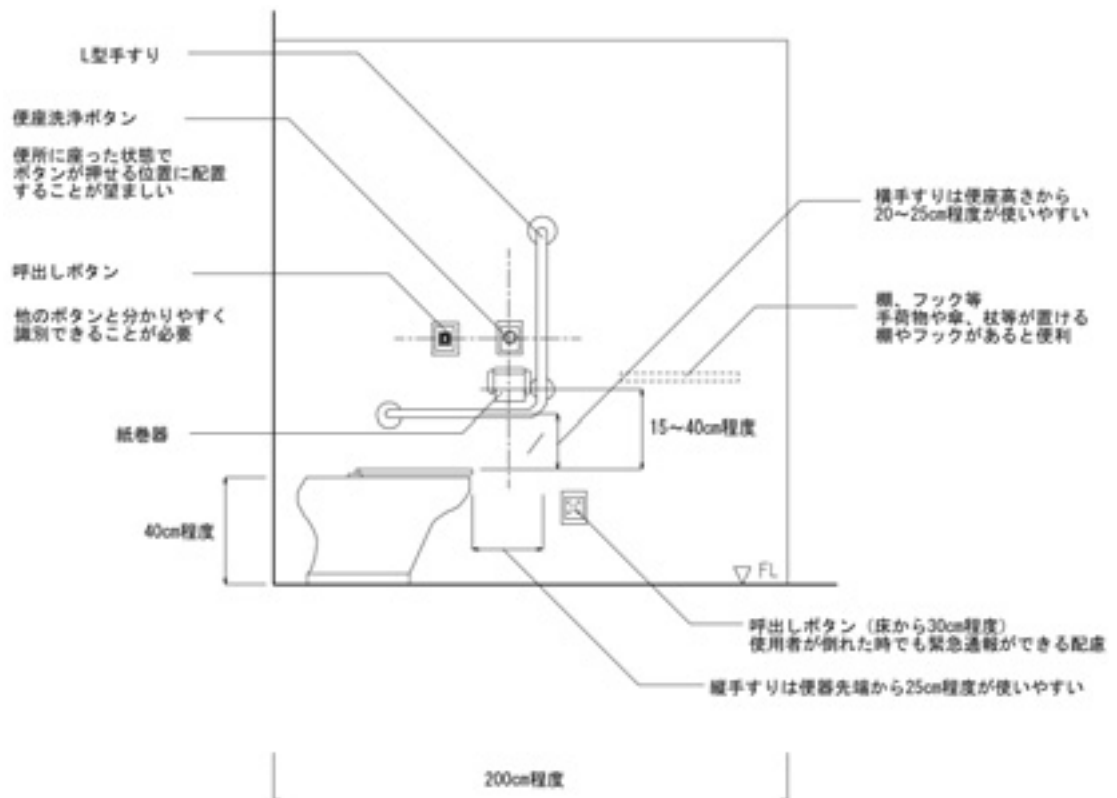
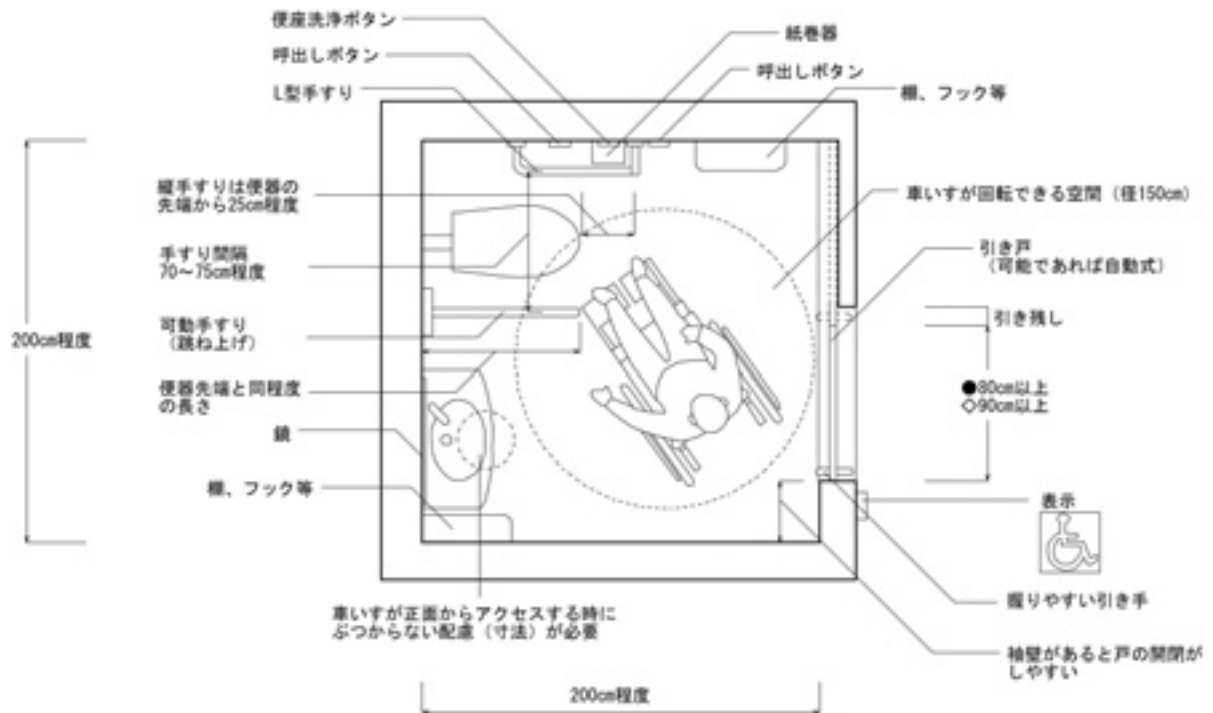
車いす使用者用便房

戸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸は、自動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。 ○ 施錠装置は、容易に操作できるものとし、緊急の場合は、外部から開錠できるものとする。 ○ 便房の外には使用中である旨を表示する装置を設ける。
便房の大きさ	○ 車いす使用者が円滑に利用できる便房の大きさは、200cm×200cm程度以上とし、車いすが回転できるよう直径150cm以上の空間を確保する。
便器	○ 便器は腰掛式とし、便座の高さは床から40cm～45cmとする。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手すりは、取付けを堅固にする。 ○ 便器の両側に床上65～70cm程度の位置に水平手すりを設ける。車いすを便器と平行に寄りつけて移乗する場合等を考慮し、壁面と反対側の手すりは可動式とする。また、壁面には垂直手すりを設ける。
洗面器 器具等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洗面器下部には、ひざや車いすの足先が入るスペースを設ける。(図 8.10) ○ 便器洗浄装置、呼出しボタン、紙巻器の形状、色、配置はJIS S0026の規格に準じたものとする。 また、呼出しボタンは、床に転倒した姿勢で操作できる位置にも設ける。 ○ 便器洗浄装置は、操作の容易な押しボタン式又は靴べら式等とする。
その他	○ 車いす使用者用便房を複数設置する場合は、車いすから便器への移乗を左右どちらからでも選択できるようにする等、できるだけ多くの人が利用しやすくなるよう配慮する。(図 8.11)

乳幼児用設備

ベビーチェア	<ul style="list-style-type: none"> ○ ベビーチェアは、ベルト等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。 ○ 車いす使用者用便房内に設ける場合は、車いす使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保したうえで設置する必要がある。
ベビーベッド	<ul style="list-style-type: none"> ○ ベビーベッドには、転落防止のため固定用ベルトを設ける。 ○ 車いす使用者用便房内に設ける場合は、車いす使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保したうえで設置する必要がある。 ○ ベビーベッドの付近には、荷物置場を設ける。

(図 8.1) 車いす使用者用便房



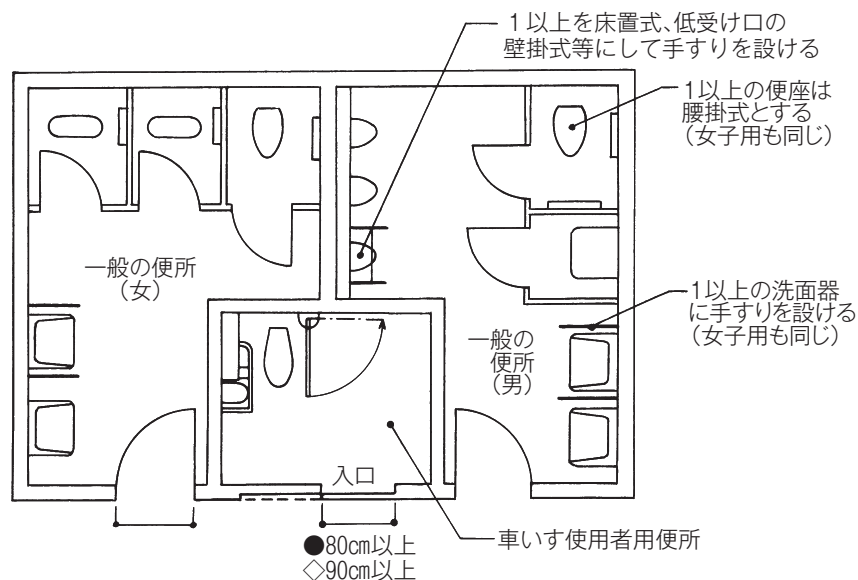
オストメイト用設備

水洗器具	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専用の汚物流しを設けることが望ましい。 ○ 汚物流しには、洗浄のための温水が出る設備を設ける。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 腹部を映すための鏡、パウチ等を置くための棚等を設ける。 ○ オストメイト用設備を設けた便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口付近には、オストメイトが利用できる設備を設けていることを表示する標識を設ける。

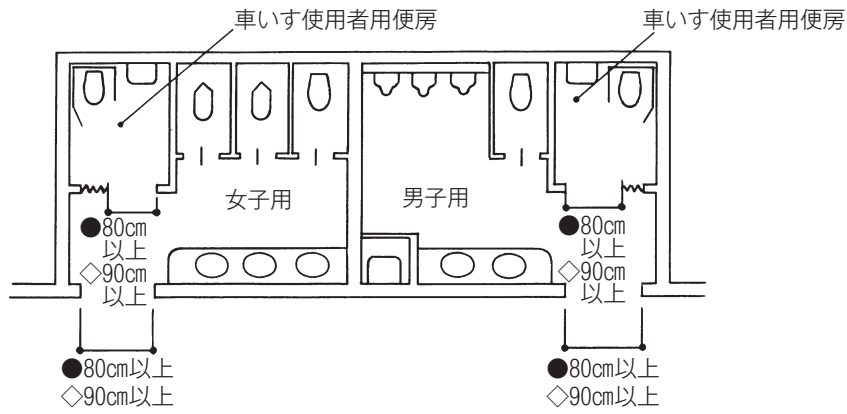
一般便所

小便器	○ 小便器の脇には、杖や傘などを立てかけるくぼみやフック等を設けることが望ましい。
大便器	○ 腰掛式便座には、手すりを設けることが望ましい。
表示	○ 案内板等に便所の位置及び男女の別を表示する。点字等による案内板にも表示する。
器具等	○ 便器洗浄装置、呼出しボタン、紙巻器の形状、色、配置は JIS S0026の規格に準じたものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 便房内や洗面器近くに、手荷物を置く棚を使いやすい高さに設けることが望ましい。 ○ 照明等のスイッチの大きさ、取付け位置は、高齢者等の利用に配慮する。必要に応じて緊急通報装置を設置することが望ましい。 ○ 車いす使用者用便房やオストメイト対応便房とは別に、一般便所の中に車いす使用者やオストメイトが利用できる便房（簡易型機能を備えた便房）を改造により設けるなど、必要とすることができるだけ多くの高齢者、障害者等が利用できるように、便所機能の配置に配慮する。(図 8.12)

(図 8.2) 車いす使用者用便房を1つ設けた例

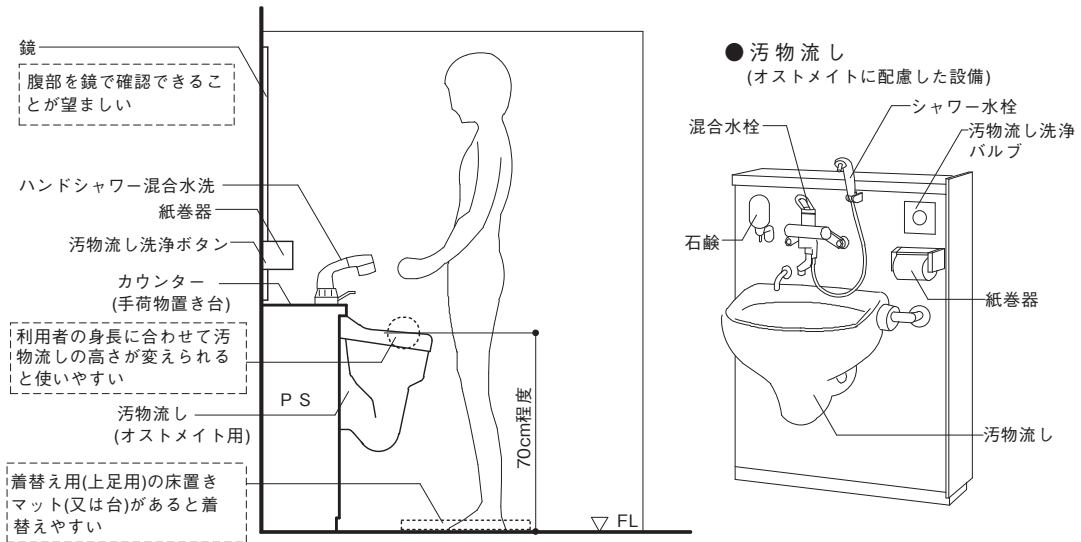


(図 8.3) 車いす使用者用便房を男女別々に設けた例

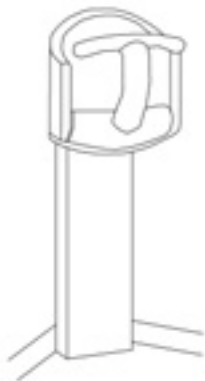


(図 8.4) オストメイト用汚物流しの例

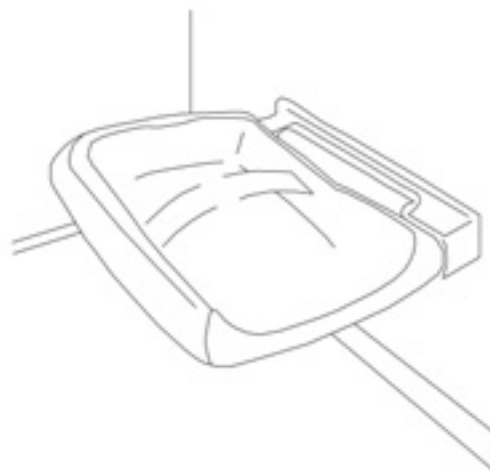
出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



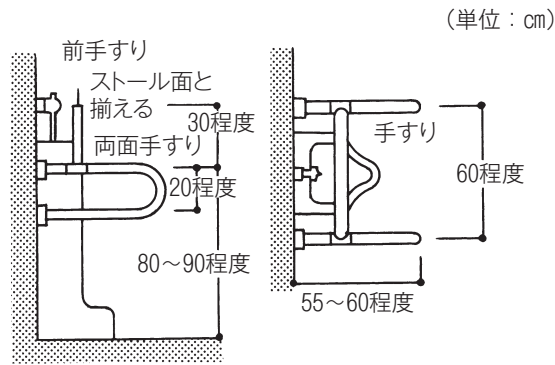
(図 8.5) ベビーチェアの例



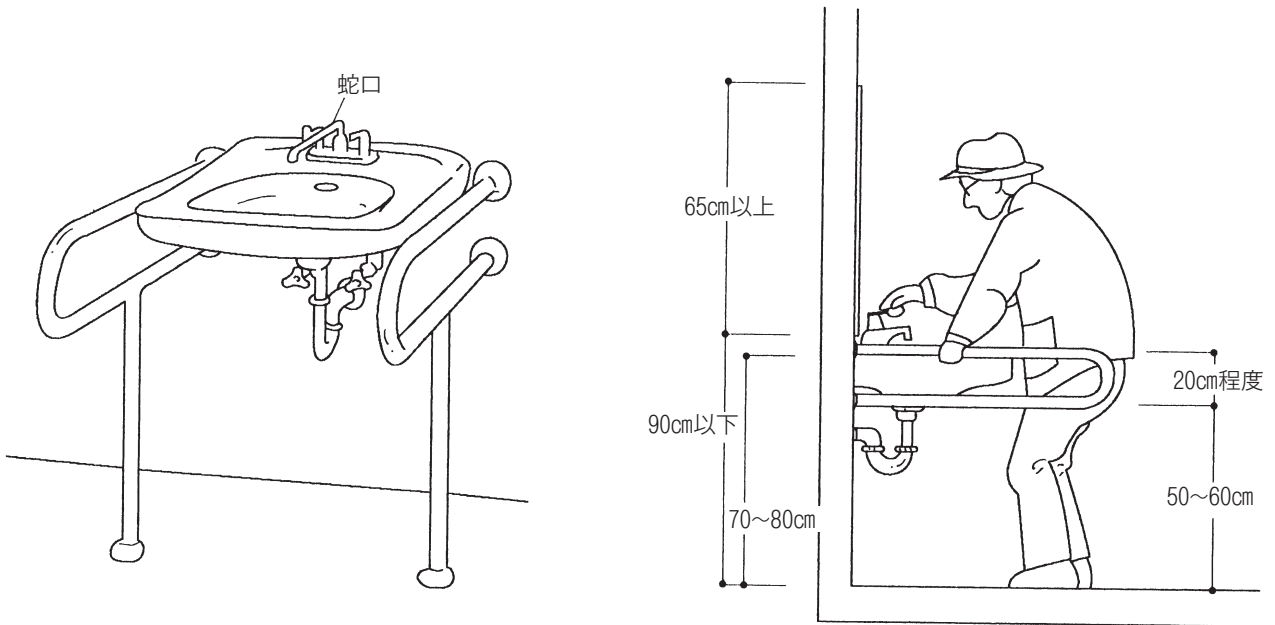
(図 8.6) ベビーベッドの例



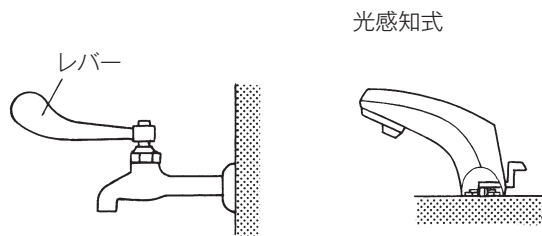
(図 8.7) 小便器の手すりの例



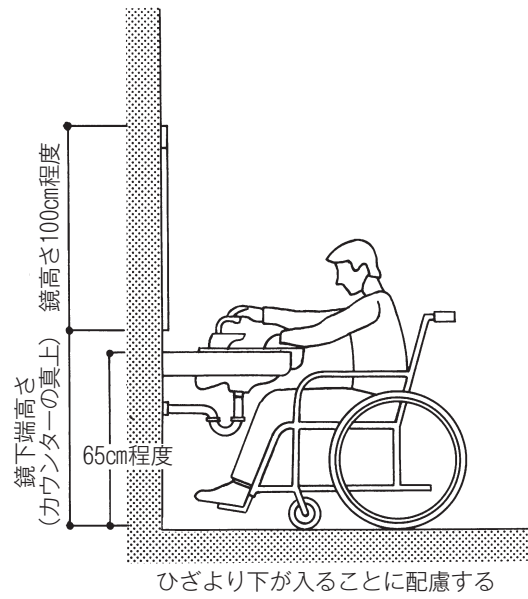
(図 8.8) 杖使用者等が利用しやすい洗面所



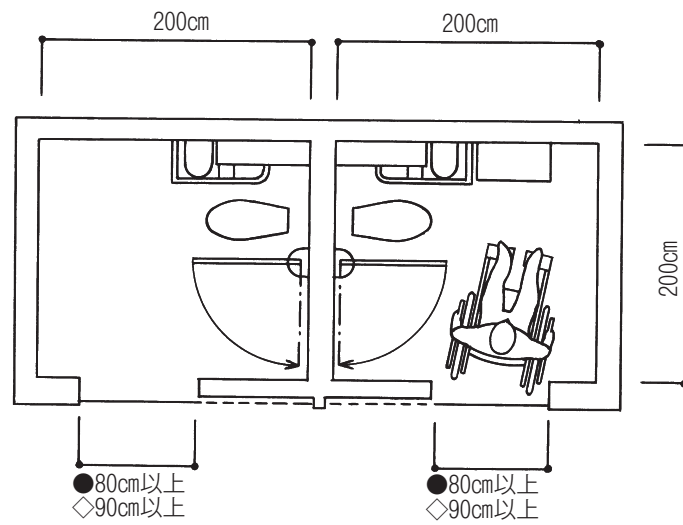
(図 8.9) 操作しやすい水栓器具の例



(図 8.10) 車いす使用者用洗面器の例

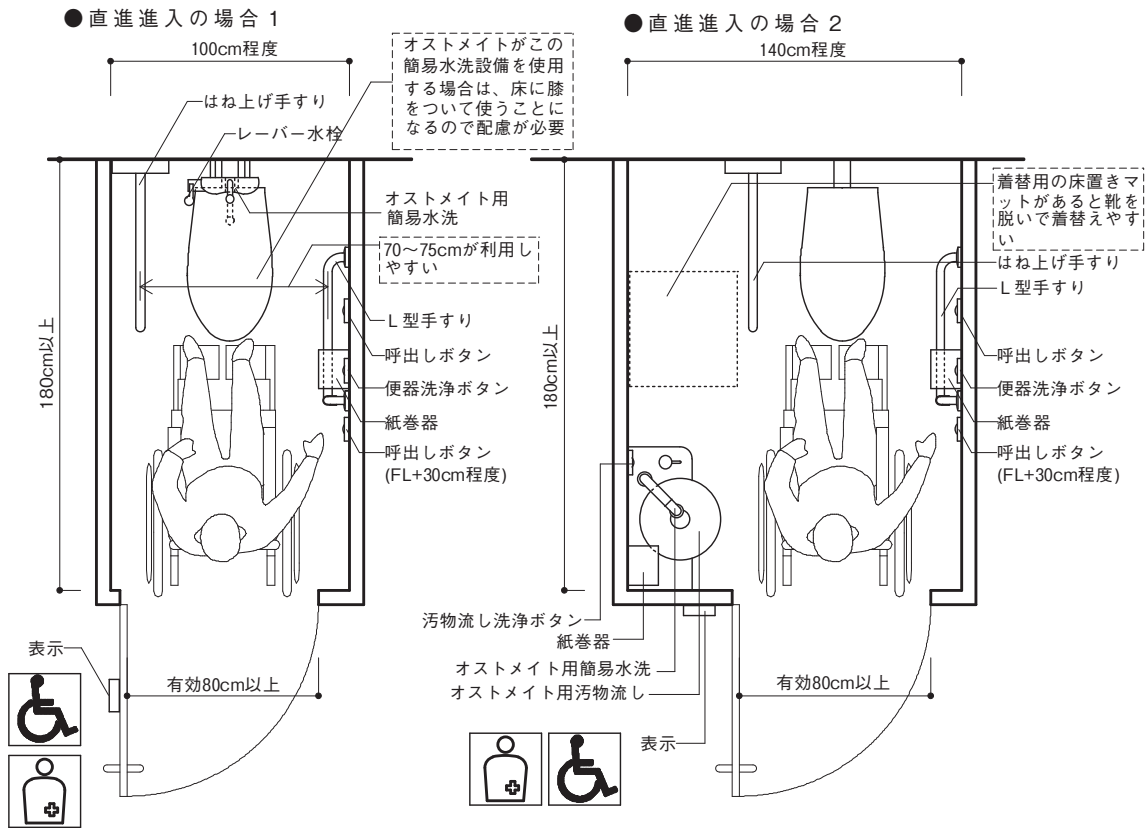


(図 8.11) 右利き、左利きの利用者に配慮した車いす使用者用便房設置例



(図 8.12) 簡易型機能を備えた便房の例

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



⑨ 客室等

【整備の基本的考え方】

宿泊機能を持つ施設においては、車いす使用者等の利用に配慮した客室等を整備する。

基礎的基準	誘導的基準
<p>(1) ホテル若しくは旅館で客室の総数が50以上であるもの又は社会福祉施設等（病院及び診療所を除く。）で床面積の合計が1,000㎡以上であるものにベッドを設ける客室等を設ける場合には、車いす使用者が安全かつ容易に利用できる客室等（以下「車いす使用者用客室等」という。）を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客室等は次に掲げるものとする。</p> <p>イ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 便所内に、車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ロ 室内の浴室又はシャワー室は次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する19の項のイからニまでに掲げる構造の浴室が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p>	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ定める数の車いす使用者用客室等を設けること。</p> <p>イ ホテル又は旅館にベッドを設ける客室等を設ける場合 客室等の総数が200以下の場合には当該客室等の総数に1/50を乗じて得た数以上、客室等の総数が200を超える場合は当該客室等の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上</p> <p>ロ 社会福祉施設等（病院及び診療所を除く。）で床面積の合計が1,000㎡以上であるものにベッドを設ける客室等を設ける場合 1以上</p> <p>(2) 車いす使用者用客室等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、内のりを90cm以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ロ 便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 便所内に車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ハ 室内の浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する18の項のイからニまでに掲げる構造の浴室が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p>

<ul style="list-style-type: none"> (ロ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ハ) 出入口は、(2)のイ(ロ)に掲げるものであること。 (ニ) 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (ホ) 非常ボタンを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (ロ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ハ) 出入口は、(2)のロ(ロ)に掲げるものであること。 (ニ) 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (ホ) 非常ボタンを設置すること。
---	---

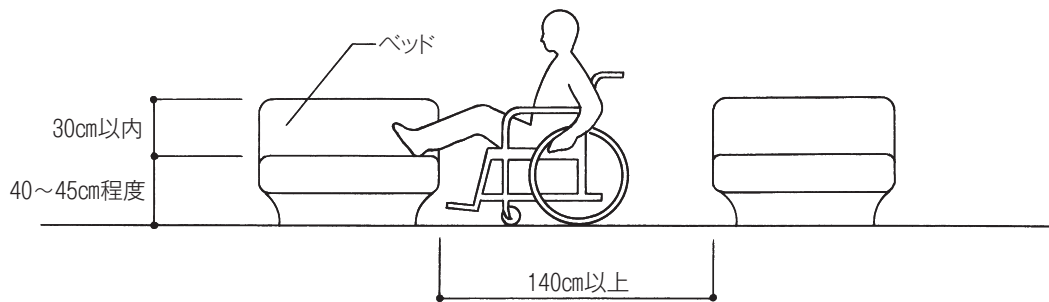
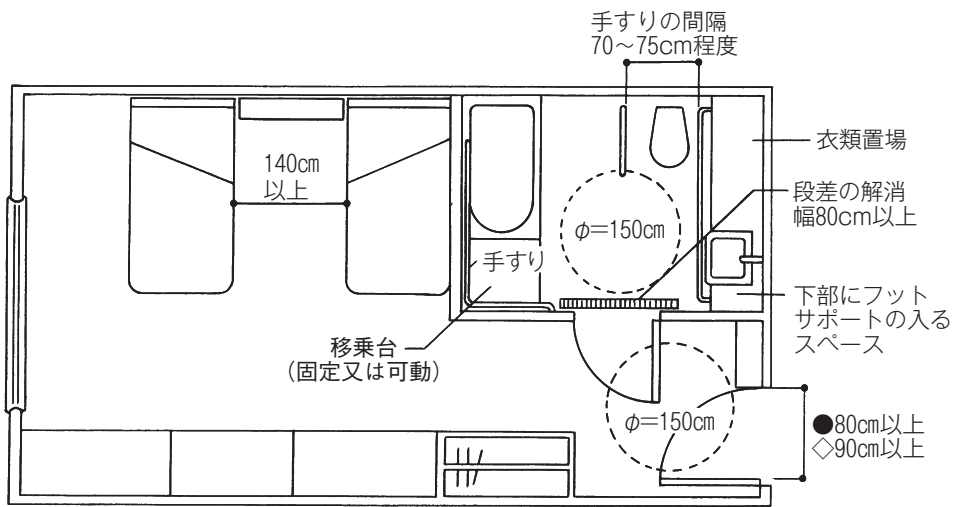
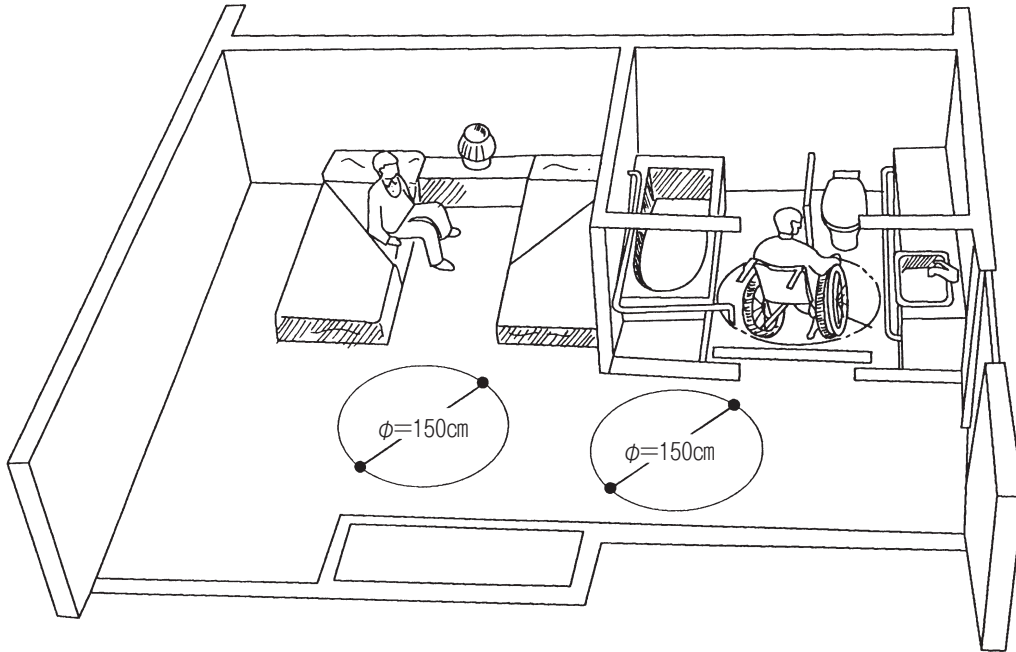
【解説】

出入口	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす使用者用客室等は利用居室であるため、車いす使用者用客室等までの経路は移動等円滑化経路として整備する。 ● 出入口の有効幅は、80cm以上とする。 ◇ 出入口の有効幅は、90cm以上とする。
車いす使用者用便房	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす使用者用便房の設置は、車いす使用者用客室等と同一階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられているもの）が1以上（男女別の場合はそれぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 ◇ 車いす使用者用客室等と同一階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられているもの）が設けられていても、車いす使用者用客室等の便所内には、車いす使用者用便房を設ける。
浴室又はシャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ●◇ 基準に適合した浴室又はシャワー室の設置は、建築物内に「⑩浴室」に掲げる構造の浴室が1以上（男女別の場合はそれぞれ1以上）設けられているときは、この限りでない。

【配慮事項】

構造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出入口前後及び室内空間は、車いすの通行や転回を考慮して、段を設けず十分な幅員やスペース（直径150cm以上）を確保する。
車いす使用者用便房、浴室又はシャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、車いすが回転できる空間（直径150cm以上）又はそれとほぼ同様の動作が可能な空間を確保する。
ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客室は、介助者の同行が可能なようベッドを2以上設置する。 ○ 車いすからの移乗がしやすいように、高さはマットレス上面で、車いす座面の高さ40cm～45cm程度とする。 ○ ベッド下部には、車いすのフットサポートが入るようにする。 ○ ベッドボードの高さは、マットレス上面より30cm以内とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。 ○ ベッドサイドには、車いす使用者の寄り付きに配慮して140cm以上のスペースを確保する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンセント、スイッチ、収納棚等は、車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。（「⑫その他(3)コンセント・スイッチ」参照） ○ 聴覚障害者に配慮した構造の電話機又はFAX等を設置する。 ○ 聴覚障害者に配慮し、非常時にフラッシュライトやバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置する。

(図 9.1) ツインルームの例



⑩ 敷地内の通路

【整備の基本的考え方】

道等から建築物の出入口に至る敷地内の通路は、車いす使用者や視覚障害者等の通行に配慮して整備し、建築物へ円滑にアクセスできるようにする。

基礎的基準	誘導的基準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ロ 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ハ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>	<p>多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、180cm以上とすること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、150cm以上とすること。</p> <p>ロ けあげの寸法は、16cm以下とすること。</p> <p>ハ 踏面の寸法は、30cm以上とすること。</p> <p>ニ 両側に手すりを設けること。</p> <p>ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ト 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(5) 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。</p> <p>(6) 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、段に代わるものにあつては150cm以上、段に併設するものにあつては135cm以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は1/15を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>ホ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ヘ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>

<p>ニ 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のものとする。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、120cm以上とすること。</p> <p>ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。</p> <p>(ロ) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。</p> <p>(ハ) 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) 1の項の(1)のイに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項の(1)のイ中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>	<p>(7) 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のものとする。</p> <p>(8) 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により(1)から(6)までの規定によることが困難である場合は、(1)、(3)、(5)及び(6)のイからニまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。</p> <p>(9) (1)、(3)、(5)及び(6)のイからニまでの規定は、当該敷地内の通路の部分が、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路である場合は、適用しない。</p>
--	---

【解説】

溝ふた

●◇ 敷地内の通路に排水側溝等が設けられている場合、そのふたのスリット等は、杖先や車いすのキャスター等が落ちないものとし、通行の安全性に配慮する。(図10.2)

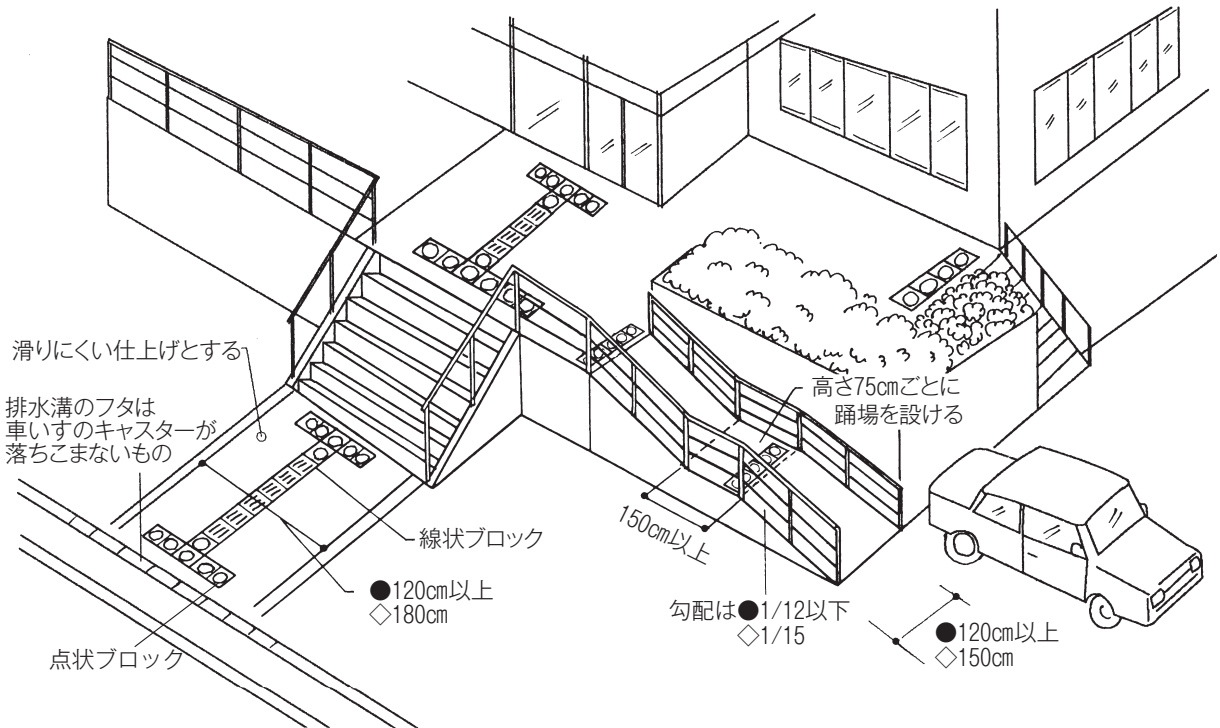
傾斜路

● 敷地内通路の傾斜路では、勾配が1/12を超える傾斜部分、高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜部分に、手すりを設ける。
◇ 手すりは、勾配や高さに関わらず両側に設ける。

【配慮事項】

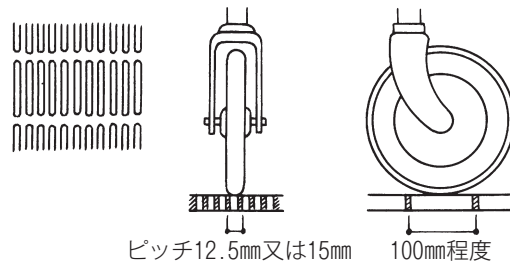
- | | |
|-----|---|
| 配置 | ○ 歩道と車路とは分離することが望ましい。 |
| 勾配 | ○ 敷地内通路は、できる限り水平とする。 |
| 傾斜路 | ○ 傾斜路の上端・下端にも150cm以上の水平部分を設ける。(図 10.3)
○ 車いすの脱輪防止等のため、傾斜路の両端には5 cm以上の立ち上がり又は側壁を設ける。 |
| その他 | ○ 片側まひの方等は階段のほうが昇り降りしやすい場合もあるため、傾斜路には、緩勾配の手すり付階段を併設する。
○ 敷地内通路に、モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車いす使用者、視覚障害者の通行に支障がないよう配慮する。 |

(図 10.1) 敷地内通路の設計例

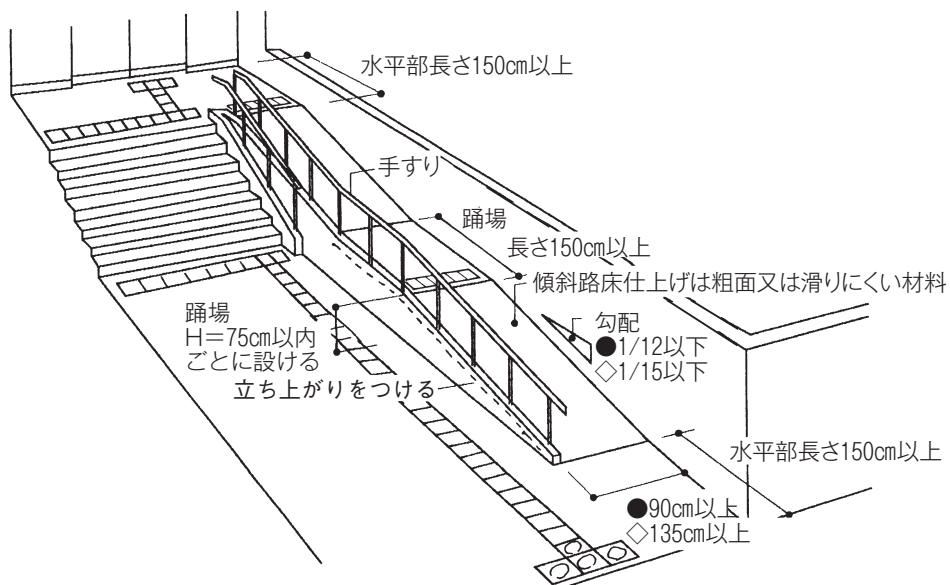


(図 10.2) 車いすのキャスターと溝蓋

細めタイプ・溝蓋 (耐荷重20t可)



(図 10.3) 階段と傾斜路を併設した例



⑪ 駐車場

【整備の基本的考え方】

自動車は、高齢者、障害者等が活動するための重要な移動手段である。特に乗降幅の必要な車いす使用者が乗降できるスペースを、建築物の出入口に安全かつ容易に到達できる場所に設けることが必要である。

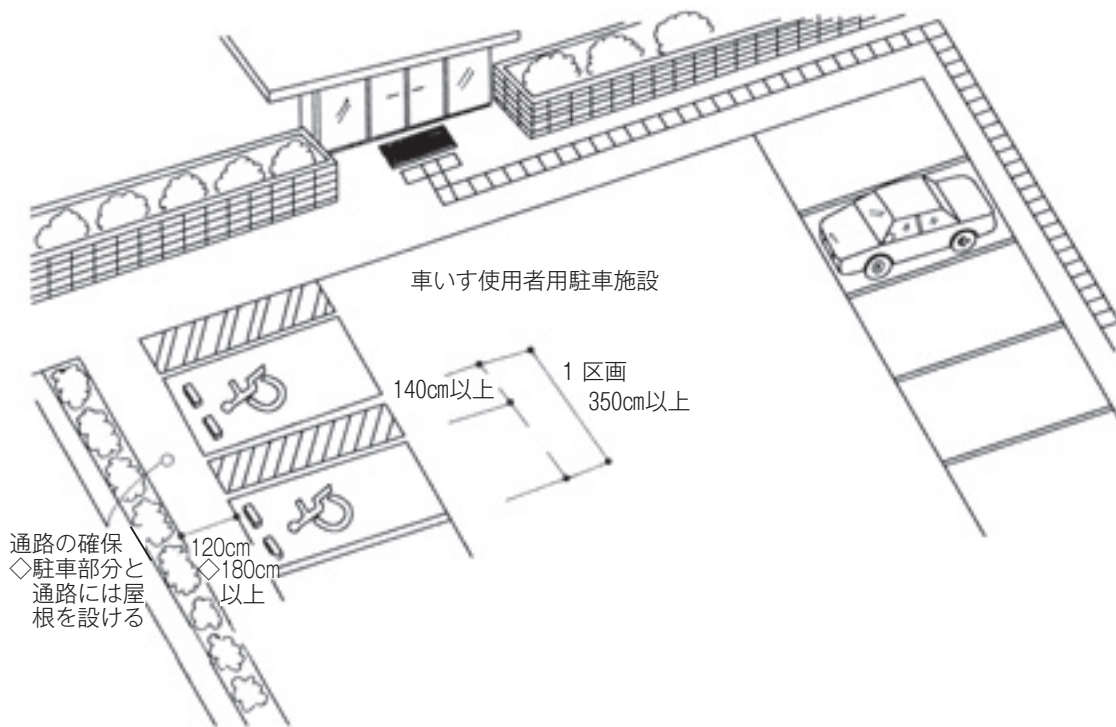
また、車いす使用者用駐車施設に近い位置に、妊産婦や傷病者等移動に配慮が必要な人のための駐車スペースを別途確保することが望ましい。

基礎的基準	誘導的基準
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が安全かつ容易に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 幅は、350cm以上とすること。 ロ 1の項の(1)のハに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 	(1) 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 幅は、350cm以上とすること。 ロ 多数の者が利用する居室に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ハ 車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者用駐車施設に通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路には、屋根を設けること。 (3) 多数の者が利用する駐車場には、車いす使用者用駐車施設のほか、当該駐車施設に近い位置に、妊産婦、傷病者等移動に配慮が必要な人のための駐車施設を1以上設けること。

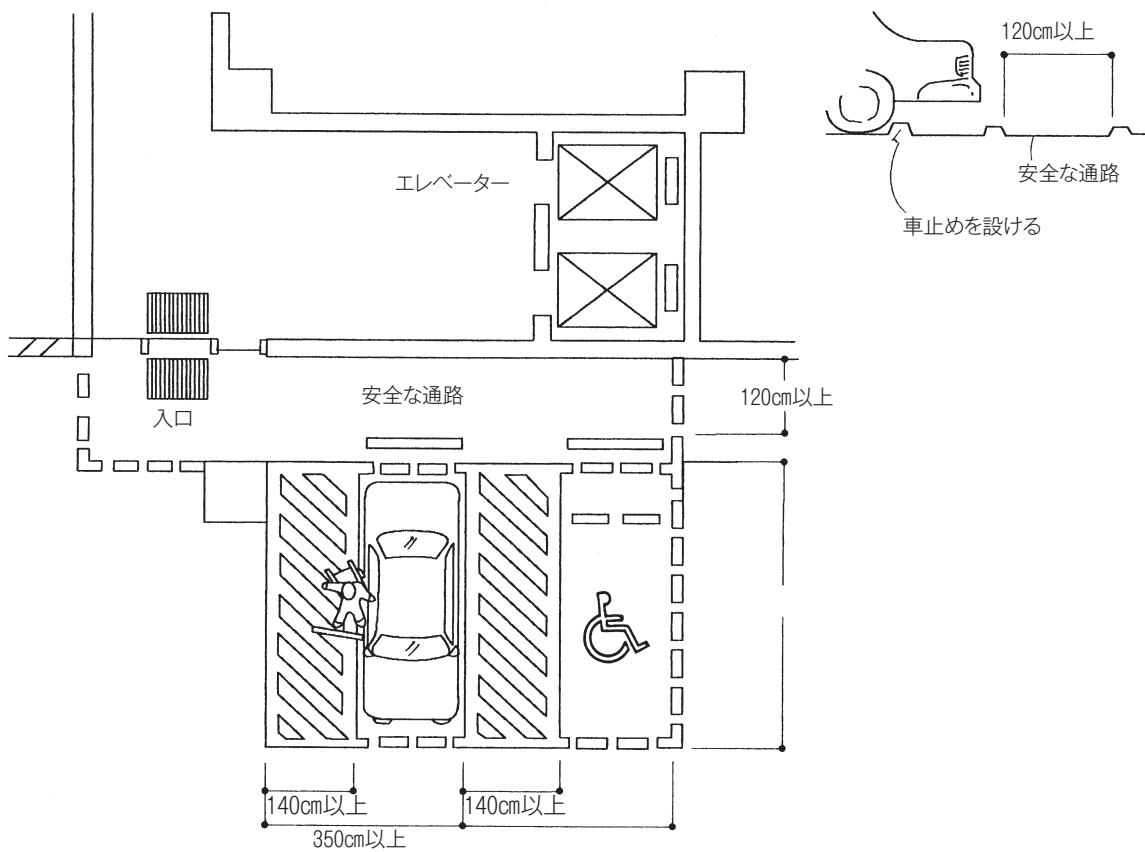
【解説】

幅員	●◇ 車いす使用者用駐車施設の幅は、自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へ乗降できる幅を確保する。基準で規定している幅（350cm以上）は、車体用スペースに、車いす使用者が転回でき、介護者が付き添える乗降用スペースを見込んだものである。
経路	●◇ 建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近等）に、車いす使用者用駐車施設を設ける。（図 11.2） ● 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路は、移動等円滑化経路として整備する。（「①移動等円滑化経路」参照）
屋根	◇ 雨天時の利用を考慮して、車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者用駐車施設に通じる出入口からの通路部分に、屋根又はひさしを設ける。
プラスワン区画	◇ 車いす使用者用駐車施設の近くに、幅250cm以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設を別途設ける。（図 11.3）
表示	●◇ 車いす使用者用駐車施設の付近に標識を設ける。（「⑫標識」参照） ●◇ 建築物・敷地内の案内板等に、車いす使用者用駐車施設の位置を表示する。（「⑬案内設備」参照）

(図 11.1) 駐車場の整備例



(図 11.2) 屋内駐車場の整備例



【配慮事項】

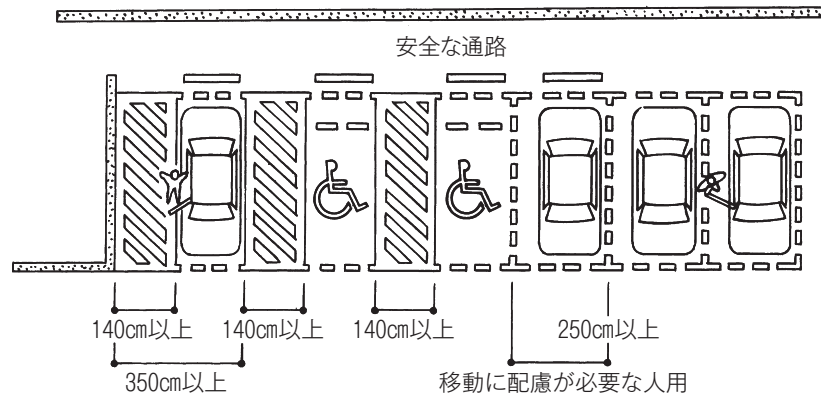
構造

- 床面又は地面は、勾配があると車いす使用者の乗降が困難となるため、できる限り水平にする。
- 車いす使用者の乗降用スペースは、車体用スペースの左右両方に設けることが望ましい。
- 車いす使用者用駐車施設を複数台分設ける場合は、隣接して設ける。
- バンタイプの子いす使用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに奥行きについても配慮する。

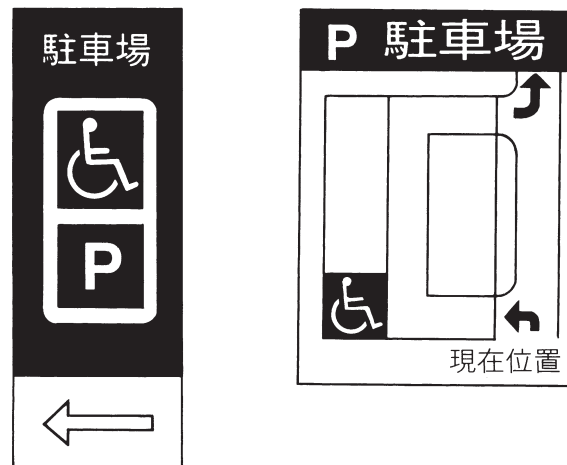
表示

- 車いす使用者用駐車施設の付近に標識を設置するほか、車体用スペース床面に国際シンボルマークを、乗降用スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示する等、車いす使用者用駐車施設であることを分かりやすく表示する。
- 車いす使用者用駐車施設に、一般の自動車に駐車されるのを避けるため、その旨の表示をする。
- 駐車場の進入口には、車いす使用者用駐車施設があることを示す表示を設けるとともに、進入口から車いす使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。(図 11.4)

(図 11.3) 移動に配慮が必要な人のための駐車施設の整備例



(図 11.4) 立札による表示例



12 標識

【整備の基本的考え方】

施設を円滑に利用できるようにするため、高齢者や障害者等が見やすい位置に、理解しやすい標識を設置する。

基礎的基準	誘導的基準
<p>高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる標識を設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>ロ 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本工業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。</p>	<p>高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる標識を設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>ロ 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本工業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。</p>

【解説】

標識

- ◇ エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設の付近には、標識を設置する。

【配慮事項】

設置位置

- 標識は、目線の低い車いす使用者等も見やすい位置・高さに設ける。
- 吊下型又は突出型の標識を設ける場合は、視覚障害者等の通行の支障とならない高さに設ける。

表示内容

- 文字や記号の大きさ、書体、色の組み合わせ、背景色との明度差等に配慮する。
- 子どもや外国人等にもわかりやすいように、図記号（ピクトグラム）、ふりがな、多言語（英語、中国語、韓国語等）の併記に配慮する。

誘導標示

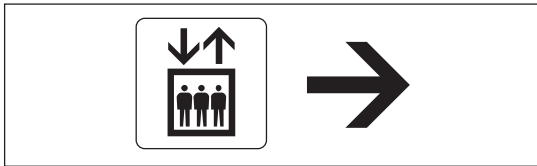
- 動線に沿って、適所に誘導用の案内標示を設置するよう配慮する。移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。
- 階段や廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示する。

(図 12.1) 案内標示の例

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

●誘導サイン（吊下型などの形式を想定）

[エレベーター]



[上りエスカレーター]

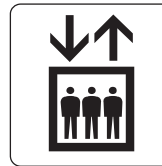


[多機能便所のあるトイレ]



●位置サイン（吊下型などの形式を想定）

[エレベーター]



[上りエスカレーター]



[多機能便所のあるトイレ]



13 案内設備

【整備の基本的考え方】

目的の場所に円滑に到達できるよう、施設の状況に応じた案内設備を分かりやすい位置に設置する。

基礎的基準	誘導的基準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を、次に掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 文字等の浮き彫り ロ 音による案内 ハ 点字及びイ又はロに類するもの</p>	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を、次に掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 文字等の浮き彫り ロ 音による案内 ハ 点字及びイ又はロに類するもの</p>

【解説】

案内板等

- 不特定かつ多数の者が利用する建築物又はその敷地内に、エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設の配置を表示した案内板等を設ける。
- ◇ 建築物又はその敷地内に、エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設の配置を表示した案内板等を設ける。

視覚障害者のための設備

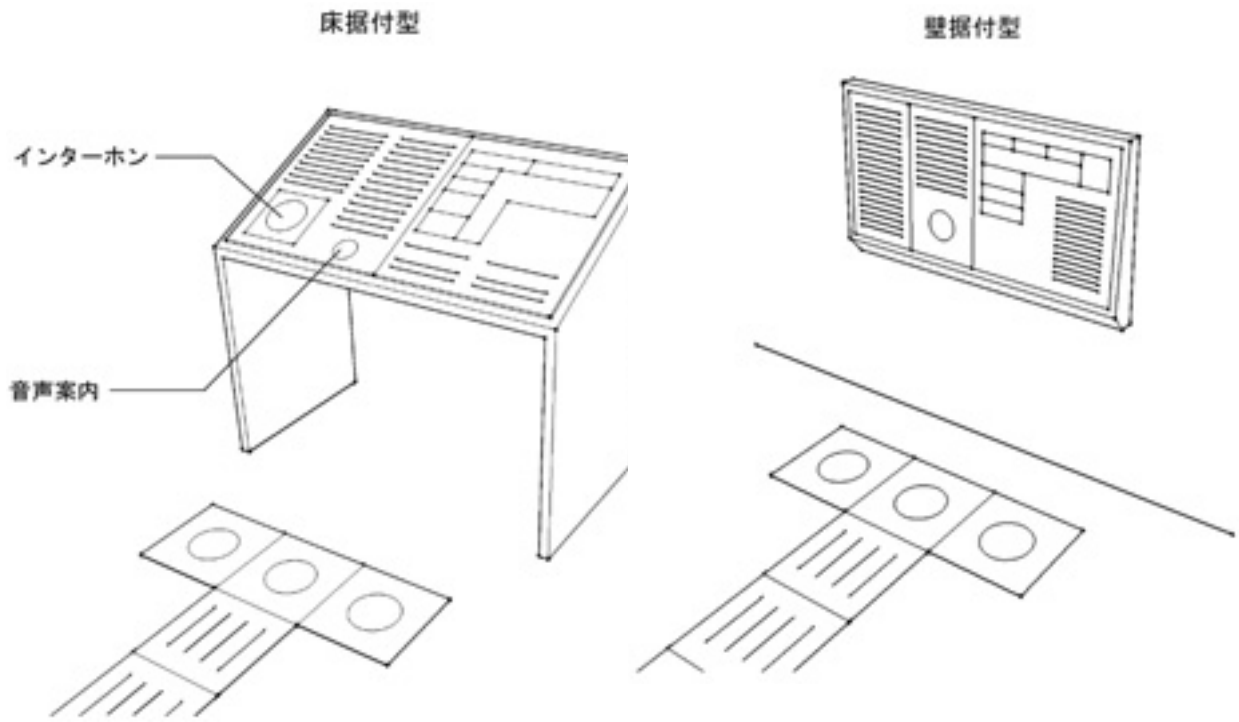
- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物又はその敷地内に、エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車いす使用者用便房の配置を、視覚障害者に示すための設備を設ける。
- ◇ 建築物又はその敷地内に、エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、車いす使用者用便房の配置を、視覚障害者に示すための設備を設ける。

【配慮事項】

案内所

- 案内所を設ける場合にも、案内板等や視覚障害者のための設備を併設することが望ましい。
- 案内所においては、筆談用具の配備や、手話通訳者の配置等、コミュニケーションの配慮を行う。また、この場合、筆談用具の配備等を行っている旨を表示する。

(図 13.1) 案内板の設置例



⑭ 案内設備までの経路

【整備の基本的考え方】

道等から視覚障害者のための案内設備までの経路のうち1以上は、視覚障害者が安全かつ容易に利用できる経路とし、視覚障害者用誘導ブロックや音声等により誘導する。

基礎的基準	誘導的基準
<p>(1) 道等から13の項の(2)の規定による設備又は案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が安全かつ容易に利用できる経路(以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p> <p>ロ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(イ) 車路に近接する部分</p> <p>(ロ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。)</p> <p>a 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>b 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>c 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等</p> <p>(ハ) 車路を横断する部分</p>	<p>(1) 道等から12の項の(2)の規定による設備又は案内所までの主たる経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、別表第2の1 建築物の基礎的基準の14の項の(1)イ及びロに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第2の1 建築物の基礎的基準の14の項の(2)に掲げるものとする。</p>

【配慮事項】

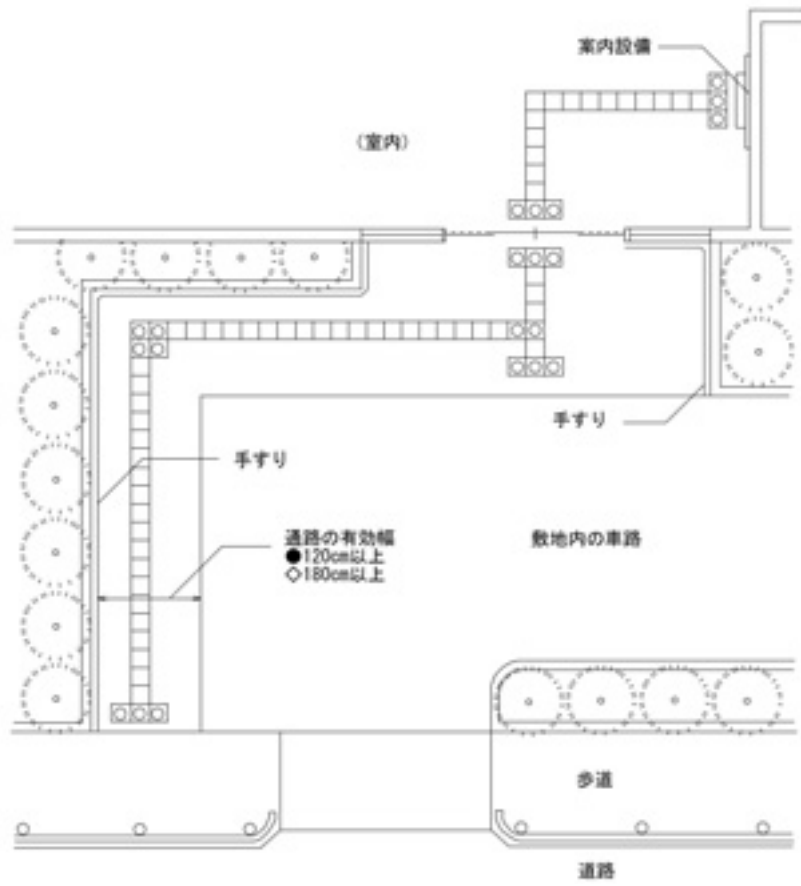
視覚障害者移動等円滑化経路

- 視覚障害者移動等円滑化経路は、視覚障害者が移動の方向や経路を認識しやすいこと、及び一般の歩行動線と著しく異ならないように配慮する。

視覚障害者誘導用ブロック

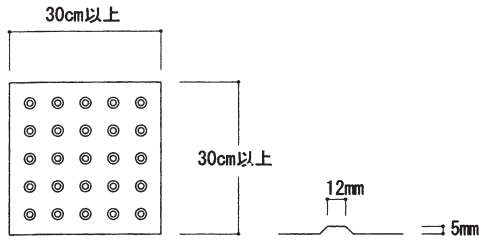
- 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS T9251による形状のものを使用する。(図 14.2)
 - ① 注意喚起をするための点状突起のある点状ブロック
 - ② 移動の方向を示すための線状突起のある線状ブロック
- 弱視者に配慮し、視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を原則とする。ただし、周辺の床との対比を考慮して、黄色のブロックが見にくい場合は、他の色を選択するなど、周辺の色との明度差、輝度比などに配慮する。
- 敷設幅は30cm以上とする。
- 歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者との十分な協議を行い、連続性に配慮する。

(図 14.1) 案内設備までの経路の整備例

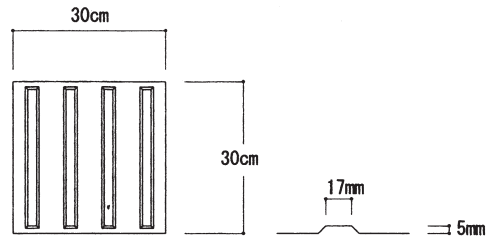


(図 14.2) 視覚障害者誘導用ブロックの種類 (JIS T9251による)

■点状ブロック



■線状ブロック



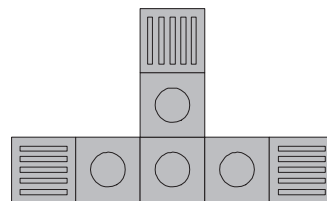
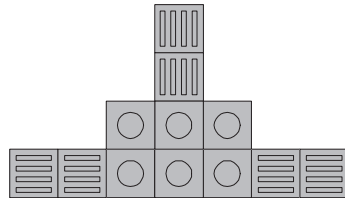
(図 14.3) 分岐部・屈折部の敷設方法の例

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

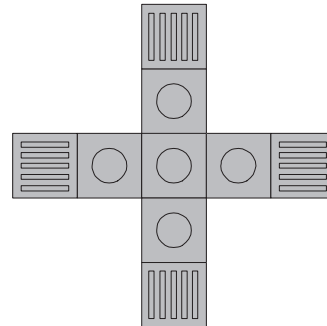
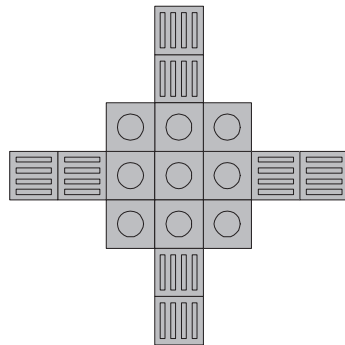
30cm × 30cmの場合

40cm × 40cmの場合

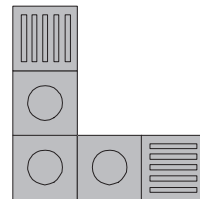
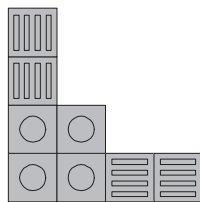
T字形



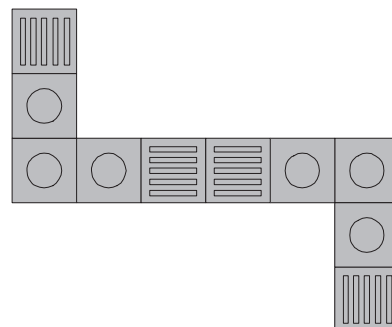
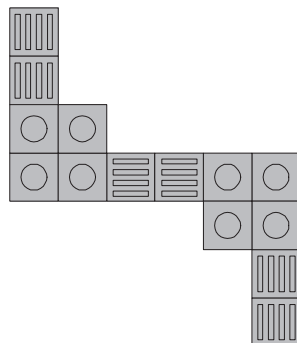
十字形



L字形



クランク



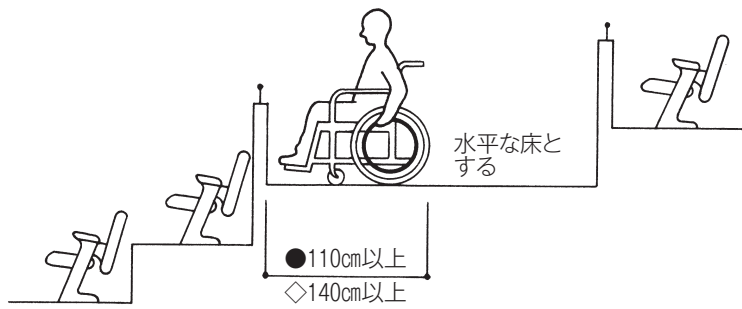
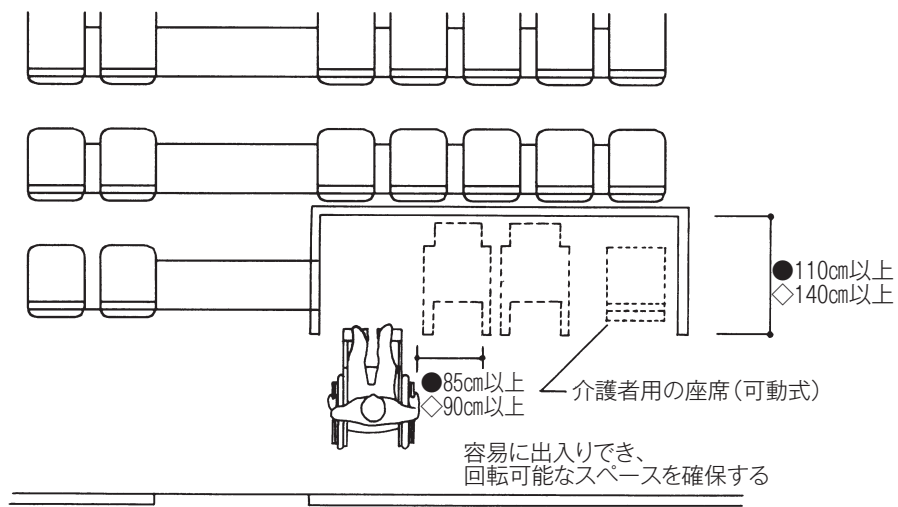
⑮ 客席

【整備の基本的考え方】

客席には、出入口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に、車いす使用者が利用できる部分を設ける。

基礎的基準		誘導的基準	
(1) 別表第1の1の項の(4)及び(5)に掲げる建築物（以下「劇場等」という。）の客席には、車いす使用者が利用できる部分を次に定める数以上設けること。		(1) 劇場等の客席には、車いす使用者が利用できる部分を次に定める数以上設けること。	
客席数	車いす使用者が利用することができる部分	客席数	車いす使用者が利用することができる部分
100席以下のもの	1	100席以下のもの	2
100席を超え400席以下のもの	2	100席を超え400席以下のもの	3
400席を超えるもの	2に400席を超える席数200席（200席に満たない端数は、200席とする。）ごとに1を加えた数	400席を超えるもの	3に400席を超える席数200席（200席に満たない端数は、200席とする。）ごとに1を加えた数
(2) 車いす使用者が利用できる部分は次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 床は、水平とすること。 ロ 車いす使用者が利用することができる部分1につき幅85cm以上、奥行き110cm以上とすること。 ハ 車いす使用者が利用できる部分に通じる客席内の通路に高低差がある場合には、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 幅は、階段に代わるものにあっては内りを120cm以上、階段に併設するものにあっては内りを90cm以上とすること。 (ロ) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。 (ハ) 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 (ニ) 傾斜路には、手すりを設けること。 (ホ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 		(2) 車いす使用者が利用できる部分は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 床は、水平とすること。 ロ 車いす使用者が利用することができる部分1につき幅90cm以上、奥行き140cm以上とすること。 ハ 車いす使用者が利用できる部分に通じる客席内の通路に高低差がある場合には次に掲げる構造の傾斜路を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 幅は、階段に代わるものにあっては内りを150cm以上、階段に併設するものにあっては135cm以上とすること。 (ロ) 勾配は、1/15を超えないこと。 (ハ) 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 (ニ) 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 (ホ) 傾斜路には、両側に手すりを設けること。 (ヘ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (ト) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 	
(3) 劇場等の客席には、車いす使用者が利用できる部分を次に定める数以上設けること。		(3) 劇場等の客席にあっては、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。	

(図 15.1) 客席の例



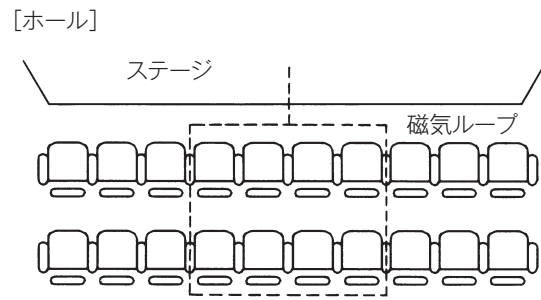
【解説】

聴覚障害者用設備 ◇ 集団補聴設備（磁気ループ、FM補聴装置、赤外線補聴装置等）や、字幕・文字情報等を表示する装置等、聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける。

【配慮事項】

- | | |
|-----|--|
| 客席 | <ul style="list-style-type: none">○ 高齢者・障害者等の座席の配置は、固定せず、複数の選択が可能なよう配慮する。○ 座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付け位置等に配慮する。○ 車いす使用者席の周囲には、容易に出入りでき、回転可能なスペースを設ける。○ 車いす使用者席の近くに、介護者、付添人等用の席を設ける。○ 乳幼児同伴等の観覧者に配慮して、周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室を設ける。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">○ 車いす使用者が容易に舞台上がれるよう、段差のない経路の確保や、段差がある場合の昇降機設置等に配慮する。○ 要約筆記作業スペース、字幕・文字情報等のプロジェクター設置スペース、スクリーンの設置に配慮する。 |

(図 15.2) 磁気ループの設置例



⑯ 改札口

【整備の基本的考え方】

出入口と同様、車いす使用者等が円滑に通過できるよう整備する。

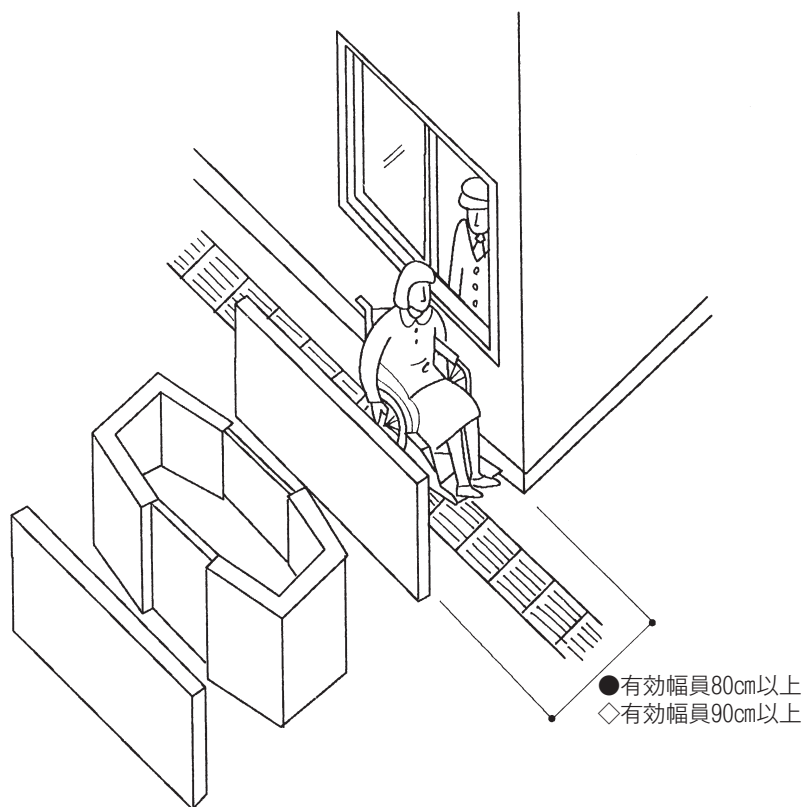
基礎的基準	誘導的基準
改札口を設ける場合には、その1以上を幅80cm以上とすること。	改札口を設ける場合には、その1以上を幅90cm以上とすること。

【解説】

改札口

- ◇ 改札口とは、公共交通機関の施設その他の施設において、乗車券、入場券等の検査、取り集め等を行う場所をいう。

(図 16.1) 改札口の整備例



⑰ 記載用カウンター

【整備の基本的考え方】

記載用カウンターは、車いす使用者が利用しやすいように、下部スペース等に配慮した構造とする。

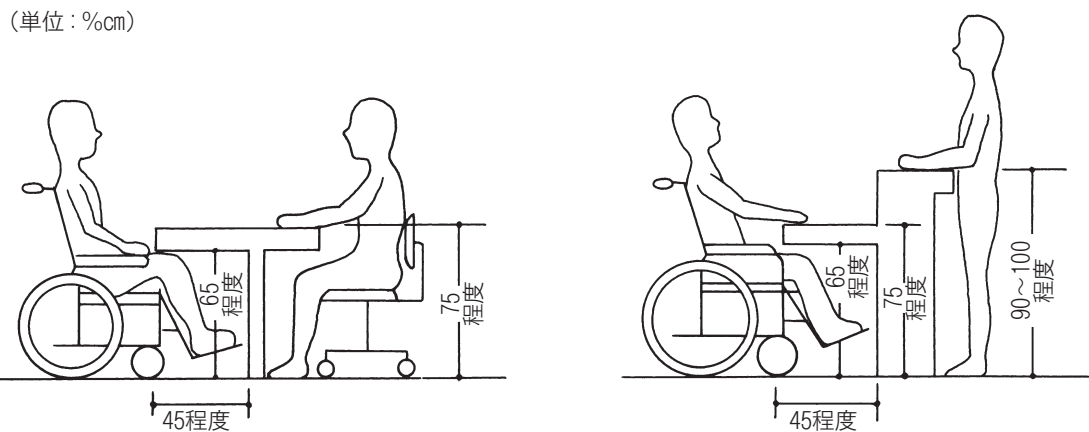
基礎的基準	誘導的基準
受付等に記載用カウンターを設ける場合には、その1以上について車いす使用者が利用できる措置を講ずること。	受付等に記載用カウンターを設ける場合には、その1以上について車いす使用者が利用できる措置を講ずること。

【配慮事項】

車いす使用者が利用できる措置

- 車いす使用者が利用しやすいように、カウンターの高さ75cm程度とし、下部には高さ65cm程度、奥行き45cm程度の空きスペースを設ける。
- 記載用カウンターの付近には、杖を立てかける場所や荷物置場の設置を考慮する。
- 呼出しを行うカウンターでは、音声による案内のほか、聴覚障害者の利用に配慮して、電光掲示板等を併せて設置する。
- 受付対応者が、必要に応じて来訪者側に回れるように動線を工夫する。
- 筆談用具等を配備し、コミュニケーションの配慮を行う。また、筆談用具等の配備を行っている旨を表示する。

（図 17.1）記載用カウンターの整備例



⑱ 公衆電話所

【整備の基本的考え方】

高齢者、障害者等の利用に配慮した公衆電話を、玄関ホールなどの分かりやすい場所に整備する。

基礎的基準	誘導的基準
建築物に公衆電話所を設ける場合には、その1以上を次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 聴覚障害者に対応した電話機を設置すること。 ロ 電話台の高さは、75cmとすること。 ハ 電話台の下部に高さ65cm以上で奥行き45cm以上の蹴込みを設けること。 	建築物に公衆電話所を設ける場合には、その1以上を次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 聴覚障害者に対応した電話機を設置すること。 ロ 電話台の高さは、75cmとすること。 ハ 電話台の下部に高さ65cm以上で奥行き45cm以上の蹴込みを設けること。

【解説】

聴覚障害者に対応した電話機

- ◇ 音声増幅装置付受話器を設ける。(図 18.2)

【配慮事項】

電話台

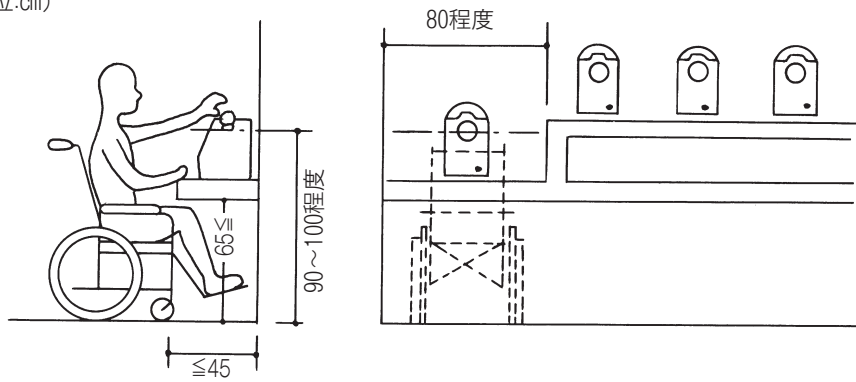
- 車いす使用者が利用しやすいように、ダイヤル（ボタン）の高さが90～100cm程度となる位置に設ける。
- 杖使用者等が身体を支える壁、手すり又はいすを設ける。
- 電話番号の検索、メモ等に支障がないよう照明に配慮し、必要に応じて手元灯を設置する。

電話機等

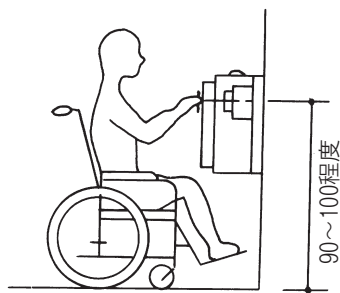
- 音声ガイダンスが備え付けられている電話機や視覚障害者ダイヤル等を取り付けた電話機を適宜設置する。
- 聴覚障害者等の利用に配慮し、必要に応じてファクシミリを設置する。

(図 18.1) 公衆電話台の整備例

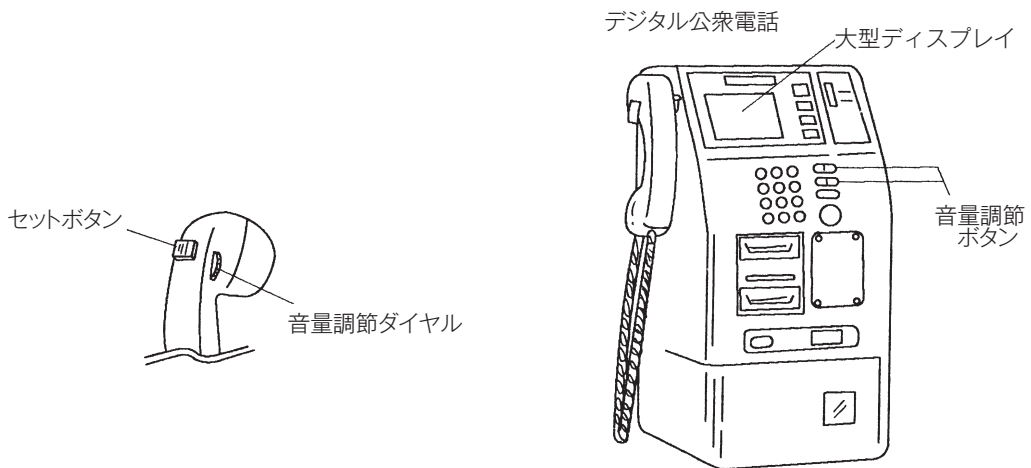
(単位:cm)



(壁つき電話)



(図 18.2) 音声増幅装置付受話器



⑱ 浴室

【整備の基本的考え方】

浴室は、車いす使用者や、高齢者等が安全かつ容易に利用できるよう整備する。

基礎的基準	誘導的基準
<p>社会福祉施設等若しくは公衆浴場で床面積の合計が1,000㎡以上であるもの又はホテル若しくは旅館で床面積の合計が5,000㎡以上であるものに浴室（客室又は寝室内部に設置するものを除く。）を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ハ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>（イ）幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>（ロ）戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げる</p>	<p>多数の者が利用する浴室を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ハ 出入口は、1の項の(1)のイ及びロに掲げるものとする。</p> <p>ニ 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げる</p>

【解説】

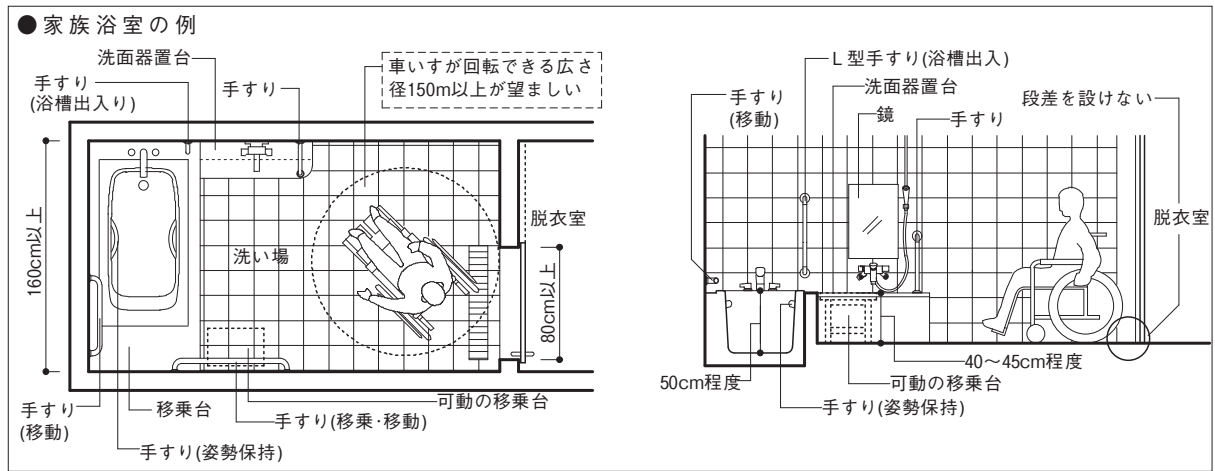
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ● 出入口の有効幅は、80cm以上とする。 ◇ 出入口の有効幅は、90cm以上とする。 ●◇ 車いす使用者が円滑に浴室に入れるように、戸の前後に段差を設けない。（図19.2）
-----	---

【配慮事項】

浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浴槽の深さは50cm程度とする。 ○ 浴槽のわきに、車いすから移乗しやすい高さ40～45cm程度の移乗台を設ける。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浴槽及び洗い場の周囲に設ける。
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、車いすが回転できるスペース（直径150cm以上）を確保する。 ○ 浴槽の回りに介助スペースを設ける。
床の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 濡れても滑りにくく、転倒時等を考慮し、体を傷つけない仕上げとする。

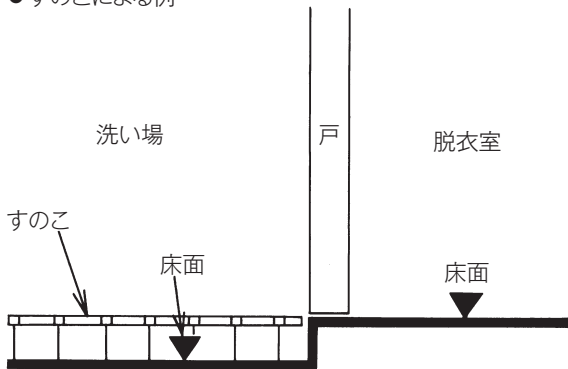
(図 19.1) 浴室の例

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

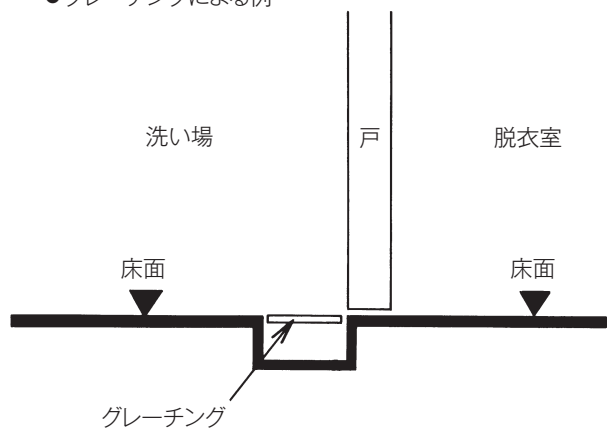


(図 19.2) 出入口の段差解消例

● すのこによる例



● グレーチングによる例



⑳ 更衣室又はシャワー室

【整備の基本的考え方】

更衣室やシャワー室は、車いす使用者や高齢者等が、安全かつ容易に利用できるよう整備する。

基礎的基準	誘導的基準
<p>社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で床面積の合計が1,000㎡以上であるもの又は学校に更衣室又はシャワー室を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 更衣室の区画の1以上の出入口の幅は、内をりを80cm以上とすること。</p> <p>ロ シャワー用の区画の1以上の出入口の幅は、内をりを80cm以上とし、手すりを設け、及び高さ40cmから45cmまでの腰掛け台を設置すること。</p>	<p>社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で床面積の合計が1,000㎡以上であるもの又は学校に更衣室若しくはシャワー室を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 更衣室の区画の1以上の出入口の幅は、内をりを90cm以上とすること。</p> <p>ロ シャワー用の区画の1以上の出入口の幅は、内をりを90cm以上とし、手すりを設け、及び高さ40cmから45cmまでの腰掛け台を設置すること。</p>

【配慮事項】

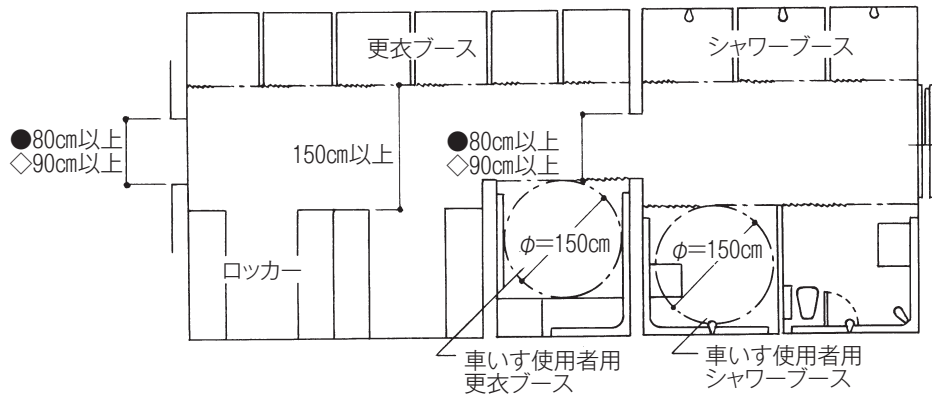
更衣室

- 手すりを適切に（水平及び垂直に）配置する。
- 着替えの際に横になれるよう、高さ40～45cm程度、幅180cm程度以上、奥行き60cm程度以上の脱衣ベンチを設ける。
- 車いすが回転できるスペース（直径150cm以上）を設ける。
- 収納棚は、下部に車いすのフットサポートが入る空間を設け、下端30cm程度、上端150cm程度、奥行き60cm程度とする。

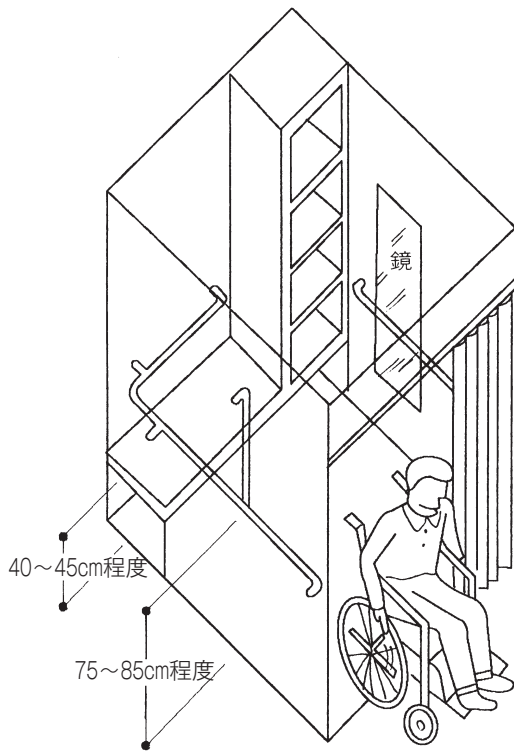
シャワー室

- 手すりを適切に（水平及び垂直に）配置する。
- 車いすが回転できるスペース（直径150cm以上）を設ける。
- シャワーは、ハンドシャワーとし、シャワーヘッドは、高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置にヘッド掛けを設ける。
- 水洗器具は、レバー式等の操作の容易なものとし、火傷防止を考慮してサーモスタットの付いたものとする。
- 高齢者、障害者等に配慮したブースを設けたシャワー室には、シャワー用車いすを用意する。

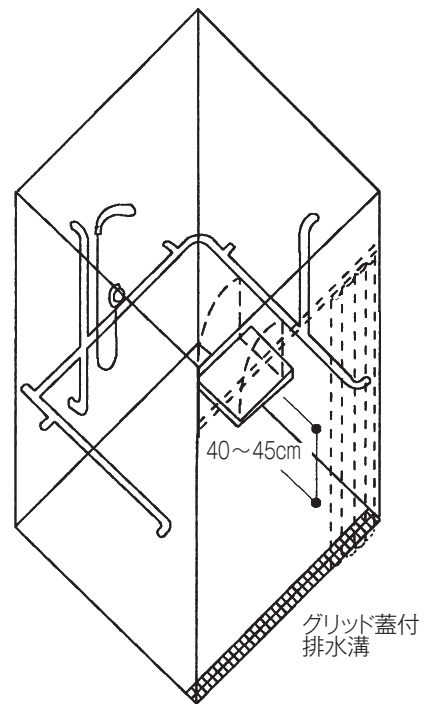
(図 20.1) 更衣室・シャワー室の設計例



(図 20.2) 車いす使用者用更衣ブースの整備例



(図 20.3) 車いす使用者用シャワーブースの整備例



②1 授乳及びおむつ交換場所

【整備の基本的考え方】

乳幼児を連れての方が安心して外出できるよう、授乳やおむつ交換のできる場所を設ける。

基礎的基準	誘導的基準
別表第1の1の項の(4)から(7)まで、(13)、(19)及び(23)に掲げる床面積の合計が2,000㎡以上の建築物には、授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設け、当該場所の出入口付近に、その旨を表示すること。	別表第1の1の項の(4)から(7)まで、(13)、(19)及び(23)に掲げる建築物には、授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設け、当該場所の出入口付近に、その旨を表示すること。

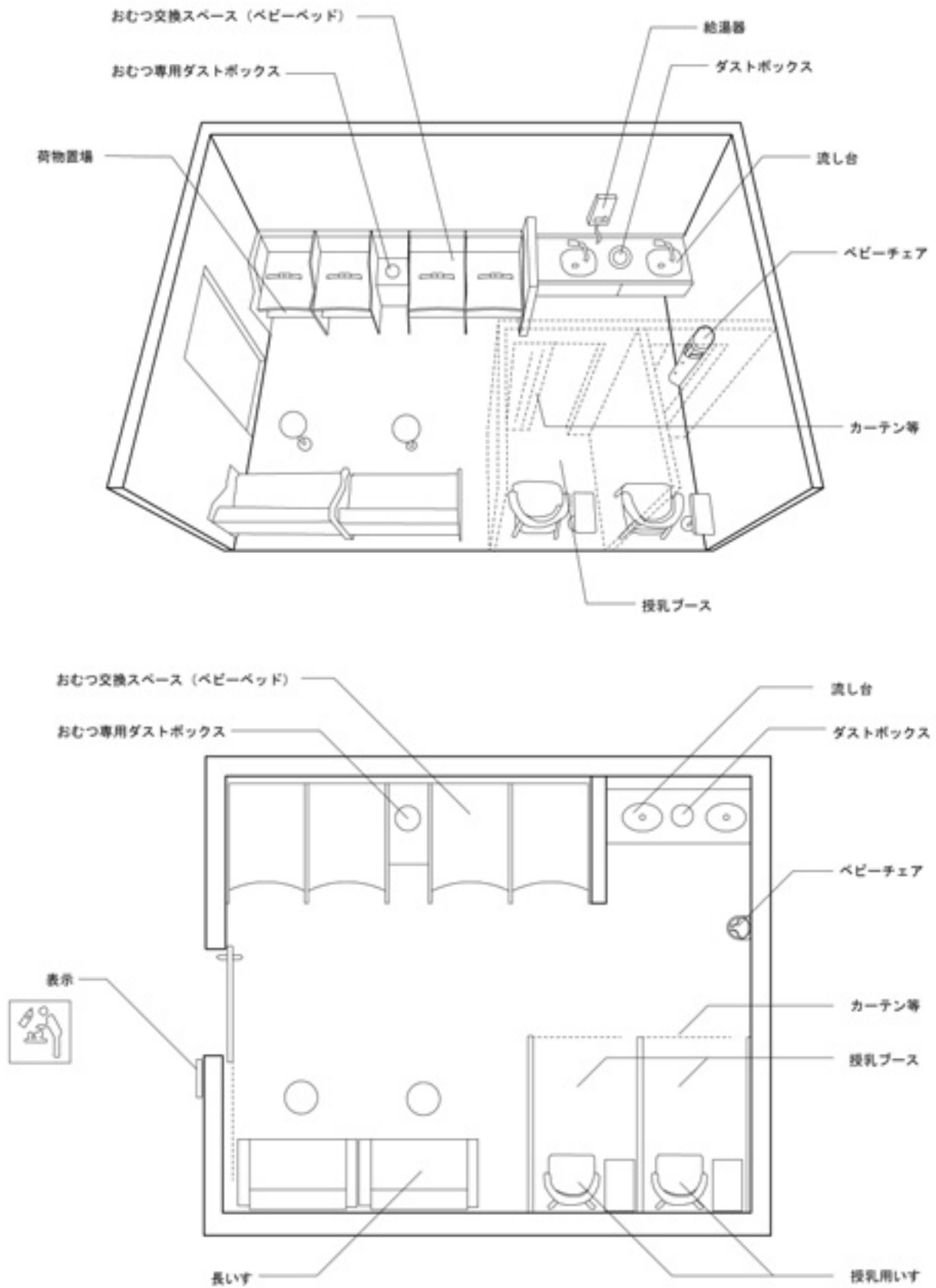
【解説】

設備 ●◇ 授乳やおむつ交換に必要な設備としては、ベビーベッド、いす等があげられる。

【配慮事項】

- | | |
|-----|---|
| 配置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ベビーベッドやいす等は、ベビーカー等の通行や、授乳・おむつ交換中にベビーカーを置くスペースを確保できるよう、配慮して配置する。 ○ 授乳のためのスペースには、カーテンやついたて等を設け、男性の入室を禁じる旨の注意表示を行う等、プライバシーの確保に配慮する。 |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ベビーベッドや授乳用いすの付近には、荷物置場を設ける。 ○ 授乳・おむつ交換中に同伴者が休憩するため、及び哺乳ビンによる授乳のため、出入口付近にいす（長いす等）を設ける。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女にかかわらず利用できるスペース（おむつ交換や、哺乳ビンによる授乳等ができる場所）を設けるよう配慮する。 |

(図 21.1) 授乳・おむつ交換場所の整備例



② その他の施設

(1) 自動販売機

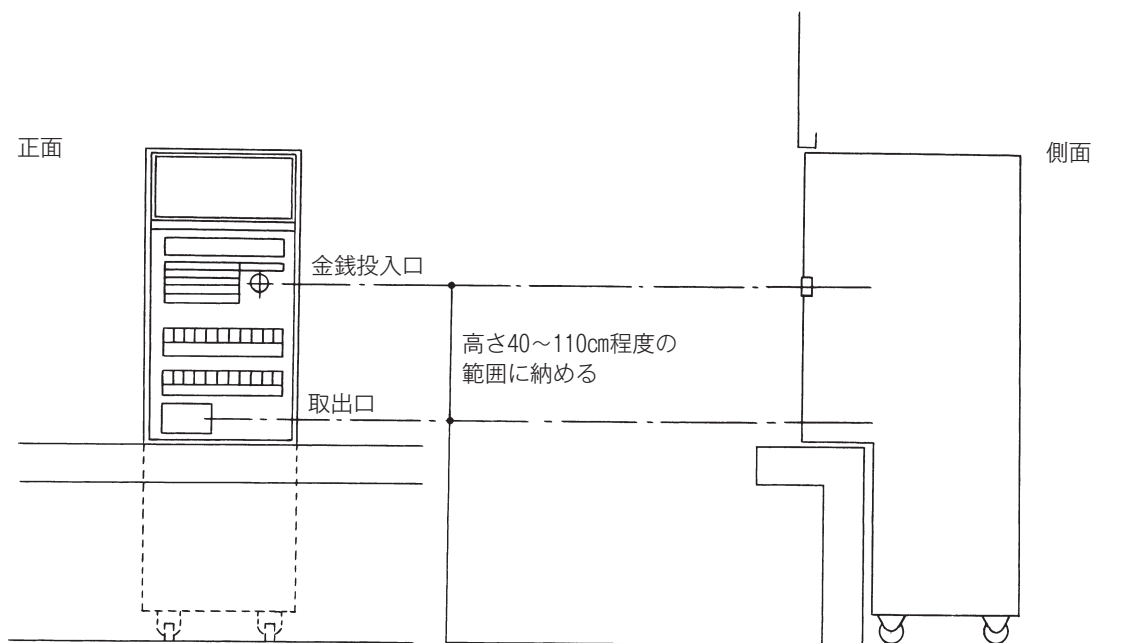
【整備の基本的考え方】

高齢者、障害者等の利用に配慮した位置、形状とする。

【配慮事項】

- | | |
|--------|---|
| 操作ボタン等 | ○ 金銭投入口、操作ボタン及び取出口がそれぞれ高さ40cm～110cm程度の範囲にあるものを選ぶ。 |
| | ○ 操作ボタンには、品目、金額などを点字で表示する。 |
| 設置場所 | ○ 自動販売機の周辺には、車いす使用者が接近できる水平なスペースを確保する。 |

(図 22.1) 自動販売機の例



(2) 郵便ポスト

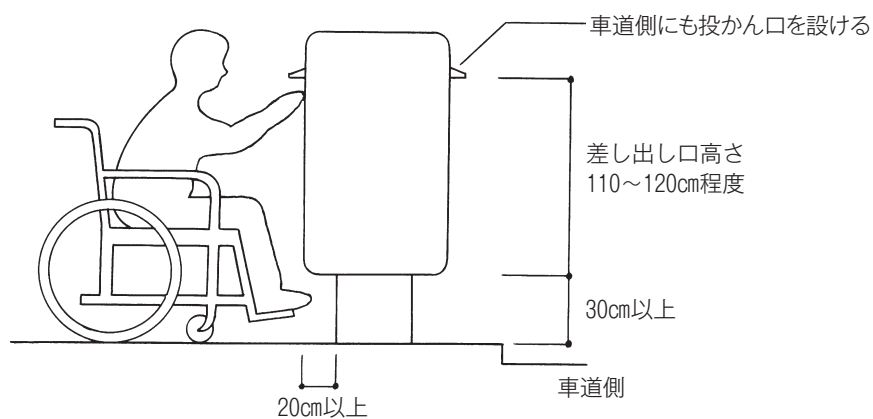
【整備の基本的考え方】

高齢者、障害者等の利用に配慮した整備を行う。

【配慮事項】

差し出し口 | ○ 郵便ポストの差し出し口の高さは、110cm～120cm程度とする。

(図 22.2) 郵便ポストの例



(3) コンセント・スイッチ

【整備の基本的考え方】

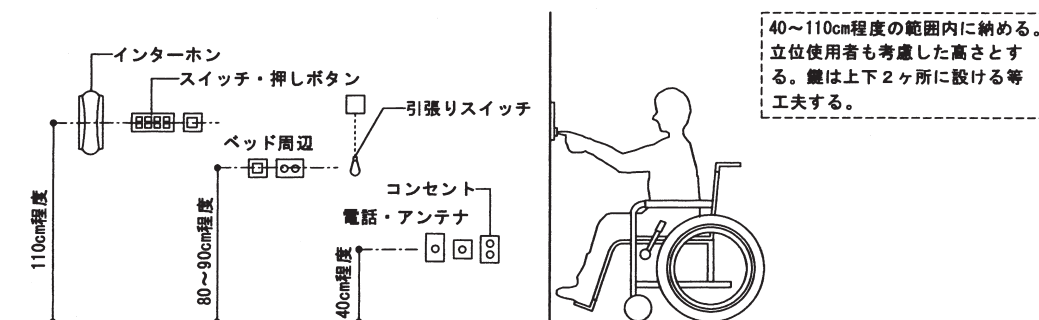
コンセント・スイッチ類は、車いす使用者と立位の両者を考慮した高さに設け、視覚障害者等が操作しやすい形状とする。

【配慮事項】

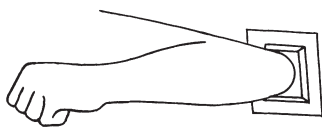
- | | |
|-------|---|
| 高さ | ○ コンセントは、床上40cm程度に設置する。
○ スイッチ、押しボタンは、床上110cm程度に設置し、ベッド周辺にあっては床上80cm～90cm程度に設置する。 |
| 標示、形状 | ○ スイッチ、押しボタン等は、大型で操作が容易なものとする。
○ コンセント・スイッチ類は、必要に応じて点字で表示し、夜間でも位置がわかるパイロットランプスイッチとするなど、機器の選定に配慮する。 |

(図 22.3) コンセント・スイッチの高さの例

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



(図 22.4) 使いやすいスイッチの例



(4) 緊急時の設備

【整備の基本的考え方】

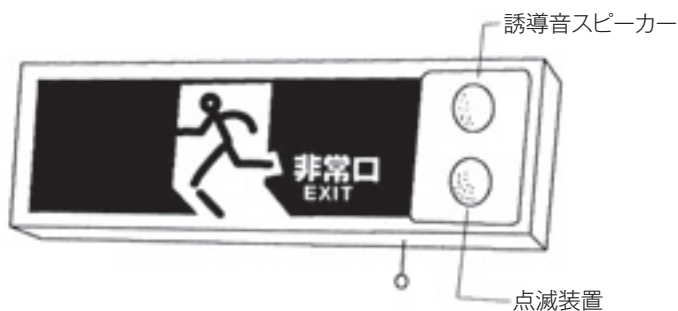
緊急時に、高齢者、障害者等への情報伝達が適切になされるようにし、高齢者、障害者等が円滑に避難できる避難路を確保する。

【配慮事項】

警報装置	<ul style="list-style-type: none">○ 警報装置は、施設の規模や用途に応じ、光及び音による非常警報装置とし、自動火災報知器と連動させる。○ 警報装置には、聴覚障害者への情報伝達に配慮し、必要に応じて、事態の状況を文字によって知らせる文字表示装置を設ける。
非常口、避難路	<ul style="list-style-type: none">○ 非常口や避難路には、段差を設けず、規模や用途に応じて点滅型誘導灯や音響誘導装置を設ける。
防災扉	<ul style="list-style-type: none">○ 防災扉の有効幅員は、90cm以上とし、開閉が容易なものとする。

(図 22.5) 誘導灯

●点滅型誘導音装置付誘導灯 (一体型)



※床埋め込み式の誘導灯もある。

●既設誘導灯に追加取付する場合



資料

大分県福祉のまちづくり条例（平成7年大分県条例第7号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 福祉のまちづくりに関する施策（第八条—第十一条）

第三章 特定施設に係る措置等

第一節 特定施設に係る措置

第一款 特定施設に係る措置（第十二条—第十六条）

第二款 特別特定施設に係る措置（第十七条—第二十一条の二）

第二節 公共車両等に係る措置（第二十二条）

第三節 住宅等の整備（第二十三条）

第三章の二 特別特定建築物の建築の規模（第二十三条の二・第二十三条の三）

第四章 雑則（第二十四条—第二十七条）

附則

私たち一人一人が、住み慣れた地域において、個人として尊重され、生きがいを持って生活を営める社会をつくることは、私たち県民すべての願いであり、また、責務でもある。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていく必要がある。

また、このことは、急速な人口の高齢化を迎えるに当たっての緊急な課題でもある。

ここに、私たちは、お互いを大切にしよう心をはぐくみ、県、市町村、県民及び事業者が共に力を合わせて福祉のまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を実施し、及び特定施設を安全かつ容易に利用できるようにするための措置等を講ずることにより、福祉のまちづくりを推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、傷病者、子ども、外国人その他の者で日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限その他の制限を受けるものをいう。
- 二 特定施設 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他の多数の者が利用する建築物及び道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 三 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で規則で定めるものをいう。

（県の責務）

第三条 県は、福祉のまちづくりに関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、その地域の実情に応じて、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、福祉のまちづくりに関して理解を深め、自ら進んでその実現のための活動に参画するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるよう配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、自ら設置し、又は管理する特定施設を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第七条 県、市町村、県民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となって福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 県及び市町村は、市街地開発事業その他の事業の実施の機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第二章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第八条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- 一 すべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる生活環境の整備を進めること。
- 二 すべての県民が福祉のまちづくりに参画し、積極的に協力する気運を醸成すること。

(高齢者、障害者等の意見の反映)

第八条の二 県は、福祉のまちづくりに関する施策に、高齢者、障害者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第八条の三 県は、福祉のまちづくりに関する施策について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の推進)

第九条 県及び市町村は、高齢者、障害者等に対する理解とやさしさのある児童及び生徒を育成するための教育を推進するものとする。

(県民の意識の高揚等)

第十条 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する意識の高揚及び知識の普及に努めるとともに、市町村、県民及び事業者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言をするものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 特定施設に係る措置等

第一節 特定施設に係る措置

第一款 特定施設に係る措置

(基礎的基準等)

第十二条 知事は、特定施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の規則で定める施設（以下「出入口等」という。）の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準（以下「基礎的基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 知事は、基礎的基準のほか、出入口等の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準（以下「誘導的基準」という。）を規則で定め、誘導的基準に適合した特定施設の整備が促進されるよう、その普及啓発に努めるものとする。

(特定施設設置者の措置)

第十三条 特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「特定施設設置者」という。）は、当該特定施設を基礎的基準に適合させるよう努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、特定施設設置者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(既存の特定施設に係る措置)

第十四条 この章の規定の施行の際現に存する特定施設（現に工事中のものを含む。以下「既存特定施設」という。）の所有者又は管理者は、当該特定施設について、基礎的基準又は誘導的基準への適合状況の把握に努めるとともに、基礎的基準に適合するようその整備に努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、既存特定施設の所有者又は管理者に対し、当該既存特定施設の整備状況の報告又は整備計画の提出を求めることができる。

3 知事は、前項の整備状況の報告又は整備計画の提出があったときは、当該既存特定施設の所有者又は管理者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設の管理運営)

第十五条 特定施設の所有者又は管理者は、当該特定施設の管理運営に関し、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、特定施設の所有者又は管理者に対し、当該特定施設の管理運営の方法の報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告があったときは、当該特定施設の所有者又は管理者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合証の交付)

第十六条 特定施設の所有者又は管理者は、当該特定施設を基礎的基準又は誘導的基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該特定施設が基礎的基準又は誘導的基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定施設が基礎的基準又は誘導的基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

第二款 特別特定施設に係る措置

(特別特定施設設置者の措置)

第十七条 特定施設のうち、規則で定めるもの（以下「特別特定施設」という。）の新築等をしようとする者（以下「特別特定施設設置者」という。）は、当該特別特定施設を基礎的基準に適合させなければ

ならない。ただし、基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

(新築等の届出)

第十八条 特別特定施設設置者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該特別特定施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定による申請をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その変更の内容を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特別特定施設が基礎的基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第十九条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(勧告)

第二十条 知事は、特別特定施設の新築等に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 特別特定施設設置者が、第十八条第一項の規定による届出を行わずに工事に着手したとき。

二 第十八条第一項の規定による届出をした者が、当該届出の内容と異なり、かつ、基礎的基準に適合していない工事を行ったとき。

三 第十八条第三項の指導及び助言を受けた者が、正当な理由がなく当該指導及び助言に従わなかったとき。

(公表)

第二十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十一条の二 知事は、第十八条第三項、第二十条及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特別特定施設設置者に対し、報告を求め、又はその職員に、特別特定施設若しくは特別特定施設の工事現場に立ち入り、特別特定施設、設備、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二節 公共車両等に係る措置

(公共車両等に係る措置)

第二十二条 公共車両等の所有者又は管理者は、その所有し、又は管理する公共車両等を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、公共車両等の所有者又は管理者に対し、前項の措置の実施状況の報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告があったときは、公共車両等の所有者又は管理者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

第三節 住宅等の整備

(住宅等の整備)

第二十三条 県民は、その所有する住宅又は宅地（以下「住宅等」という。）について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようその整備に努めるものとする。

- 2 住宅等を供給する事業者は、当該住宅等並びに当該住宅等と一体的に整備される道路及び公園について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようその整備に努めるものとする。

第三章の二 特別特定建築物の建築の規模

(定義)

第二十三条の二 この章における用語の意義は、法の例による。

(建築の規模)

第二十三条の三 法第十四条第三項の規定により条例で定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第一号、第二号及び第八号から第十二号までに掲げるものに限る。）の建築の規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計千平方メートルとする。

第四章 雑則

(表彰)

第二十四条 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うものとする。

(国等に関する特例)

第二十五条 第十三条第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条から第二十一条の二まで並びに第二十二条第二項及び第三項の規定は、国、県、市町村その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、適用しない。

- 2 知事は、国等に対し、特定施設及び公共車両等を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるよう必要な要請を行うことができる。

(適用除外)

第二十六条 市町村が特定施設及び公共車両等に係る措置並びに住宅等の整備（以下「特定施設に係る措置等」という。）に関して制定する福祉のまちづくりに関する条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、第三章の規定は、当該市町村の区域における特定施設に係る措置等については、適用しない。

- 2 市町村が法第十四条第三項の規定に基づいて制定する条例の内容が、前章の規定と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、同章の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。
- 3 前二項の規定による知事の公示は、大分県報への登載により行う。

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び第四章の規定は、平成八年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八条の次に二条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大分県福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第三章第一節の規定は、この条例の施行の日以後に工事に着手する改正後の条例第十三条第一項に規定する特定施設の新築等について適用し、同日前に工事に着手したこの条例による改正前の大分県福祉のまちづくり条例第十二条第一項に規定する特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第十七号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第一号、第二号及び第八号から第十二号までに掲げるものに限る。以下「特別特定建築物」という。）の建築（法第二条第十九号に規定する建築をいい、用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）については、改正後の条例第三章の二の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第四条第三項に規定する用途の変更をするものについては、改正後の条例第三章の二の規定は、適用しない。

大分県福祉のまちづくり条例施行規則（平成24年大分県規則第6号）

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県福祉のまちづくり条例（平成七年大分県条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定施設）

第二条 条例第二条第二号の規則で定める建築物及び公共の用に供する施設（以下「特定施設」という。）は、別表第一の一の項に掲げる建築物及び同表の二の項に掲げる公共の用に供する施設とする。

（公共車両等）

第三条 条例第二条第三号の規則で定める鉄道車両、自動車及び船舶は、別表第一の三の項に掲げるものとする。

（出入口等）

第四条 条例第十二条第一項の規則で定める施設（以下「出入口等」という。）は、別表第二の整備施設の欄に掲げる施設とする。

（基礎的基準）

第五条 条例第十二条第一項に規定する基礎的基準（以下「基礎的基準」という。）は、別表第二のとおりとする。

2 特定施設（建築物に限る。）の増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合においては、基礎的基準は、当該増築等に係る部分に限り適用する。

3 特定施設（建築物に限る。）のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第十七号に規定する特別特定建築物その他これらに類する施設でない施設については、別表第二中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（誘導的基準）

第六条 条例第十二条第二項に規定する誘導的基準（以下「誘導的基準」という。）は、別表第三のとおりとする。

2 特定施設（建築物に限る。）のうち、法第二条第十七号に規定する特別特定建築物その他これらに類する施設については、別表第三中「多数の者が利用する」とあるのは、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とする。

（既存特定施設の整備状況の報告）

第七条 条例第十四条第二項の整備状況の報告は、既存特定施設整備状況報告書（第一号様式）によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 整備項目表（第二号様式）
- 二 特定施設の種類に応じ、別表第四に定める図書
- 三 その他知事が必要と認める書類

（適合証の交付請求等）

第八条 条例第十六条第一項に規定する適合証は、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める適合証とする。

- 一 基礎的基準に適合していると知事が認める特定施設（次号に掲げるものを除く。）基礎的基準適合証

二 誘導的基準に適合していると知事が認める特定施設 誘導的基準適合証

- 2 前項各号に掲げる適合証（以下単に「適合証」という。）の様式は、知事が別に定める。
- 3 条例第十六条第一項の規定による請求は、適合証交付請求書（第三号様式）により行わなければならない。
- 4 前項の請求書には、次の各号に掲げる適合証の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類、前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに特定施設が建築物である場合で、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認の申請を要するものについては、同法第七条第五項に規定する検査済証の写しを添付しなければならない。
 - 一 基礎的基準適合証 整備項目表（第二号様式）
 - 二 誘導的基準適合証 誘導的基準整備項目表（第四号様式）
- 5 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。
 - 一 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。
- 6 適合証の交付を受けた者は、当該適合証の交付の対象となった特定施設が、改修等により基礎的基準又は誘導的基準に適合しなくなったときは、当該適合証を返還しなければならない。

（特別特定施設）

第九条 条例第十七条の規則で定める特定施設（以下「特別特定施設」という。）は、別表第一の一の項の用途の欄に掲げる施設のうちその規模等が同項の特別特定施設の規模等の欄に定める規模等に該当するもの及び同表の二の項の用途の欄に掲げる施設のうちその規模等が同項の特別特定施設の規模等の欄に定める規模等に該当するものとする。

（新築等の届出）

第十条 条例第十八条第一項に規定する届出は、次の各号に掲げるものを除くほか、条例第十三条に規定する新築等（以下「新築等」という。）に係る部分が、別表第一の特別特定施設の規模等の欄に定める規模等に該当する特別特定施設について、行うものとする。

- 一 特別特定施設が建築物である場合で、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請を要しないもの
 - 二 新築等に係る部分に、適用すべき基礎的基準がないもの
- 2 前項の届出は、新築等の工事に着手する日の三十日前までに、特別特定施設新築等届出書（第五号様式）により行わなければならない。
 - 3 前項の届出書には、第七条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該特別特定施設が建築物である場合において、特別特定施設新築等届出書を建築基準法第六条第一項の確認の申請書と同時に提出し、かつ、基礎的基準への適合状況が当該申請書の添付図書に明示されているときは、第七条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（軽微な変更）

第十一条 条例第十八条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 基礎的基準に適合している部分の変更のうち、当該基礎的基準に抵触しないもの
- 二 基礎的基準の適用がない部分の変更
- 三 工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更

（変更の届出）

第十二条 条例第十八条第二項の規定による届出は、特別特定施設新築等変更届出書（第六号様式）によ

り行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、第七条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

(工事完了の届出)

第十三条 条例第十九条の規定による届出は、特別特定施設工事完了届出書（第七号様式）により行わなければならない。

(公表の方法等)

第十四条 条例第二十一条第一項の規定による公表は、大分県報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- 2 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 勧告を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 勧告の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見を述べる機会の付与)

第十五条 知事は、条例第二十一条第二項の規定により、意見を述べる機会を与えるときは、知事が口頭であることを認めたとときを除き、当該公表の対象となる者に対し意見を記載した書面の提出を求めるものとする。

- 2 当該公表の対象となる者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。
- 3 知事は、条例第二十一条第二項の規定により、意見を述べる機会を与えるときは、当該公表の対象となる者に対し、意見書の提出期限（口頭による意見の陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、意見の聴取通知書（第八号様式）により通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書（第九号様式）により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 5 知事は、前項の規定による申出を受け、又は職権により、意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 6 知事は、前項の規定により、意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第四項の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書（第十号様式）により、当事者に通知するものとする。

(代理人の選任)

第十六条 当事者は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任届出書（第十一号様式）を知事に提出して証明しなければならない。
- 4 当事者は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（第十二号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十七条 知事は、条例第二十一条の二第一項の規定により、特別特定施設の新築等をしようとする者に対し、当該特別特定施設につき、当該特別特定施設の設計及び施工に係る事項のうち出入口等を条例第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（以下「高齢者、障害者等」という。）が安全かつ容易に利用

できるようにするための措置に係るものに関し報告を求めることができる。

- 2 知事は、条例第二十一条の二第一項の規定により、その職員に、特別特定施設又は特別特定施設の工事現場に立ち入り、当該特別特定施設の出入口等及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(身分証明書)

第十八条 条例第二十一条の二第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（第十三号様式）とする。

(国等の特例)

第十九条 条例第二十五条第一項の規則で定める者は、建築基準法第十八条の規定の適用について、法令の規定により国、県又は市町村とみなされる法人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例第十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の指導及び助言並びに条例第二十条第二号及び第三号の規定による勧告（以下「指導等」という。）を行う場合における別表第二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる届出に係る指導等について適用し、施行日前にされた届出に係る指導等については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成二十四年四月三十日までの間に特別特定施設の新築等の工事に着手する場合における条例第十八条第一項の規定による届出についての第十条第二項の規定の適用については、同項中「工事に着手する日の三十日前まで」とあるのは、「工事に着手する日の前日まで」とする。

別表第一（第二条、第三条、第九条関係）

区分	用途	特別特定施設の規模等
一 建築物	(一) 学校、専修学校又は各種学校	用途に供する床面積の合計（以下「用途面積」という。）が千平方メートルを超えるもの
	(二) 病院又は診療所	すべてのもの
	(三) 老人保健施設	すべてのもの
	(四) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の興行場	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(五) 集会場、公会堂その他これらに類するもの	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(六) 展示場	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(七) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(八) ホテル、旅館その他の宿泊施設	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(九) 事務所（(二三)に掲げるものを除く。）	用途面積が三千平方メートルを超えるもの
	(一〇) 共同住宅又は寄宿舎	共同住宅にあっては五十戸を超えるもの、寄宿舎にあっては五十室を超えるもの
	(一一) 保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設、身体障害者社会参加支援施設、母子福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	すべてのもの
	(一二) 体育館、水泳場、ボート場その他の体育施設又は遊技場	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(一三) 博物館、美術館又は図書館	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(一四) 公衆浴場	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(一五) 飲食店	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(一六) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(一七) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(一八) 工場	用途面積が三千平方メートルを超えるもの
	(一九) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(二〇) 一般公共の用に供される自動車車庫	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(二一) 公衆便所	すべてのもの

	(二二) 火葬場	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(二三) 官公庁舎	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(二四) 複合用途建築物	用途面積が三千平方メートルを超えるもの
二 公共の用に供する施設	(一) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（自動車専用道路を除く。）及びこれに付随する施設	すべてのもの
	(二) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十条に規定する児童遊園又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設である緑地	すべてのもの
	(三) 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場（機械式駐車場及び一の項に定める建築物又はこの項の（二）に定める公園若しくは緑地に設けられる駐車場に該当するものを除く。）	自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上のもの
	(四) 遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの	すべてのもの
三 公共車両等	(一) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省第百五十一号）第二条第十二号に規定する旅客車	
	(二) 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車	
	(三) 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船	

別表第二（第四条、第五条関係）

一 建築物の基礎的基準

整備施設	基礎的基準
一 高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）	<p>(一) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経路とすること。</p> <p>イ 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>ロ 建築物又はその敷地に八の項の（一）に規定する車いす使用者用便房（九の項の（一）に規定する車いす使用者用客室等に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは道等。ハにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ハ 建築物又はその敷地に一一の項の（一）に規定する車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p>

	<p>(二) 移動等円滑化経路上に、階段又は段を設けないこと（一の階と他の階との間の上下の移動に係る部分の適用については、別表第一の一の項の（一）に掲げる建築物（特別支援学校に限る。）並びに同項の（二）、（三）、（五）、（一一）、（一二）、（一三）及び（二三）に掲げる建築物にあっては床面積の合計が千平方メートル以上のもの、同項の（二一）に掲げる建築物にあっては床面積の合計が五十平方メートル以上のもの、同項の（四）、（六）から（八）まで、（一四）から（一六）まで、（一九）、（二〇）及び（二二）に掲げる建築物にあっては床面積の合計が二千平方メートル以上のものに限る。）。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
<p>二 出入口</p>	<p>移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内を八十センチメートル以上とすること（口に掲げるものを除く。）。 ロ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、内を九十センチメートル以上とすること。 ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
<p>三 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）。</p>	<p>(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ロ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ロ) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>(二) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、（一）に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内を百二十センチメートル以上とすること。 ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ニ 二の項に定める出入口及び六の項又は七の項に定めるエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 ホ 別表第一の一の項の（二）、（三）及び（一一）に掲げる建築物（以下「社会福祉施設等」という。）にあっては、手すりを設けること。</p>
<p>四 階段（その踊場を含む。以下同じ。）。</p>	<p>(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 踊場を除き、手すりを設けること。 ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ハ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ニ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ホ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用</p>

	<p>し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(二) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち一以上は、(一)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 階段の幅は、内をりを百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 踊場に手すりを設けること。</p>
<p>五 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路</p>	<p>(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ハ その前後の廊下等の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ロ) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>(ニ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>(二) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、(一)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、階段に代わるものにあつては内をりを百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては内をりを九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
<p>六 エレベーター及びその乗降ロビー</p>	<p>(一) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター(七の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>イ かごは、利用居室、八の項の(一)に規定する車いす使用者用便房又は一一の項の(一)に規定する車いす使用者用駐車施設がある階及び直接地上へ通ずる出入口がある階に停止すること。</p> <p>ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内をりを八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ かごの奥行きは、内をりを百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内をりを百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p>

	<p>へ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>チ かご内に扉の開閉状況を確認することができる鏡及び手すりを設けること。</p> <p>リ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ、ヘ及びチに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(イ) かごの幅は、内のりを百四十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>ヌ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからリまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(ロ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p> a 文字等の浮き彫り</p> <p> b 音による案内</p> <p> c 点字及び a 又は b に類するもの</p> <p>(ハ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(二) 別表第一の一の項の（一）に掲げる床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物（特別支援学校を除く。）並びに同項の（九）、（一〇）、（一七）、（一八）及び（二四）に掲げる床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物でエレベーター（かごの幅が百センチメートル以上であって、かつ、奥行きが百十センチメートル以上のものに限る。）を設ける場合には、その一以上を（一）のロ、ニからハまで、チ及びヌ（ロ）に掲げるものとする。</p>
<p>七 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機</p>	<p>移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成十八年国土交通省告示第千四百九十二号の第一に規定するものをいう。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(一) エレベーターは、次に掲げるものであること。</p> <p> イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定するものとする。</p> <p> ロ かごの幅は、内のりを七十センチメートル以上とし、かつ、その奥行きは、内のりを百二十センチメートル以上とすること。</p> <p> ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>(二) エスカレーターは、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。</p>
<p>八 便所</p>	<p>(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者が安全かつ容易に利用することができる便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。</p> <p> イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p> ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され</p>

	<p>ていること。</p> <p>(二) 別表第一の一の項の(四)から(七)まで、(一三)、(一九)及び(二三)に掲げる床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ロ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く)。</p> <p>(三) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に小便器を設ける場合には、一以上の便所に一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器及び手すりを設けること。</p> <p>(四) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に便座を設ける場合には、一以上の便所に一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の腰掛式便座を設けること。</p> <p>(五) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に併設して洗面所を設ける場合には、一以上の洗面所に次に掲げる構造の洗面器を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。</p> <p>イ 洗面器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>ロ 水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする。</p>
<p>九 客室又は寝室(以下「客室等」という。)</p>	<p>(一) ホテル若しくは旅館で客室の総数が五十以上であるもの又は社会福祉施設等(病院及び診療所を除く。)で床面積の合計が千平方メートル以上であるものにベッドを設ける客室等を設ける場合には、車いす使用者が安全かつ容易に利用できる客室等(以下「車いす使用者用客室等」という。)を一以上設けること。</p> <p>(二) 車いす使用者用客室等は次に掲げるものとする。</p> <p>イ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 便所内に、車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、内のを八十センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ロ 室内の浴室又はシャワー室は次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する一九の項のイからニまでに掲げる構造の浴室が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ハ) 出入口は、(二)のイ(ロ)に掲げるものであること。</p> <p>(ニ) 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ホ) 非常ボタンを設置すること。</p>
<p>一〇 敷地内の通路</p>	<p>(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する</p>

	<p>敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ロ 段がある部分は、次に掲げるものである。</p> <p>（イ） 手すりを設ける。</p> <p>（ロ） 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>（ハ） 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ハ 傾斜路は、次に掲げるものである。</p> <p>（イ） 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>（ロ） その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ニ 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のものとする。</p> <p>（二） 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、（一）に掲げるもののほか、次に掲げるものである。</p> <p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。</p> <p>ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 傾斜路は、次に掲げるものである。</p> <p>（イ） 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>（ロ） 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。</p> <p>（ハ） 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>（三） 一の項の（一）のイに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により（二）の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、一の項の（一）のイ中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>一一 駐車場</p>	<p>（一） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が安全かつ容易に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けること。</p> <p>（二） 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 一の項の（一）のハに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>一二 標識</p>	<p>高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる標識を設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>ロ 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本工業規格 Z 八二一〇に定められているときは、これに適合すること。）。)</p>
<p>一三 案内設備</p>	<p>（一） 不特定かつ多数の者が利用する建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられた</p>

	<p>エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を、次に掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 文字等の浮き彫り ロ 音による案内 ハ 点字及びイ又はロに類するもの</p>								
<p>一四 案内設備までの経路</p>	<p>(一) 道等から一三の項の(二)の規定による設備又は案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が安全かつ容易に利用できる経路(以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 ロ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口までの経路が(二)に定める基準に適合するものである場合</p> <p>(二) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(イ) 車路に近接する部分 (ロ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。)</p> <p>a 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの b 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの c 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等 (ハ) 車路を横断する部分</p>								
<p>一五 客席</p>	<p>(一) 別表第一の一の項の(四)及び(五)に掲げる建築物(以下「劇場等」という。)の客席には、車いす使用者が利用できる部分を次に定める数以上設けること。</p> <table border="1" data-bbox="502 1809 1407 1966"> <thead> <tr> <th>客席数</th> <th>車いす使用者が利用できることができる部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100席以下のもの</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>100席を超え400席以下のもの</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>400席を超えるもの</td> <td>2に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数</td> </tr> </tbody> </table> <p>(二) 車いす使用者が利用できる部分は次に掲げるものとする。</p>	客席数	車いす使用者が利用できることができる部分	100席以下のもの	1	100席を超え400席以下のもの	2	400席を超えるもの	2に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数
客席数	車いす使用者が利用できることができる部分								
100席以下のもの	1								
100席を超え400席以下のもの	2								
400席を超えるもの	2に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数								

	<p>イ 床は、水平とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が利用することができる部分につき幅八十五センチメートル以上、奥行き百十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が利用できる部分に通じる客席内の通路に高低差がある場合には、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(イ) 幅は、階段に代わるものにあつては内のりを百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては内のりを九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。</p> <p>(ハ) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(ニ) 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>(ホ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
一六 改札口	改札口を設ける場合には、その一以上を幅八十センチメートル以上とすること。
一七 記載用カウンター	受付等に記載用カウンターを設ける場合には、その一以上について車いす使用者が利用できる措置を講ずること。
一八 公衆電話所	<p>建築物に公衆電話所を設ける場合には、その一以上を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 聴覚障害者に対応した電話機を設置すること。</p> <p>ロ 電話台の高さは、七十五センチメートルとすること。</p> <p>ハ 電話台の下部に高さ六十五センチメートル以上で奥行き四十五センチメートル以上の蹴込みを設けること。</p>
一九 浴室	<p>社会福祉施設等若しくは公衆浴場で床面積の合計が千平方メートル以上であるもの又はホテル若しくは旅館で床面積の合計が五千平方メートル以上であるものに浴室（客室又は寝室内部に設置するものを除く。）を設ける場合には、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ハ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、内のりを八十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p>
二〇 更衣室又はシャワー室	<p>社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で床面積の合計が千平方メートル以上であるもの又は学校に更衣室又はシャワー室を設ける場合には、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 更衣室の区画の一以上の出入口の幅は、内のりを八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ シャワー用の区画の一以上の出入口の幅は、内のりを八十センチメートル以上とし、手すりを設け、及び高さ四十センチメートルから四十五センチメートルまでの腰掛け台を設置すること。</p>
二一 授乳及びおむ	別表第一の一の項の（四）から（七）まで、（一三）、（一九）及び（二三）に

つ交換場所	掲げる床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物には、授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設け、当該場所の出入口付近に、その旨を表示すること。
-------	---

二 道路の基礎的基準

整備施設	基礎的基準
一 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)	<p>歩道等を新設又は改修する場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、新設の場合は二百センチメートル以上（自転車歩行者道を新設する場合は三百センチメートル以上）とし、既存の歩道を改修する場合は九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 歩道等の幅員内に設ける排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のものとする。</p> <p>ハ 歩道等は、平坦とし、その表面は、滑りにくい舗装とすること。</p> <p>ニ 車両出入口では、歩道等が連続して平坦になるよう努めること。</p> <p>ホ 視覚障害者の歩行が多い歩道等及び公共交通機関の施設と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ歩道等においては、視覚障害者誘導用ブロック（視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。以下同じ。）を敷設すること。</p> <p>ヘ ホの歩道等を結ぶ横断歩道に交通信号機等を設ける場合は、視覚障害者に配慮した構造のものとする。</p>
二 歩道等と車道とが接する部分	<p>歩道等と車道とが接する部分で歩行者が通行する部分は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ スロープを設け、その勾配は八パーセント以下とすること。</p> <p>ロ スロープ底部には、車いすの止まれる平坦部分を百五十センチメートル以上設けるよう努めること。</p>
三 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。以下同じ。)	<p>横断歩道橋を設置する場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 横断歩道橋の昇降口には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ロ 階段には、手すりを設けること。</p> <p>ハ 手すりの末端部及び要所には、必要に応じて、施設名、現在地等を点字で表示すること。</p>

三 公園又は緑地の基礎的基準

整備施設	基礎的基準
一 出入口	<p>公園又は緑地（以下「公園等」という。）にあつては、一以上の出入口は次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、百三十五センチメートル以上とすること。ただし、車止め柵を設ける場合は、その間隔は九十センチメートルを標準とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合には、勾配八パーセント以下の傾斜路とし、その表面は、滑りにくい舗装とすること。</p>
二 園路	<p>一の項の出入口に接続する一以上の園路を次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、百三十五センチメートル以上とすること。ただし、分岐点及びすれ違い箇所にあつては、二百センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とし、その表面は、滑りにくい舗装とすること。</p> <p>ハ 園路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ちこまない</p>

	<p>構造のものとする。</p> <p>ニ 危険防止等のため必要な箇所には、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。</p> <p>ホ 必要に応じて手すりを設けること。</p>
三 便所	<p>公園等内に便所を二以上設ける場合においては、その一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）を次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房を設置すること。</p> <p>ロ イの便所は、その位置がわかるように表示を設置すること。</p>
四 水飲場	<p>公園等内に設ける水飲場は、その一以上を次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が利用できる構造とすること。</p> <p>ロ イの水飲場は、その位置が分かるように表示を設置すること。</p>

四 路外駐車場の基礎的基準

整備施設	基礎的基準
一 路外駐車場に係る車いす使用者が安全かつ容易に利用できる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）	<p>(一) 路外駐車場には、路外駐車場車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車つきのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(二) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ハ 二の項の（一）に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
二 路外駐車場に係る高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）	<p>(一) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道等までの経路のうち一以上を、路外駐車場移動等円滑化経路とすること。</p> <p>(二) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(ハ) 通路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ちこまない構造のものとする。</p> <p>ニ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。</p> <p>(ハ) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(ニ) 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分は、手すりを設けること。</p>

(ホ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

備考 別表第一の二の項の(四)に掲げる遊園地、動物園、植物園その他これらに類するものに適用する基礎的基準は、本表の基準を準用する。

別表第三 (第六条関係)

整備施設	誘導的基準
一 出入口	<p>(一) 多数の者が利用する出入口((二)に規定するもの並びにエレベーターのかご及び昇降路に設けられるものを除き、かつ二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内のを九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(二) 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内のを百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
二 廊下等	<p>(一) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内のを百八十センチメートル以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近及び区間五十メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ハ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ロ) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>ニ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ホ 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>ヘ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>ト 高齢者、障害者等の休憩のために供する設備を適切な位置に設けること。</p> <p>チ 一の項に定める出入口及び五の項又は六の項に定めるエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>リ 手すりを設けること。</p> <p>(二) (一)のイ及びニの規定は、当該廊下等の部分が、車いす利用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分である場合は、適用しない。</p>
三 階段	<p>(一) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内のを百五十センチメートル以上とすること。</p>

	<p>ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。</p> <p>ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 両側に手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ト 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>チ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>リ 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(二) 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、五の項に定めるものに限る。）を設けること。ただし、階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合は、この限りでない。</p>
<p>四 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路</p>	<p>多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、階段に代わるものにあつては内のりを百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ホ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ヘ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ト その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>チ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ロ) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>(ニ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>リ イからニまでの規定は、当該傾斜路の部分が、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分である場合は、適用しない。</p>
<p>五 エレベーター及びその乗降ロビー</p>	<p>(一) 多数の者が利用するエレベーター（六の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合には、かごが多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室等又は一八の項に規定する浴室がある階及び直接地上へ通ずる出入口がある階に停止するエレベーターを設けること。</p> <p>(二) (一)に規定するエレベーターのうち一以上のものは、次に掲げる構造と</p>

	<p>し、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。</p> <p>イ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のを九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ かごの奥行きは、内のを百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のを百八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ホ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ヘ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ト かご内に扉の開閉状況を確認することができる鏡及び手すりを設けること。</p> <p>チ かごの幅は、内のを百四十センチメートル以上とすること。</p> <p>リ かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>ヌ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ル かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>(イ) 文字等の浮き彫り</p> <p>(ロ) 音による案内</p> <p>(ハ) 点字及び(イ)又は(ロ)に類するもの</p> <p>ヲ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(三) (一)に規定するエレベーターのうち(二)に掲げる構造のエレベーター以外のものは、別表第二の一 建築物の基礎的基準の六の項の(一)のロからニまで及びりに掲げるものとする。</p>
<p>六 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機</p>	<p>階段又は段に代わり、又はこれに併設する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成十八年国土交通省告示第千四百八十五号の第一に規定するものをいう。）は、別表第二の一 建築物の基礎的基準の七の項の(一)及び(二)に掲げるものとする。</p>
<p>七 便所</p>	<p>(一) 多数の者が利用する便所を設ける階にあっては、次に掲げる基準に適合する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を設けること。</p> <p>イ 当該階に設けられる車いす使用者用便房の数は、当該階に設けられる便房（多数の者が利用するものに限る。以下イにおいて同じ。）の総数が二百以下の場合にあっては、その総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階に設けられる便房の総数が二百を超える場合にあっては、その総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口は、一の項の(一)のイ及びロに掲げるものとする。</p> <p>(二) 多数の者が利用する便所を設ける場合は、その一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設けた便房を一以上設けること。</p> <p>(三) 別表第一の一の項の(四)から(七)まで、(一三)、(一九)及び(二三)に掲げる建築物に、多数の者が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p>

	<p>ロ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(四) 多数の者が利用する便所に小便器を設ける場合は、その一以上は床置き式、壁掛式（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とし、手すりを設けること。</p> <p>(五) 多数の者が利用する便所に便座を設ける場合は、その一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を腰掛け式とすること。</p> <p>(六) 多数の者が利用する便所に併設して洗面所を設ける場合は、次に掲げる構造の洗面器を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>イ 洗面器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>ロ 水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする。</p>
<p>八 客室等</p>	<p>(一) 次に掲げる場合には、それぞれ定める数の車いす使用者用客室等を設けること。</p> <p>イ ホテル又は旅館にベッドを設ける客室等を設ける場合 客室等の総数が二百以下の場合には当該客室等の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室等の総数が二百を超える場合は当該客室等の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上</p> <p>ロ 社会福祉施設等（病院及び診療所を除く。）で床面積の合計が千平方メートル以上であるものにベッドを設ける客室等を設ける場合 一以上</p> <p>(二) 車いす使用者用客室等は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、内のを九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ロ 便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 便所内に車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、内のを八十センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ハ 室内の浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する一八の項のイからニまでに掲げる構造の浴室が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ハ) 出入口は、(二) のロ(ロ)に掲げるものであること。</p> <p>(ニ) 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ホ) 非常ボタンを設置すること。</p>
<p>九 敷地内の通路</p>	<p>多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(一) 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(三) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(四) 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p>

	<p>イ 幅は、百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。</p> <p>ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 両側に手すりを設けること。</p> <p>ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ト 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(五) 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。</p> <p>(六) 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は十五分の一を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ホ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ヘ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(七) 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のものとする。</p> <p>(八) 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により（一）から（六）までの規定によることが困難である場合は、（一）、（三）、（五）及び（六）のイからニまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。</p> <p>(九)（一）、（三）、（五）及び（六）のイからニまでの規定は、当該敷地内の通路の部分に限り、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路である場合は、適用しない。</p>
<p>一〇 駐車場</p>	<p>(一) 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(二) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 多数の者が利用する居室に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ハ 車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者用駐車施設に通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路には、屋根を設けること。</p> <p>(三) 多数の者が利用する駐車場には、車いす使用者用駐車施設のほか、当該駐車施設に近い位置に、妊産婦、傷病者等移動に配慮が必要な人のための駐車施設を一以上設けること。</p>
<p>一一 標識</p>	<p>高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる標識を設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>ロ 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本工業規格 Z 八二</p>

	一〇に定められているときは、これに適合すること。)								
一二 案内設備	<p>(一) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を、次に掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 文字等の浮き彫り</p> <p>ロ 音による案内</p> <p>ハ 点字及びイ又はロに類するもの</p>								
一三 案内設備までの経路	<p>(一) 道等から一二の項の(二)の規定による設備又は案内所までの主たる経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、別表第二の一 建築物の基礎的基準の一四の項の(一)イ及びロに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第二の一 建築物の基礎的基準の一四の項の(二)に掲げるものとする。</p>								
一四 客席	<p>(一) 劇場等の客席には、車いす使用者が利用できる部分を次に定める数以上設けること。</p> <table border="1" data-bbox="501 1070 1406 1227"> <thead> <tr> <th>客席数</th> <th>車いす使用者が利用することができる部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100席以下のもの</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>100席を超え400席以下のもの</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>400席を超えるもの</td> <td>3に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数</td> </tr> </tbody> </table> <p>(二) 車いす使用者が利用できる部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 床は、水平とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が利用することができる部分一につき幅九十センチメートル以上、奥行き百四十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が利用できる部分に通じる客席内の通路に高低差がある場合には次に掲げる構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(イ) 幅は、階段に代わるものにあつては内のりを百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 勾配は、十五分の一を超えないこと。</p> <p>(ハ) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(ニ) 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(ホ) 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(ヘ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ト) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(三) 劇場等の客席にあつては、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。</p>	客席数	車いす使用者が利用することができる部分	100席以下のもの	2	100席を超え400席以下のもの	3	400席を超えるもの	3に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数
客席数	車いす使用者が利用することができる部分								
100席以下のもの	2								
100席を超え400席以下のもの	3								
400席を超えるもの	3に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数								

一五 改札口	改札口を設ける場合には、その一以上を幅九十センチメートル以上とすること。
一六 記載用カウンター	受付等に記載用カウンターを設ける場合には、その一以上について車いす使用者が利用できる措置を講ずること。
一七 公衆電話所	建築物に公衆電話所を設ける場合には、その一以上を次に掲げるものとする事。 イ 聴覚障害者に対応した電話機を設置すること。 ロ 電話台の高さは、七十五センチメートルとすること。 ハ 電話台の下部に高さ六十五センチメートル以上で奥行き四十五センチメートル以上の蹴込みを設けること。
一八 浴室	多数の者が利用する浴室を設ける場合には、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に掲げるものとする事。 イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ハ 出入口は、一の項の（一）のイ及びロに掲げるものとする事。 ニ 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げる事。
一九 更衣室又はシャワー室	社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で床面積の合計が千平方メートル以上であるもの又は学校に更衣室若しくはシャワー室を設ける場合には、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に掲げるものとする事。 イ 更衣室の区画の一以上の出入口の幅は、内のを九十センチメートル以上とすること。 ロ シャワー用の区画の一以上の出入口の幅は、内のを九十センチメートル以上とし、手すりを設け、及び高さ四十センチメートルから四十五センチメートルまでの腰掛け台を設置すること。
二〇 授乳及びおむつ交換場所	別表第一の一の項の（四）から（七）まで、（一三）、（一九）及び（二三）に掲げる建築物には、授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設け、当該場所の出入口付近に、その旨を表示すること。

備考 別表第一の二の項の（四）に掲げる遊園地、動物園、植物園その他これらに類する敷地内に設けられる建築物又は工作物に適用する誘導的基準は、本表の基準を準用する。

別表第四（第七条関係）

特定施設の種類		添付図書	明示すべき事項
一 建築物		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、敷地内における建築物の位置及び用途並びに別表第二又は別表第三に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法
		各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに別表第二又は別表第三に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法
二 公共の用に供する施設	道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺、方位、土地の高低、道路の位置及び幅員並びに別表第二に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法

	公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、公園等の位置並びに別表第二に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法
	路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、路外駐車場の位置並びに別表第二に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法
	遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、敷地内における建築物の位置及び用途並びに別表第二又は別表第三に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法

第1号様式（その1）（第7条関係）

既存特定施設整備状況報告書（建築物）

年 月 日

大分県知事 殿

報告者 住 所

氏 名 ㊟

法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 名称並びに代表者の氏名及び印
 電話番号（ ） —

大分県福祉のまちづくり条例第14条第2項の規定により、次のとおり整備状況について報告します。

1	施設の所在地			
2	施設の名称			
3	主要用途			
4	構造・階数	造 ・ 地上 階 ・ 地下 階		
5	規模等 特定施設	用途		㎡
		用途		㎡
		用途		㎡
		用途		㎡
		特定施設以外の用途		㎡
	延べ床面積	〔共同住宅、寄宿舎にあっては、延べ 床面積のほか、戸室数を（ ）に記入〕	(戸・室)	㎡
6	工事完了年月	年 月		
7	連絡先	所在地及び事務所等の名称		
		担当者名	電話番号	

※ 受付欄		※ 処理欄	
----------	--	----------	--

備考

- 1 「7 連絡先」の欄には、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。
- 3 大分県福祉のまちづくり条例施行規則第7条第2項に規定する書類を添付してください。

第1号様式（その2）（第7条関係）

既存特定施設整備状況報告書（公共の用に供する施設）

年 月 日

大分県知事 様

報告者 住所

氏名 ㊦

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名
 電話番号（ ） -

大分県福祉のまちづくり条例第14条第2項の規定により、次のとおり整備状況について報告します。

1	施設の所在地			
2	施設の名称			
3	施設の種類	道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場 ・ 遊園地、動物園、植物園等		
4	規 模	道路	延長	m
		公園等	敷地面積	㎡
		路外駐車場	駐車のに供する部分の面積	㎡
		遊園地、動物園、植物園等	敷地面積	㎡
5	工事完了年月	年 月		
6	連 絡 先	所在地及び事務所等の名称		
		担当者名		電話番号

※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	
------------------	--	------------------	--

備考

- 1 「3 施設の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「6 連絡先」の欄には、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。
- 4 大分県福祉のまちづくり条例施行規則第7条第2項に規定する書類を添付してください。

第2号様式（その1） （第7条関係）
整備項目表（建築物）

施設の所在地	
施設の名称	

1 移動等円滑化経路

基 礎 的 基 準		適合
(1) 次の経路のうちそれぞれ1以上を移動等円滑化経路 イ 道等から利用居室までの経路（※1） ロ 利用居室から車いす使用者用便房までの経路 ハ 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路		
(2) 移動等円滑化経路	経路上に階段又は段を設けないこと（※2）（傾斜路、エレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。）。	

※1 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。

※2 一の階と他の階との間の上下の移動に係る部分の適用は、次の建築物に限る。

- ・別表第1の1の項の(1)（特別支援学校に限る）、(2)、(3)、(5)、(11)、(12)、(13)及び(23)に掲げる1,000㎡以上の建築物
- ・別表第1の1の項の(21)に掲げる50㎡以上の建築物
- ・別表第1の1の項の(4)、(6)、(7)、(8)、(14)、(15)、(16)、(19)、(20)及び(22)に掲げる2,000㎡以上の建築物

2 出入口

基 礎 的 基 準		適合
移動等円滑化経路を構成する出入口	イ 幅は、内のり80cm以上（直接地上へ通ずる出入口を除く。）	
	ロ 直接地上へ通じる出入口の幅は、内のり90cm以上	
	ハ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	

3 廊下等

基 礎 的 基 準		適合
(1) 不特定かつ多数の者が、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等	イ 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	
	ロ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（※1）に点状ブロック等を敷設（※2）	
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等	イ 幅は、内のり120cm以上	
	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置	
	ハ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	
	ニ 2の項に定める出入口、6の項又は7の項に定めるエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平	
	ホ （※3）の施設にあつては、手すりの設置	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※2 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※3 別表第1の1の項の(2)、(3)及び(11)に掲げる建築物

4 階段

		基 礎 的 基 準	適合
(1) 不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段	イ	踊場を除き、手すりの設置	
	ロ	表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	
	ハ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できる。	
	ニ	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	ホ	段部分の上端に近接する踊場の部分（※1）に点状ブロック等を敷設（※2）	
	ヘ	主たる階段は回り階段でない。（※3）	
(2) (1)の階段のうち1以上	イ	幅は、内のり120cm以上	
	ロ	踊場に、手すりの設置	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※2 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

		基 礎 的 基 準	適合
(1) 不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するもの）	イ	勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜部分に手すりの設置	
	ロ	表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	
	ハ	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できる。	
	ニ	傾斜部分の上端に近接する踊場の部分（※1）に点状ブロック等を敷設（※2）	
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するもの）	イ	幅は、内のり120cm以上（階段に併設する場合は、90cm以上）	
	ロ	勾配は、1/12以下（高さ16cm以下の場合は、1/8以下）	
	ハ	高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※2 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

6 エレベーター及びその乗降ロビー

基 礎 的 基 準			適合	
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター	イ	かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設のある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止		
	ロ	かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり80cm以上		
	ハ	かごの奥行きは、内のり135cm以上		
	ニ	乗降ロビーの幅及び奥行きは、内のり150cm以上		
	ホ	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		
	ヘ	かご内に停止予定階、現在位置を表示する装置の設置		
	ト	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置		
	チ	かご内に扉の開閉状況を確認できる鏡及び手すりの設置		
	リ	不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物	(イ)かごの幅は、内のり140cm以上 (ロ)かごは、車いすの転回に支障がない構造	
	ヌ	不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター (※1)	(イ)かご内に、到着階、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置 (ロ)かご内及び乗降ロビーの制御装置は、a文字等の浮き彫り、b音による案内、c点字及びa又はbに類するものにより視覚障害者が円滑に操作できる構造 (ハ)かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	
(2) (※2)の施設に、かごの幅が100cm以上、奥行きが110cm以上のエレベーターを設ける場合 1以上のエレベーター	かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり80cm以上			
	乗降ロビーの幅及び奥行きは、内のり150cm以上			
	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置			
	かご内に停止予定階、現在位置を表示する装置の設置			
	かご内に扉の開閉状況を確認できる鏡及び手すりの設置			
	かご内及び乗降ロビーの制御装置は、a文字等の浮き彫り、b音による案内、c点字及びa又はbに類するものにより視覚障害者が円滑に操作できる構造			

※1 自動車車庫に設ける場合を除く。

※2 別表第1の1の項の(1) (特別支援学校を除く。)、(9)、(10)、(17)、(18)及び(24)に掲げる2,000㎡以上の建築物

7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

基 礎 的 基 準			適合
移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	エレベーター	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	
		かごの幅は、内のり70cm以上、奥行きは、内のり120cm以上	
	エスカレーター	車いす使用者がかご内で方向転換の必要ある場合は、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	

8 便所

基 礎 的 基 準		適合	
(1) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合	車いす使用者用便房を1以上設置		
	車いす使用者用便房	腰掛便座、手すり等の適切な配置	
		車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保	
(2) (※1)の施設に不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合	イ	ベビーチェア等を設けた便房を1以上設置、便房及び便所の出入口にその旨表示	
	ロ	ベビーベッド等を設置（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く）、便所の出入口にその旨表示	
(3) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に小便器を設ける場合		1以上の床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器及び手すりを設置	
(4) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に便座を設ける場合		1以上の腰掛式便座の設置	
(5) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に併設して洗面所を設ける場合	1以上の洗面器	周囲に手すりの設置	
		水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なもの	

※1 別表第1の1の項の(4)、(5)、(6)、(7)、(13)、(19)及び(23)に掲げる2,000㎡以上の建築物

9 客室等

基 礎 的 基 準		適合			
(※1)の施設にベッドを設ける客室等を設ける場合	(1)	車いす使用者用客室等を1以上設置			
	(2) 伊 便所 (※2)	車いす使用者用便房	(イ) 便所内に車いす使用者用便房を設置		
			腰掛便座、手すり等の適切な配置		
			車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保		
		(ロ) 車いす使用者用便房及び当該便房設置便所の出入口	a	幅は、内のり80cm以上	
			b	戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	
	ロ 浴室又はシャワー室 (※3)	(イ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置			
			(ロ) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保		
		(ハ) 出入口	a	幅は、内のり80cm以上	
b			戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし		
(ニ)	洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げ				
(ホ)	非常ボタンの設置				

※1 客室総数50以上のホテル・旅館又は1,000㎡以上の社会福祉施設等(病院及び診療所を除く。)

※2 同一階に車いす使用者用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が設けられている場合はこの限りでない。

※3 不特定かつ多数の者が利用する19の構造の浴室が設けられている場合は、この限りでない。

1 0 敷地内の通路

基 礎 的 基 準			適合	
(1) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路	イ	表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ		
	ロ	段がある部分	(イ) 手すりの設置	
			(ロ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できる。	
			(ハ) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	ハ	傾斜路	(イ) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜部分に手すりの設置	
(ロ) 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できる。				
ニ	敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造			
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路	イ	幅は、120cm以上		
	ロ	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置		
	ハ	戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし		
	ニ	傾斜路	(イ) 幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	
			(ロ) 勾配は、1/12以下（高さ16cm以下の場合は、1/8以下）	
		(ハ) 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		

1 1 駐車場

基 礎 的 基 準			適合
(1) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合	車いす使用者用駐車施設を1以上設置		
(2) 車いす使用者用駐車施設	イ	幅350cm以上	
	ロ	1の項の(1)ハの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	

1 2 標識

基 礎 的 基 準			適合
エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設を表示する標識	高齢者、障害者等の見やすい位置に設置		
	表示内容が容易に識別できるもの（日本工業規格Z8210に適合）		

1 3 案内設備

基 礎 的 基 準			適合
(1) 不特定かつ多数の者が利用する建築物	エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等を設置（※1）（※2）		
(2) 不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用する建築物	エレベーターその他の昇降機、便所の配置を、イ文字等の浮き彫り、ロ音による案内、ハ点字及びイ又はロに類するものにより視覚障害者に示す設備の設置（※2）		

※1 エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

※2 案内所を設ける場合は、この限りでない。

1 4 案内設備までの経路

基 礎 的 基 準			適合
(1) 道等から13の項の(2)の設備又は案内所までの経路(※1)のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路(※2)			
(2) 視覚障害者移動等円滑化経路	イ	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(※3)	
	ロ	点状ブロック等を敷設	(イ) 車路に接する部分
			(ロ) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分(※4)
			(ハ) 車路を横断する部分

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※2 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口までの経路が14の項の(2)に定める基準に適合する場合

※3 進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

※4 以下の部分を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する部分
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する部分
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

1 5 客席

基 礎 的 基 準			適合
(1) (※1)の施設の客席	車いす使用者が利用できる部分を次に定める数以上設置		
	客席数	車いす使用者が利用することができる部分	
	100席以下のもの	1	
	100席を超え400席以下のもの	2	
	400席を超えるもの	2に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする)ごとに1を加えた数	
(2) 車いす使用者が利用できる部分	イ	床は、水平	
	ロ	車いす使用者が利用できる部分1につき幅85cm以上、奥行き110cm以上	
	ハ	車いす使用者が利用できる部分に通じる客席内の通路に高低差がある場合の傾斜路	(イ) 幅は、内のり120cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)
			(ロ) 勾配は、1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)
			(ハ) 高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置
(ニ) 手すりの設置			
	(ホ) 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ		

※1 別表第1の1の項の(4)及び(5)に掲げる建築物

1 6 改札口

基 礎 的 基 準		適合
改札口を設ける場合(1以上)	幅は、80cm以上	

1 7 記載用カウンター

基 礎 的 基 準		適合
受付等に記載用カウンターを設ける場合(1以上)	車いす使用者が利用できる措置	

1.8 公衆電話所

基 礎 的 基 準			適合
公衆電話所を設ける場合（1以上）	イ	聴覚障害者に対応した電話機の設置	
	ロ	電話台の高さは、7.5cm	
	ハ	電話台の下部に高さ6.5cm以上で奥行き4.5cm以上の蹴込みを設置	

1.9 浴室

基 礎 的 基 準			適合	
（※1）の施設に浴室を設ける場合（1以上）	イ	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置		
	ロ	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保		
	ハ	出入口	（イ）幅は、内より80cm以上	
			（ロ）戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	
ニ	洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げ			

※1 社会福祉施設等若しくは公衆浴場で1,000㎡以上のもの又はホテル・旅館で5,000㎡以上のもの

2.0 更衣室又はシャワー室

基 礎 的 基 準			適合
（※1）の施設に更衣室・シャワー室を設ける場合（1以上）	イ	更衣室（1以上の区画）	出入口の幅は、内より80cm以上
	ロ	シャワー室（1以上の区画）	出入口の幅は、内より80cm以上、手すりの設置、高さ40cmから45cmまでの腰掛け台を設置

※1 社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で1,000㎡以上のもの又は学校

2.1 授乳及びおむつ交換場所

基 礎 的 基 準		適合
（※1）の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置、出入口付近にその旨表示	

※1 別表第1の1の項の(4)、(5)、(6)、(7)、(13)、(19)及び(23)に掲げる2,000㎡以上の建築物

備考

「適合」欄には、各基準に適合する場合には「○」を、該当する事項がない場合には「\」を記入してください。

第2号様式（その2） （第7条関係）

整備項目表（道路）

施設の所在地	
施設の名称	

1 歩道等

基 礎 的 基 準		適合
イ	有効幅員は、新設の場合200cm以上（自転車歩行者道を新設する場合300cm以上）、既存の歩道を改修する場合90cm以上	
ロ	歩道等の幅員内の排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造	
ハ	歩道等は、平坦、その表面は、滑りにくい舗装	
ニ	車両出入口では、歩道等が連続して平坦になるよう努める。	
ホ	視覚障害者の歩行が多い歩道等、公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等においては、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	
ヘ	ホの歩道等を結ぶ横断歩道に交通信号機等を設ける場合、視覚障害者等に配慮した構造	

2 歩道等と車道とが接する部分

基 礎 的 基 準		適合
イ	スロープを設置、勾配8%以下	
ロ	スロープ底部には、車いすの止まれる平坦部分を150cm以上設けるよう努める。	

3 横断歩道橋

基 礎 的 基 準		適合
イ	横断歩道橋の昇降口には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	
ロ	階段には、手すりを設置	
ハ	手すりの末端部及び要所には、必要に応じて、施設名、現在地等を点字で表示	

備考

「適合」欄には、各基準に適合する場合には「○」を、該当する事項がない場合には「\」を記入してください。

第2号様式（その3） （第7条関係）
整備項目表（公園等）

施設の所在地	
施設の名称	

1 出入口

基 礎 的 基 準		適合	
1以上の出入口	イ	有効幅員は、135cm以上 車止め柵を設ける場合、間隔は、90cmを標準	
	ロ	高低差がある場合、勾配8%以下の傾斜路とし、その表面は、滑りにくい舗装	

2 園路

基 礎 的 基 準		適合	
1の出入口に接続する1以上の園路	イ	有効幅員は、135cm以上 分岐点及びすれ違い箇所にあつては、200cm以上	
	ロ	縦断勾配は、8%以下とし、その表面は、滑りにくい舗装	
	ハ	園路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造	
	ニ	危険防止等のため必要な箇所には、点状ブロック等及び線状ブロック等を敷設	
	ホ	必要に応じて手すりを設置	

3 便所

基 礎 的 基 準		適合	
便所を2以上設ける場合、1以上の便所	イ	車いす使用者用便房を設置	
		腰掛便座、手すり等の適切な配置	
		車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保	
	ロ	表示設置	

4 水飲場

基 礎 的 基 準		適合	
1以上の水飲場	イ	車いす使用者が利用できる構造	
	ロ	表示設置	

備考

「適合」欄には、各基準に適合する場合には「○」を、該当する事項がない場合には「\」を記入してください。

第2号様式（その4） （第7条関係）

整備項目表（路外駐車場）

施設の所在地	
施設の名称	

1 路外駐車場車いす使用者用駐車施設

基 礎 的 基 準			適合
(1) 車いす使用者用駐車施設を1以上設置			
(2) 車いす使用者用駐車施設	イ	幅は、350cm以上	
	ロ	表示設置	
	ハ	2の項の(1)の経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	

2 路外駐車場移動等円滑化経路

基 礎 的 基 準			適合	
(1) 車いす使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を路外駐車場移動等円滑化経路				
(2) 路外駐車場移動等円滑化経路	イ	経路上に段を設けない（傾斜路を併設する場合は、この限りでない。）。		
	ロ	出入口の幅は、80cm以上		
	ハ	通路	(イ) 幅は、120cm以上	
			(ロ) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置	
			(ハ) 通路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造	
	ニ	傾斜路（段に代わり、又は段に併設するもの）	(イ) 幅は、120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）	
			(ロ) 勾配は、1/12以下（高さ16cm以下の場合は、1/8以下）	
(ハ) 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置				
(ニ) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜部分に手すりの設置				
		(ホ) 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ		

備考

「適合」欄には、各基準に適合する場合には「○」を、該当する事項がない場合には「\」を記入してください。

第3号様式（その1）（第8条関係）

適合証交付請求書（建築物）

年 月 日

大分県知事

殿

請求者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び印
電話番号（ ） ー〕

大分県福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定により、次のとおり（基礎的基準適合証・誘導的基準適合証）の交付を請求します。

1	施設の所在地			
2	施設の名称			
3	主要用途			
4	構造・階数			造 ・ 地上 階 ・ 地下 階
5	規 模 等	特定施設	用途	m ²
			用途	m ²
			用途	m ²
			用途	m ²
		特定施設以外の用途		m ²
	延べ床面積		m ²	
6	工事着手年月	年 月	7 新築等の届出	有（ 年 月 日 ） ・ 無
8	工事完了年月	年 月	9 工事完了届出	有（ 年 月 日 ） ・ 無
10	計画の認定			有 ・ 無
11	連絡先		所在地及び事務所等の名称	
			担当者名	電話番号

※受付欄		※処理欄	
------	--	------	--

備考

- 「7 新築等の届出」の欄及び「9 工事完了届出」の欄は、大分県福祉のまちづくり条例第18条及び第19条の規定に基づく届出の有無について、該当するものを○で囲み、有の場合は、届出年月日も記入してください。
- 「10 計画の認定」の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づく認定の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 「11 連絡先」の欄には、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。
- ※印の欄には、記入しないでください。
- 大分県福祉のまちづくり条例施行規則第8条第4項に規定する書類を添付してください。

第3号様式（その2）（第8条関係）

適合証交付請求書（公共の用に供する施設）

年 月 日

大分県知事 様

請求者 住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名
 電話番号（ ） -

大分県福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定により、次のとおり（基礎的基準適合証・誘導的基準適合証）の交付を請求します。

1	施設の所在地			
2	施設の名称			
3	施設の種類	道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場 ・ 遊園地、動物園、植物園等		
4	規 模	道路	延長	m
		公園等	敷地面積	m ²
		路外駐車場	駐車のに供する部分の面積	m ²
		遊園地、動物園、植物園等	敷地面積	m ²
5	工事着手年月	年 月	6 新築等の届出	有（ 年 月 日 ） ・ 無
7	工事完了年月	年 月	8 工事完了届出	有（ 年 月 日 ） ・ 無
9	連絡先	所在地及び事務所等の名称		
		担当者名	電話番号	

※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	
------------------	--	------------------	--

備考

- 1 「3 施設の種類の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「6 新築等の届出」の欄及び「8 工事完了届出」の欄は、大分県福祉のまちづくり条例第18条及び第19条の規定に基づく届出の有無について、該当するものを○で囲み、有の場合は、届出年月日も記入してください。
- 3 「9 連絡先」の欄には、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。
- 5 大分県福祉のまちづくり条例施行規則第8条第4項に規定する書類を添付してください。

第4号様式 (第8条関係)

誘 導 的 基 準 整 備 項 目 表

施設の所在地	
施設の名称	

1 出入口

		誘導的基準	適合
(1) 多数の者が利用する出入口(※1)	イ	幅は、内のり90cm以上	
	ロ	戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	
(2) 多数の者が利用する直接地上に通じる出入口(1以上)	イ	幅は、内のり135cm以上	
	ロ	戸は、自動的に開閉する構造とし、かつその前後に高低差なし	

※1 2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上のものに限る。

2 廊下等

		誘導的基準	適合
多数の者が利用する廊下等	イ	幅は、内のり180cm以上(廊下等の末端の付近及び区間5.0m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設置する場合は、140cm以上)(※1)	
	ロ	表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	
	ハ	階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分(※2)に点状ブロック等を敷設(※3)	
	ニ	戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし(※1)	
	ホ	廊下等に向かって開く戸を設ける場合、戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障が生じない措置	
	ヘ	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等	突出物を設けない(突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障が生じない措置)。
	ト	休憩用設備を適切な位置に設置	
	チ	1の項に定める出入口、5の項又は6の項に定めるエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平	
	リ	手すりの設置	

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等である場合は、この限りでない。

※2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※3 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

3 階段

誘導的基準		適合	
(1) 多数の者が利用する階段	イ	幅は、内のり150cm以上	
	ロ	けあげの寸法は、16cm以下	
	ハ	踏面の寸法は、30cm以上	
	ニ	両側に手すりの設置	
	ホ	表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	
	ヘ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できる。	
	ト	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	チ	段部分の上端に近接する踊場の部分(※1)に点状ブロック等を敷設(※2)	
	リ	主たる階段は、回り階段でない。	
(2) 多数の者が利用する階段を設ける場合	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは5の項に定めるものに限る。)を設置(※3)		

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※2 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合を除く。

※3 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合は、この限りでない。

4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

誘導的基準		適合	
多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するもの)	イ	幅は、内のり150cm以上(階段に併設する場合は、135cm以上)(※1)	
	ロ	勾配は、1/12以下(※1)	
	ハ	高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置(※1)	
	ニ	傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合、当該交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊場を設置(※1)	
	ホ	両側に手すりの設置	
	ヘ	表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ	
	ト	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できる。	
	チ	傾斜部分の上端に近接する踊場の部分(※2)に点状ブロック等を敷設(※3)	

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路である場合は、この限りでない。

※2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※3 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

5 エレベーター及びその乗降ロビー

		誘導的基準	適合
(1) 多数の者が利用するエレベーター		利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室等又は18の項の浴室のある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止するエレベーターを設置	
(2) 1以上のエレベーター		主たる廊下等に近接した位置に設置	
	イ	かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり90cm以上	
	ロ	かごの奥行きは、内のり135cm以上	
	ハ	乗降ロビーの幅及び奥行きは、内のり180cm以上	
	ニ	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	
	ホ	かご内に停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	
	ヘ	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	
	ト	かご内に扉の開閉状況を確認できる鏡及び手すりの設置	
	チ	かごの幅は、内のり140cm以上	
	リ	かごは、車いすの転回に支障がない構造	
	ヌ	かご内に、到着階、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	ル	かご内及び乗降ロビーの制御装置は、(イ)文字等の浮き彫り、(ロ)音による案内、(ハ)点字及び(イ)又は(ロ)に類するものにより視覚障害者が円滑に操作できる構造	
	ヲ	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	
(3) (1)のエレベーターのうち(2)の構造以外のもの		かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり80cm以上	
		かごの奥行きは、内のり135cm以上	
		乗降ロビーの幅及び奥行きは、内のり150cm以上	
		かごの幅は、内のり140cm以上	
		かごは、車いすの転回に支障がない構造	

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

		誘導的基準	適合
階段又は段に代わり、又はこれに併設する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	エレベーター	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	
		かごの幅は、内のり70cm以上、その奥行きは、内のり120cm以上	
	エスカレーター	車いす使用者がかご内で方向転換の必要ある場合は、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	

7 便所

誘導的基準			適合	
(1) 多数の者が利用する便所を設ける階	イ	車いす使用者用便房を設置 ・当該階の便房総数200以下：便房総数×1/50以上 ・当該階の便房総数200超：便房総数×1/100+2以上		
		車いす使用者用便房	腰掛便座、手すり等の適切な配置 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保	
	ロ	車いす使用者用便房及び当該便房設置便所の出入口	幅は、内のり90cm以上	
			戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	
(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合	オストメイト対応水洗器具を設けた便房を1以上設置			
(3) (※1)の施設に多数の者が利用する便所を設ける場合	イ	ベビーチェア等を設けた便房を1以上設置、便房及び便所の出入口にその旨表示		
	ロ	ベビーベッド等を設置（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）、便所の出入口にその旨表示		
(4) 多数の者が利用する便所に小便器を設ける場合	1以上の床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器及び手すりを設置			
(5) 多数の者が利用する便所に便座を設ける場合	1以上の腰掛式便座の設置			
(5) 多数の者が利用する便所に併設して洗面所を設ける場合	1以上の洗面器	周囲に手すりの設置		
		水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なもの		

※1 別表第1の1の項の(4)、(5)、(6)、(7)、(13)、(19)及び(23)に掲げる建築物

8 客室等

誘導的基準			適合		
(※1)の施設にベッドを設ける客室等を設ける場合	(1)	車いす使用者用客室等を設置			
		ホテル・旅館	・客室総数200以下：客室総数×1/50以上 ・客室総数200超：客室総数×1/100+2以上		
		社会福祉施設	1以上		
	(2)	イ 出入口	(イ) 幅は、内のり90cm以上		
			(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし		
		ロ 便所	(イ) 便所内に車いす使用者用便房を設置		
			車いす使用者用便房	腰掛便座、手すり等の適切な配置	
				車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保	
			(ロ) 車いす使用者用便房及び当該便房設置便所の出入口	a 幅は、内のり80cm以上	
				b 戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	

	ハ 浴室又はシャワー室（※2）	(イ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置		
		(ロ) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保		
		(ハ) 出入口	a 幅は、内のり80cm以上	
			b 戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	
		(ニ) 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げ		
(ホ) 非常ボタンの設置				

※1 ホテル・旅館又は1,000㎡以上の社会福祉施設等（病院及び診療所を除く。）

※2 不特定かつ多数の者が利用する18の項の構造の浴室が設けられている場合は、この限りでない。

9 敷地内の通路

		誘導的基準		適合	
多数の者が利用する敷地内の通路	(1)	幅は、180cm以上（段がある部分、傾斜路を除く。）(※1)(※2)			
		表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ			
	(3)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし（※1）（※2）			
	(4)	段がある部分	イ 幅は、150cm以上		
			ロ けあげの寸法は、16cm以下		
			ハ 踏面の寸法は、30cm以上		
			ニ 両側に手すりの設置		
			ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できる。		
			ヘ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
			ト 主たる階段は、回り階段でない。		
	(5)	段を設ける場合	段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーターその他の昇降機を設置（※1）（※2）		
	(6)	傾斜路	イ 幅は、150cm以上（段に併設する場合は、135cm以上）(※1) (※2)		
			ロ 勾配は、1/15以下（※1）（※2）		
ハ 高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置（※1）（※2）					
ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合、当該交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊場を設置（※1）（※2）					
(7)	敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造	ホ 両側に手すりの設置			
		ヘ 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できる。			

※1 敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により規定によることが困難である場合は、車寄せから直接地上に通じる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する。

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路である場合は、適用しない。

10 駐車場

誘導的基準		適合
(1) 多数の者が利用する駐車場	車いす利用者用駐車施設を設置 ・全駐車台数200以下：駐車台数×1/50以上 ・全駐車台数200超：駐車台数×1/100+2以上	
(2) 車いす利用者用駐車施設	イ 幅は、350cm以上	
	ロ 利用居室に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	
	ハ 車いす利用者用駐車施設及び車いす利用者用駐車施設に至る通路に屋根を設置	
(3) プラスワン駐車区画	車いす利用者用駐車施設の近くに、妊産婦、傷病者等移動に配慮が必要な人のための駐車施設を設置	

11 標識

誘導的基準		適合
エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設を表示する標識	高齢者、障害者等の見やすい位置に設置	
	表示内容が容易に識別できるもの（日本工業規格Z8210に適合）	

12 案内設備

誘導的基準		適合
(1) エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等を設置（※1）（※2）		
(2) エレベーターその他の昇降機、便所の配置を、イ文字等の浮き彫り、ロ音による案内、ハ点字及びイ又はロに類するものにより視覚障害者に示す設備の設置（※2）		

※1 エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

※2 案内所を設ける場合は、この限りでない。

13 案内設備までの経路

誘導的基準		適合	
(1) 道等から12の項の(2)の設備又は案内所までの主たる経路（※1）を視覚障害者移動等円滑化経路（※2）			
視覚障害者移動等円滑化経路	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（※3）		
	点状ブロック等を敷設	（イ）車路に接する部分	
		（ロ）段・傾斜がある部分の上端に近接する部分（※4）	
		（ハ）車路を横断する部分	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

※2 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口までの経路が別表2の1建築物の基礎的基準の14の項の(2)に定める基準に適合する場合

※3 進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

※4 以下の部分を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する部分
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する部分
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

1 4 客席

		誘導的基準	適合								
(1) (※1) の施設の客席		客席には車いす使用者が利用できる部分を次に定める数以上設置									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>客席数</th> <th>車いす使用者が利用できる部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100席以下のもの</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>100席を超え400席以下のもの</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>400席を超えるもの</td> <td>3に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする)ごとに1を加えた数</td> </tr> </tbody> </table>		客席数	車いす使用者が利用できる部分	100席以下のもの	2	100席を超え400席以下のもの	3	400席を超えるもの	3に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする)ごとに1を加えた数
		客席数		車いす使用者が利用できる部分							
		100席以下のもの		2							
100席を超え400席以下のもの	3										
400席を超えるもの	3に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする)ごとに1を加えた数										
(2) 車いす使用者が利用できる部分	イ	床は、水平									
	ロ	車いす使用者が利用できる部分1につき幅90cm以上、奥行き140cm以上									
	ハ	車いす使用者が利用できる部分に通じる客席内の通路に高低差がある場合の傾斜路	(イ) 幅は、内のり150cm以上(階段に併設する場合は、135cm以上)								
			(ロ) 勾配は、1/15以下								
			(ハ) 高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置								
			(ニ) 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合、当該交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊場を設置								
			(ホ) 両側に手すりの設置								
(ヘ) 表面は、粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ											
(ト) 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できる。											
(3) 集団補聴設備等	聴覚障害者の利用に配慮した設備を設置										

※1 別表第1の1の項の(4)及び(5)に掲げる建築物

1 5 改札口

		誘導的基準	適合
改札口を設ける場合(1以上)		幅は、90cm以上	

1 6 記載用カウンター

		誘導的基準	適合
受付等に記載用カウンターを設ける場合(1以上)		車いす使用者が利用できる措置	

1 7 公衆電話所

		誘導的基準	適合
公衆電話所を設ける場合(1以上)	イ	聴覚障害者に対応した電話機の設置	
	ロ	電話台の高さは、75cm	
	ハ	電話台の下部に高さ65cm以上で奥行き45cm以上の蹴込みを設置	

18 浴室

誘導的基準			適合	
多数の者が利用する浴室を設ける場合 (1以上)	イ	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置		
	ロ	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保		
	ハ	出入口	幅は、内のり90cm以上	
			戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造とし、かつその前後に高低差なし	
ニ	洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げ			

19 更衣室又はシャワー室

誘導的基準			適合
(※1)の施設に更衣室・シャワー室を設ける場合 (1以上)	イ	更衣室 (1以上の区画)	出入口の幅は、内のり90cm以上
	ロ	シャワー室 (1以上の区画)	出入口の幅は、内のり90cm以上、手すりの設置、高さ40cmから45cmまでの腰掛け台を設置

※1 社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で1,000㎡以上のもの又は学校

20 授乳及びおむつ交換場所

誘導的基準		適合
(※1)の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置、出入口付近にその旨表示	

※1 別表第1の1の項の(4)、(5)、(6)、(7)、(13)、(19)及び(23)に掲げる建築物

備考

「適合」欄には、各基準に適合する場合には「○」を、該当する事項がない場合には「\」を記入してください。

第5号様式（その1）（第10条関係）

特別特定施設新築等届出書（建築物）

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称並びに代表者の氏名及び印
 電話番号（ ） -

大分県福祉のまちづくり条例第18条第1項の規定により、次のとおり新築等の内容について届け出ます。

1	施設の所在地				
2	施設の名称				
3	主要用途				
4	工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替			
5	構造・階数	造・地上階・地下階			
6	規模等 内訳	特 定 施 設	新築等の部分	その他の部分	合 計
		用途	m ²	m ²	m ²
		用途	m ²	m ²	m ²
		用途	m ²	m ²	m ²
		用途	m ²	m ²	m ²
		特定施設以外の用途	m ²	m ²	m ²
	延べ床面積	m ² (共同住宅、寄宿舎にあつては、延べ 床面積のほか、戸室数を()に記入)	(戸・室)	m ² (戸・室)	(戸・室)
7	工事着手予定日	年 月 日	9 適合証交付 請求の予定	有 [基礎的基準適合証 誘導的基準適合証]	無
8	工事完了予定日	年 月 日			
10	連絡先	所在地及び事 務所等の名称			
		担当者名	電話番号		

※ 受付欄		※ 処理欄	
----------	--	----------	--

備考

- 1 「4 工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「9 適合証交付請求の予定」の欄は、大分県福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定による適合証の交付請求の予定の有無について、該当するものを○で囲み、有の場合は、請求予定の適合証の種別について、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「10 連絡先」の欄には、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。
- 5 大分県福祉のまちづくり条例施行規則第10条第3項に規定する書類を添付してください。

第5号様式（その2）（第10条関係）

特別特定施設新築等届出書（公共の用に供する施設）

年 月 日

大分県知事 様

届出者 住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名
 電話番号（ ） -

大分県福祉のまちづくり条例第18条第1項の規定により、次のとおり新築等の内容について届け出ます。

1	施設の所在地			
2	施設の名称			
3	施設の種類	道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場 ・ 遊園地、動物園、植物園等		
4	工事種別	新設 ・ その他（ ）		
5	規 模	道路	延長	m
		公園等	敷地面積	m ²
		路外駐車場	駐車の用に供する部分の面積	m ²
		遊園地、動物園、植物園等	敷地面積	m ²
6	工事着手予定日	年 月 日	8 適合証交付 請求の予定	有 [基礎的基準適合証 誘導的基準適合証] 無
7	工事完了予定日	年 月 日		
9	連絡先	所在地及び事 務所等の名称		
		担 当 者 名	電話番号	

※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	
------------------	--	------------------	--

備考

- 1 「3 施設の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「4 工事種別」の欄は、該当するものを○で囲み、その他の場合は、（ ）内にその内容を記入してください。
- 3 「8 適合証交付請求の予定」の欄は、大分県福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定による適合証の交付請求の予定の有無について、該当するものを○で囲み、有の場合は、請求予定の適合証の種別について、該当するものを○で囲んでください。
- 4 「9 連絡先」の欄には、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。
- 5 ※印の欄には、記入しないでください。
- 6 大分県福祉のまちづくり条例施行規則第10条第3項に規定する書類を添付してください。

第6号様式（第12条関係）

特別特定施設新築等変更届出書

年 月 日

大分県知事

様

届出者 住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名
電話番号（ ） - 〕

大分県福祉のまちづくり条例第18条第2項の規定により、次のとおり新築等の届出の内容の変更について届け出ます。

1	施設の所在地			
2	施設の名称			
3	施設の種類	建築物・道路・公園等・路外駐車場・遊園地、動物園、植物園等		
4	新築等の届出日	年 月 日		
5	変更の内容	変 更 前		変 更 後
6	連絡先	所在地及び事務所等の名称		
		担当者名	電話番号	

※ 受付欄		※ 処理欄	
----------	--	----------	--

備考

- 1 「3 施設の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「4 新築等の届出日」の欄は、特別特定施設新築等届出書（第5号様式）の届出日を記入してください。
- 3 「6 連絡先」の欄には、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。
- 5 大分県福祉のまちづくり条例施行規則第12条第2項に規定する書類を添付してください。

第7号様式（第13条関係）

特別特定施設工事完了届出書

年 月 日

大分県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名及び印
電話番号（ ） — 〕

大分県福祉のまちづくり条例第19条の規定により、次のとおり新築等の工事の完了を届け出ます。

1	施設の所在地						
2	施設の名称						
3	建築物・道路・公園等・路外駐車場・遊園地、動物園、植物園等						
4	規模等	建築物	特 定 施 設	新築等の部分	その他の部分	合 計	
			内 訳	用途	m ²	m ²	m ²
				用途	m ²	m ²	m ²
				用途	m ²	m ²	m ²
				用途	m ²	m ²	m ²
		特 定 施 設 以 外 の 用 途		m ²	m ²	m ²	
		延べ床面積 <small>〔 共同住宅、寄宿舎にあつては、延べ床面積のほか、戸室数を()に記入 〕</small>		m ²	m ²	m ²	
			(戸・室)	(戸・室)	(戸・室)		
	道路		延長 m				
	公園等		敷地面積 m ²				
路外駐車場		駐車のために供する部分の面積 m ²					
遊園地、動物園、植物園等		敷地面積 m ²					
5	新築等の届出日 年 月 日						
6	変更の届出日 年 月 日						
7	工事着手日 年 月 日		9 適合証交付 請求の予定	有	〔 基礎的基準適合証 誘導的基準適合証 〕	無	
8	工事完了日 年 月 日						
10	連絡先		所在地及び事務所等の名称				
			担当者名		電話番号		

※ 受付欄		※ 処理欄	
----------	--	----------	--

- 備考
- 「5 新築等の届出日」の欄は、特別特定施設新築等届出書（第5号様式）の届出日を記入してください。
 - 「6 変更の届出日」の欄は、特別特定施設新築等変更届出書（第6号様式）による届出を行った場合のみ、その届出日を記入してください。
 - 「9 適合証交付請求の予定」の欄は、大分県福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定による適合証の交付請求の予定の有無について、該当するものを○で囲み、有の場合は、請求予定の適合証の種別について、該当するものを○で囲んでください。
 - 「10 連絡先」の欄には、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。
 - ※印の欄には、記入しないでください。

(表)

意見の聴取通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事



次のとおり意見の聴取を行いますので、大分県福祉のまちづくり条例施行規則第15条第3項の規定により通知します。

予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日まで
備考	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- 備考 1 口頭による意見の聴取を行う場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 意見書には、意見の聴取の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、意見書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに意見書の提出がないとき(口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき)は、知事は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であつて、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を知事に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

第9号様式(第15条関係)

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名 ㊟

大分県福祉のまちづくり条例施行規則第15条第4項の規定により、次のとおり意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取の通知の 番 号 及 び 日 付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
変更申出の理由			

第10号様式(第15条関係)

意見の聴取日時等決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事



大分県福祉のまちづくり条例施行規則第15条第6項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の通知及び号	意見の聴取の日	取番付	第 号 年 月 日
□ 変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	
□ 不変更決定	意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由		

備考 該当する□の中にレ印を付けること。

第11号様式(第16条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名 ㊟

私は、大分県福祉のまちづくり条例施行規則第16条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

意見の聴取の通知の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	
当 事 者 と の 関 係	

第12号様式(第16条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名 ㊟

私の代理人は、その資格を失ったので、大分県福祉のまちづくり条例施行規則第16条第4項の規定により届け出ます。

意見の聴取の通知の 番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

第13号様式(第18条関係)

(表)

第 号	身 分 証 明 書	所 属 氏 名	生 年 月 日	年	月	日生
上記の者は、大分県福祉のまちづくり条例第21条の2第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。						
				年	月	日
大分県知事						印

(裏)

大分県福祉のまちづくり条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査)

第21条の2 知事は、第18条第3項、第20条及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特別特定施設設置者に対し、報告を求め、又はその職員に、特別特定施設若しくは特別特定施設の工事現場に立ち入り、特別特定施設、設備、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

引用文献

- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成19年度
 - ・編 集：国土交通省
 - ・発 行：人にやさしい建築・住宅推進協議会

- 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編))
 - ・監 修：国土交通省総合政策局安心生活政策課
 - ・編集発行人：井山嗣夫
 - ・発 行 所：交通エコロジー・モビリティ財団
 - ・平成19年7月

